

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和6年9月13日

閉会 令和6年9月24日

寒 川 町 議 会

出席委員 茂内委員長、吉田副委員長
山田委員、柳田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、深澤副町長、大川教育長
大川議会事務局長、亀井議会事務局次長、長瀬副主幹
野崎企画部長、関根企画政策課長、山下主査、山田主査、守屋主査
皆川財政課長、吉田主幹、黒木副技幹、佐糠主査、石川主任主事
佐野広報戦略課長、木内副主幹、岡野主査
村瀬デジタル推進課長、渡邊副主幹、山本主査
三橋総務部長、伊藤総務課長（兼）寒川文書館長、米山主幹、辻井主査、
三澤主査、平尾主査
青木人事課長、三澤副主幹、遠藤副主幹、赤崎主査
杉崎財産管理課長、芳賀主査
大平税務収納課長、池田専任主幹、瀬戸副主幹、内藤主査、高井主査
菊地町民部長、芝崎町民協働課長、栢沼主査
濁川町民安全課長、一島技幹、三町副主幹、嶺主査、伊藤主事
尾畑町民窓口課長、中嶋副主幹、三留副主幹、執行主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第51号 令和5年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第52号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第53号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第54号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第55号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和6年9月13日

午前9時00分 開会

【天利議長】 皆さん、おはようございます。本当に連日暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。いよいよ本日から24日にかけて、決算特別委員会が開催される運びとなりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして5名の委員を選出しておりますので、ご審査いただきますようお願い申し上げます。

それでは、決算審査を進めるに当たりましては、委員長をお決め願うこととなりますが、委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長が委員長の互選を行わせると

ございます。また、第2項では、互選に関しての進行役は年長の委員が当たると規定されておりますので、今回決算特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は、恐れ入りますが、関口委員ということでございますので、関口委員におきましては座長をお務めいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速でございますが、関口委員、こちらの座長の席にお移りいただきますようお願い申し上げます。

(関口光男委員、座長席へ移動)

【関口座長】 それでは、ただいま議長よりご指名がございましたので、あまり喜ばしい役じゃありませんが、委員長を選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、委員長の互選に入りたいと思いますので、互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【関口座長】 推選という言葉がありましたけども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、異議なしということですありますので、委員の皆様から委員長の推選をいただきたいと思いますけども、よろしくお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 茂内委員にお願いしたいと思います。

【関口座長】 茂内委員というお話がございましたが、他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口座長】 それでは、茂内委員ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【茂内委員長】 それでは、茂内委員ということでお決めしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。委員長職を茂内委員にお願いすることに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、茂内委員、委員長席にお移りください。

(茂内久代委員、委員長へ移動)

【関口座長】 私はこれにて座長の役目を終了させていただきますので、ご協力大変にありがとうございました。

【茂内委員長】 ただいまご推選をいただき、決算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり、令和5年度各決算審査の進行役を務めるわけではありますが、何とぞ委員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

それでは、まず委員長としての最初の務めは、副委員長の選任ということのようですが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【茂内委員長】 ただいま委員長一任というお声がありましたので、僭越ではございますが、私から

ご指名するということよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【茂内委員長】 ご異議がないようですので、吉田委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【茂内委員長】 それでは、ご異議がないということでありますので、吉田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、吉田委員、こちらの副委員長のお席へお移りください。

（吉田悟朗委員、副委員長席へ移動）

【茂内委員長】 それでは、吉田副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【吉田副委員長】 ただいま皆様よりご承認をいただきまして、副委員長の職をお預かりすることとなりました。しっかりと委員長をお支えさせていただきまして、円滑な会議に努めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【茂内委員長】 ここで打合せのため暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。過日、初日の本会議におきまして、本委員会に付託されました案件は議案第51号 令和5年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第55号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定についての5議案であります。審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいります。

この際、審査日程についてお諮りいたします。タブレットにある決算特別委員会審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、9月24日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【茂内委員長】 異議ないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいとの申出がございますので、これを許可したいと思います。町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま委員長よりお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

9月も半ば近くなりましたけども、まだまだ暑い厳しい日が続いておりまして、しばらくまだ暑さが

続くと思われますので、ぜひ委員の皆様方には、体調管理をよろしくお願ひしたいと思います。

本日より9月24日までの間、令和5年度決算につきまして審査をいただくこととなっております。予算の執行に当たりましては、適正な執行はもとより子育て環境、あるいは教育環境の充実をはじめ、行政のデジタル化などへの取組と様々な施策を展開してきたところでございます。審査を通じて幅広い皆様からのご意見等をいただきながらご指導いただければ非常に幸いだと思っております。具体的な内容の説明につきましては、後ほど担当より詳細に説明があろうかと思っておりますので、ぜひよろしくご審査の上認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございます。

【茂内委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

この後の進め方ですが、順次、課等ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席します。

なお、質疑については簡潔明瞭にさせていただき、効率よく審査を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

決算書のページ等については、タブレットにあります各課等の決算特別委員会説明（参考）資料に記載がございますので、ご参照くださるようお願いいたします。

なお、寒川町総合計画2040第1次実施計画の事務事業評価結果を参考資料としてタブレットに添付していますので、ご参考にしていただければと思います。

次に、企画部長より決算の概要につきまして説明したいとの申出がございましたので、企画部長の申出を許可します。

企画部長入室のため暫時休憩といたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部長より決算の概要について説明をお願いいたします。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、令和5年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに令和5年度決算の概要をご説明するに当たりまして、令和5年度予算編成時の状況についてご説明申し上げます。

国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2022において、国を取り巻く環境変化や国内における構造的問題など国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている中、国民生活や経済へのさらなる打撃の抑制や厳しい状況にある方々を全力で支援し、コロナ禍からの回復を確かなものにするとしておりました。

一方、県においては、経済情勢について供給面での制約の影響が見られるものの、緩やかに持ち直し

ており、先行きについては引き続き感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策効果から持ち直しが期待されるが、下振れリスクに十分注意するとともに、感染症の影響、為替の動向にも注視する必要があるとし、予算編成方針では、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、令和4年度当初予算に対し一定程度の増収が期待できるものの、追加の財政需要が生じる可能性や高齢者人口の増加等に伴い介護、医療、児童関係経費が大幅に増額する見通しとしておりました。

こうした中、町においても税収の一定程度の回復が期待できるものの、大幅な増収は見込めない中、障害福祉費や保育所費などの社会保障関連経費の増加、田端西地区まちづくりや公共施設の更新などによる公債費などの増加が想定され、今後も義務的経費の増加傾向が続くなど、行政課題に対応するための財政需要の増加が見込まれ、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政状況が続く懸念がございました。

このような状況を踏まえ、国、県の動向に注視しつつ、引き続き新型コロナウイルス感染症対策や社会情勢の変化に的確に対応するとともに、町ブランドである『「高座」のころ。』を念頭に置き、寒川町に住む全ての町民に一步先の安心を感じてもらえるまちづくりを目指し、寒川町総合計画2040第1次実施計画のさらなる取組と推進、新型コロナウイルス感染症対策と町民生活を支える施策の推進、事業の見直しと歳入確保に結びつく創意工夫といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を実施し、令和5年度当初予算額173億2,500万円で議決を賜り、その後8度にわたる補正予算総額39億3,604万円で令和4年度からの繰越事業費3億5,214万7,513円を加えた最終予算現額は、216億1,318万7,513円となりました。

その結果となる令和5年度決算の概要につきまして、既に配付させていただいております令和5年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書に基づき、ご説明申し上げます。説明書の2ページ、113分の7ページ、タブレットでいきますと、をご覧ください。こちらの第1表決算収支の状況にも記載のとおり、令和5年度一般会計の決算額は、歳入では226億6,016万4,000円で、前年度対比17億1,783万5,000円、8.2%の増、歳出では207億30万円で、前年度対比18億841万6,000円、9.6%の増となりました。これにより（C）の欄の形式収支は19億5,986万4,000円となり、翌年度に繰り越す4,174万4,000円を控除した実質収支は、19億1,812万円の黒字となっております。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支については、昨年度に引き続き赤字となり、また財政調整基金の積立金の加算と積立金取崩額の減算による実質単年度収支についても、11億2,621万9,000円の赤字となりました。

なお、令和5年度決算の形式収支（C）の欄の19億5,986万4,000円につきましては、過去最大となった令和3年度決算、歴代2番目となった令和4年度決算に続き、歴代3番目の金額となっております。この形式収支が令和5年度も高額となったことについての分析の視点としては、歳入歳出予算現額との比較と前年度との比較といった2つの視点がございます。

申し訳ありませんが、令和5年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページ、冊子でお配りされているのかなと思いますが、そちらの1ページ、2ページの一般会計欄をご覧くださいと思います。まず、予算現額との比較でございますが、一般会計歳入の総予算現額は216億1,318万7,513円で、収入済額は226億6,016万4,416円となり、超過収入額は10億4,697万6,903円、対予算収入率は104.8%となります。一方、歳出の総予算現額は歳入同様216億1,318万7,513円で、支出済額は207億29万9,802円となり、執行残として9億1,288万7,711円、対予算執行率は95.8%となりました。結果、対予算収入率104.8%に

対し、対予算執行率は95.8%であることから、形式収支といたしまして19億5,986万4,614円となったものでございます。

次に、前年度との比較の視点でございますが、再度説明書の2ページ、タブレットに入っております113分の7ページ、にお戻りいただきたいと思います。令和5年度歳入決算額は226億6,016万4,000円、令和4年度は209億4,232万9,000円で、対前年度比で17億1,783万5,000円の増、率では8.2%の増となりました。また、令和5年度歳出決算額は207億30万円、令和4年度は188億9,188万4,000円で、対前年度比で18億841万6,000円の増、率では9.6%の増となりました。結果、17億1,783万5,000円の増収があるものの、18億841万6,000円の支出増があるため、歳入歳出差引額の欄になりますが、令和5年度の形式収支19億5,986万4,000円に対して令和4年度の形式収支は20億5,044万5,000円で、その差額9,058万1,000円が前年度と比較した形式収支の減となっております。

説明書の6ページ、113分の11ページをご覧くださいと思います。具体的に申し上げますと、歳入面では、自主財源の町税で、個人町民税では、納税義務者数の増などにより2,731万5,000円、1%の増、法人町民税が企業収益の堅調な動きから701万2,000円、0.9%の増の結果、町民税全体では3,432万7,000円、1.0%の増となっています。それから固定資産税では、償却資産がやや減少したものの、土地で田端西地区の一部街区でみなし課税が開始されたことや家屋で新築家屋の増などにより、全体では4,437万6,000円、0.9%の増となったことなどにより、対前年度比では、町税全体では9,555万6,000円、1.0%の増となりました。また、令和5年度の歳入全体の決算額226億6,016万4,000円のうち自主財源の繰越金20億5,044万5,000円につきましては、説明書2ページにもあるとおり、令和4年度決算の形式収支が令和5年度歳入決算額に含まれていることもあり、昨年に次ぐ過去2番目の繰越金決算額となっております。その理由といたしましては、令和5年度において歳入面で主に町税の収入額が予算額を上回ったことによるもので、町民税と固定資産税で約7億5,000万円、これに地方消費税交付金と法人事業税交付金の上振れ分を合わせますと、予算に対して10億円を超える金額が上回っております。これに歳出面の執行残額を加えますと、20億円を超える繰越金となったというような内容でございます。令和5年度につきましては、ポストコロナを見据えた社会経済状況を踏まえ、歳入においては地方財政法第3条において、予算の編成は、「正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とされていることから、健全財政であることを最優先とし、歳入予算を過大に見積もることなく、また、歳出においては、コロナ対策及び物価高騰対策や学校給食センター事業の開始、田端西地区まちづくり事業の推進を図りつつ、子育て支援や社会保障に不足のないよう、確実な予算確保を図った結果、歳入と歳出に乖離が生じ、形式収支が高額となり、併せて令和5年度繰越金が高額となったものであります。

説明書の2ページにお戻りいただければと思います。ただいまご説明申し上げました令和4年度繰越金が含まれた令和5年度決算の形式収支19億5,986万4,000円から、翌年度に繰り越すべき財源4,174万4,000円を差し引いた実質収支19億1,812万円から令和5年度当初予算に繰越金として計上いたしました2億8,000万円を差し引いた残額16億3,812万円の活用につきましては、地方財政法第7条に基づき、町財政の健全な運営に資するため、その2分の1を財政調整基金に積み立て、年度間の財源の不均衡の調整を図るととともに、町総合計画の実現や公共施設の老朽化問題など、将来への投資に備えてまいりま

す。また、残された2分の1につきましては、令和6年度一般会計補正予算（第3号）での議決を賜ったところではありますが、喫緊の課題への対応のほか、公共施設再編整備基金への積立てなど世代間公平負担に配慮しつつ、現役世代に還元できるサービスに活用してまいります。

今後につきましても、社会経済情勢を踏まえ、住民ニーズと潜在的課題への備えといった両面に対し、健全財政を維持しつつ、的確に対応できるよう行財政運営に努めてまいります。

再度6ページをご覧くださいと思います。歳入決算の状況でございます。令和5年度の歳入決算における自主財源と依存財源の構成割合は65.2対34.8で、前年度と比較して1.2ポイント自主財源が減となりました。その主な理由といたしましては、自主財源において、前段でご説明いたしましたとおり、町税において全体で1.0%の増、財産収入では、不燃ごみ中間処理施設である一之宮中継所用地の売却による増、繰入金の増、諸収入は学校給食公会計化に伴う学校給食費の皆増がありました。

一方、依存財源においては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が減となったものの、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆増や学校給食センター建設に伴う学校施設環境改善交付金の皆増、県支出金では、子どものための教育・保育給付費県費補助金の増や助成対象年齢の拡大などにより、小児医療費助成事業補助金の増、町債では、寒川総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機新設工事や田端西地区まちづくり事業の進捗などによる増がありました。自主財源、依存財源いずれも増となりましたが、依存財源の伸びが自主財源の伸びを上回った結果、依存財源が1.2ポイントの増となったものでございます。

なお、詳細につきましては、6ページの第3表歳入の状況でご確認をお願いします。

7ページをご覧くださいと思います。町の大宗を占める町税についてご説明いたします。まず、下段第4表町税の内訳をご覧くださいますと、個人町民税については、納税義務者数の増、法人町民税についても堅調に推移し、前年度に比べ微増、固定資産税については、田端西地区の一部街区におけるみなし課税の開始や新築家屋の増などにより、こちらも微増となり、先ほどからご説明申し上げているとおり、町税全体では9,555万6,000円、1.0%の増となっているものでございます。

次に、歳出決算額について、目的別に主な増減についてご説明申し上げます。13ページ以降を見ていただければと思います。13ページをお開きください。まず、総務費でございますが、令和5年度決算額は38億5,688万6,000円で、前年度比2億3,143万円、6.4%の増となりました。これは財政調整基金積立金で11億7,454万3,000円の減、防災行政用無線のデジタル移動通信システム更新工事で1億2,639万円の皆減などがあるものの、公共施設再編整備基金積立金が14億3,746万9,000円の皆増、まちづくり基金積立金が1億5,829万2,000円の増、自治体DX推進業務委託料での1,685万3,000円の皆増などによるものでございます。

次に、民生費の令和5年度決算額は71億3,205万円で、前年度比6億4,904万5,000円、10.0%の増となりました。これは国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業で2億1,565万5,000円の皆減、町の高齢者物価高騰対策給付事業事務処理委託料で1億3,766万8,000円の皆減などがあるものの、国の低所得世帯支援給付金給付事業費で1億3,201万1,000円の皆増、同追加給付分で3億618万2,000円の皆増、障害福祉サービス費が1億1,546万5,000円の増、子どものための教育・保育給付費が8,134万3,000円の増、認定こども園化に伴う就学前教育・保育施設整備事業補助金が7,599万6,000円の

増などによるものでございます。

次に、衛生費の令和5年度決算額は19億7,040万3,000円で、前年度比4億8,611万5,000円、19.8%の減となりました。これは広域リサイクルセンターの資源物拠出金分担金で3,008万1,000円の増や可燃ごみ等収集運搬委託料1,045万円の増などがあったものの、14ページに移りまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業が全体で5億2,545万円の減、広域リサイクルセンターのプラスチック製容器包装ライン選別能力向上委託料での3,894万円の皆減などによるものでございます。

次に、商工費の令和5年度決算額は1億7,919万4,000円で、前年度比1,508万8,000円、7.8%の減となりました。これは中小企業信用保証料補助金で276万5,000円の増、中小企業活性化事業補助金で144万5,000円の増などがあるものの、中小企業支援事業補助金での2,324万円の皆減などによるものでございます。

次に、土木費の令和5年度決算額は25億9,922万8,000円で、前年度比4億4,705万9,000円、20.8%の増となりました。これは下水道事業特別会計への雨水処理負担金で2,804万3,000円の減などがあるものの、田端西地区組合土地区画整理事業助成金で2億4,143万4,000円の増や、総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機新設工事で2億2,825万1,000円の皆増、総合体育館の建具等更新工事での4,510万円の皆増などになるものでございます。

15ページをご覧ください。次に、教育費でございますが、令和5年度決算額は28億5,898万7,000円で、前年度比10億1,852万2,000円、55.3%の増となりました。これは全ての小・中学校体育館への可搬式空調機の設置完了により1億7,004万9,000円の皆減があるものの、学校給食センターに係る初年度即納金で7億4,201万5,000円の皆増、学校給食センターの維持管理経費で3億5,248万1,000円の皆増、さむかわテニスコートの施設管理委託料で1,450万円の皆増などによるものでございます。

以上、歳出の目的別に主な増減についてご説明させていただきましたが、17ページには、第7表として歳出決算額目的別内訳を、また19ページには、第8表として歳出決算額性質別内訳を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。また、25ページから28ページにかけてまして町債の状況を、29ページから38ページにかけてまして、最近10年間における町の財政状況について記載しておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

最後に、これまでご説明させていただきました令和5年度の決算に対する町監査委員の決算審査について、決算審査意見書の48ページから50ページ、タブレットでいきますと、83分の56ページを開いていただければと思いますが、この11むすびの中の記述を一部抜粋して読み上げ、ご報告を申し上げたいと思います。寒川町決算審査意見書の49ページ、タブレット83分の57ページの下から2行目から読み上げさせていただきます。

「令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行し、景気は緩やかに回復していたが、賃上げが物価高騰に追いつかない状況は変わらず、町民の暮らしに大きな影響を与えた。そこで町では、子育て世帯に対し独自に国給付金の対象とならなかった児童に加えて、多子世帯へ加算して給付金を支給するなど、きめ細やかに国、県の支援が受けられない子どもたちなどの暮らしを守る取組を進めた。町民の命を守る取組としては、茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づき宮山出張の整備に向けた用地取得を行ったほか、改正道路交通法により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化さ

れたことを受け、自転車用ヘルメット購入費助成金を創設し、交通安全意識の高揚と交通事故等による被害軽減対策等の充実強化を図った。また、新たな産業拠点として期待される田端西地区まちづくり事業を支援したほか、総合体育館武道場及びサブアリーナの空調機新設工事や小・中学校の校舎老朽化に伴う外壁工事など、教育スポーツ活動等の環境整備にも取り組まれた。さらに学校給食について昨年9月から町内の小・中学校の完全給食が実現するなど、限られた財源を効果的に活用し、大規模な事業を推進した。令和6年度に入り、景気には足踏みも見られるが、緩やかな回復基調から高い水準の賃上げや国の経済対策により、個人消費の押上げが期待されるところであるが、原材料価格の高騰などにより家計を苦しめている物価の上昇も依然として続いている。町は引き続き町民の命と暮らしを守るため、適時適切に町民生活を下支えする施策を講じられたい。

また、本年度は寒川町総合計画2040第1次実施計画の最終計画年度もある。町は計画に位置づけられた事業等を着実に推進するとともに、町の将来像「つながる力で新化するまち」の実現に向けたこれまでの施策の効果を検証し、次期実施計画の策定に臨んでいただきたい。喫緊の課題である公共施設の老朽化対策については、財政負担の軽減、平準化と公共施設の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化を計画的に行い、統廃合、複合化、さらには民間資金の導入なども積極的に検討し、進められたい。

また、今後町民の理解の下そうした大規模な事業を着実に推進し、多様化、複雑化する町民ニーズに的確に対応していくため、職員一人一人がコスト意識を高めるとともに、公平、公正な行財政運営を望むものである」との意見が付されたところであります。

町といたしましては、監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降議員皆様からのご意見、ご提言を賜ることで、さらに工夫、改善に努め、町民の皆様からの負託に応えるべく、安心して暮らし続けられる持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、住んでいてよかったと言われるよう効率的かつ効果的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後各担当から決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また決算特別委員会説明（参考）資料に基づき詳細な説明がありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、貴重なお時間を割いていただき、誠にありがとうございました。

【茂内委員長】 ご苦労さまでした。準備のため暫時休憩といたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて委員会を再開いたします。

皆さん既に確認されていると思いますが、今決算特別委員会より説明資料の様式、備考欄が変更になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会事務局の審査に入ります。説明を求めます。

大川議会事務局長。

【大川議会事務局長】 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、これから議会事務局が所管執行いたしました令和5年度の決算審査をお願いいたします。説明は亀井局次長から、質疑は出席している職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等、共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等、共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをご覧ください。議会運営経費でございます。報償費は、各種団体等で開催されます大会や品評会などの議長賞の記念品代でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。旅費は、議員の各常任委員会の行政視察及び随行職員や執行部職員の旅費などでございます。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費で、対応件数及び不用額につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費、新聞4紙や定期刊行物の購読料、行政視察時の手土産、補欠選挙により当選された議員の在庁プレート、議員章などです。食糧費は、他の自治体からの視察来庁時におけるお茶代と茶菓子代でございます。役務費では、議員控室のインターネット回線使用料及びロゴチャット使用料で、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、議員健康診断委託料と議場音響システム保守点検委託料で、議員健康診断委託料では、健康診断と大腸がん検診の費用を医療機関へ支払ったもので、受診者は15名でございました。議場音響システム保守点検委託料では、議場及び委員会室の音響設備の保守点検を年2回実施いたしました。使用料及び賃借料は、議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料で、主な内容及び不用額は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、会派及び議員に対する政務活動費交付金や神奈川県町村議会議長会への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県内の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①、20款諸収入は、使用料及び賃借料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費に充当してございます。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。議会公開事業費でございます。議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議、調査、提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に広く情報公開を行うものでございます。需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙を購入いたしました。印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で年4回発行いたしました。主な内容及び不用額は、備考欄に記載のとおりでございます。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載してございますが、本会議や各常任委員会及び予算・決算を含めた特別委員会等の会議の反訳を委託する会議録作成委託、会議録のデータ作成と検索システムを委託する会議録検索システム委託、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、議会費雑入につきましては、平成31年2月1日から施行いたしました寒川町議会だより広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、「議会だより」印刷製本費に充当してございます。

以上で、議会費の令和5年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 質疑がないようなので、ここで打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で議会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 改めまして、おはようございます。これより企画部の4つの課の令和5年度の決算について審査をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに、企画政策課の審査をお願いいたします。説明は関根課長より、質疑につきましては出席職員により対応しますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 それでは、企画部企画政策課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明(参考)資料に基づきご説明させていただきます。タブレット資料の2ページをご覧ください。企画行革事務経費は、企画政策課が所掌いたします業務の経常的な事務に要する経費でございます。報酬は、総合計画審議会委員の報酬、報償費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼及び記念品、旅費は、総合計画審議会委員の費用弁償、企画マーケティング担当職員及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員の旅費でございます。委託料は、寒川町人口ビジョン改定に伴う委託料でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考に記載のとおりでございます。企画行革事務経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料3ページ、広域行政推進事業費でございます。単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の合理化及び効率化を実現することをその目的とし、部会等により特定の課題解決に向けた取組や調査研究を行っているものでございます。負担金補助及び交付金は、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。広域行政推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料4ページ、マーケティング推進事業費でございます。本事業は、町政運営に対する町民の声を継続的に聴取し、施策構築や展開に生かすとともに、町民の町政への関心や理解を深めるものでございます。報償費は、eマーケティングリサーチ制度協力者に対する謝礼で、町共通商品券をお渡ししたほか、町職員向けアンケート研修を委託ではなく、大学の教授を講師として実施したこと

による講師謝礼でございます。需用費の消耗品費は、マーケティングに関する月刊誌の購読料及び町ブランド施策として実施したコトバのボタン、c o t o n（コットン）実施に伴うペンなどの消耗品の購入、印刷製本費は、コトバのボタン、c o t o n（コットン）の実施に伴うステッカー付メッセージカードの印刷費でございます。役務費は、e モニターさんへお渡しする謝礼の商品券を簡易書留によりお届けする郵送料でございます。委託料は、マーケティングに関する研修費として計上しておりましたが、先ほどご説明したとおり、報償費で支出したため、委託料での支出はございません。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。マーケティング推進事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

企画政策課の令和5年度決算のご説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、タブレット2ページ、行革行政事務事業費の委託料で、人口ビジョン改定に伴う委託料として、たしか令和5年度の9月の補正で出てきたところだと思うんですけど、第1次実施計画の策定に向けて町の人口ビジョンの見直しを図ることが目的であったと思います。マクロ的に考えたときに人口推計、例えば平成27年度の国勢調査などを基にすると、都内の人口も2040年までには減るという予想でしたが、令和2年度の国勢調査では、2040年はまだ都内の人口は伸びると予想されて、都心はまだ人口は増加しますよと、来年令和7年度国勢調査の結果次第では、まだまだ都内の人口は伸びるのかもしれませんが。そうすると寒川町も、日本全体というマクロ的な視点で立地条件を見ると、都心から近く一極集中が続く限りは恩恵を受ける可能性は十分高いと思います。ミクロ的な視点で現時点で周辺市町村も寒川町も人口が減っていないことを勘案すると、人口ビジョンを改定するのはいいことだと思います。藤沢市も2035年まで45万人が人口のピークと予想していますし、寒川町もまだまだ流れに乗る可能性は高いと思います。その中で令和5年度に委託予算を執行して、寒川町のよさだとか、低層低密度の景観、自然がある市街地環境を好む人をターゲットに『「高座」のこころ。』をスローガンにしたブランドを含めた企画をしていく中で、この委託予算を執行して人口ビジョンの見直しを図った結果、例えば新たな気づきがあったとか、第2次実施計画の策定に第1次と比べて何か影響した部分だとか、予算を執行した上で何か効果があったのかお伺いします。

2問目なんですけど、4ページのマーケティング推進事業費の委託料ですね。アンケートの実施方法として変更に伴う執行残で、研修業者への委託から大学教授を講師に招いて実施されたので、ゼロ円だったというところで、大学教授を講師に招いた場合は、お金がかからなかったということなのか、またほかの費用に入っているのかお伺いします。

続いて、3問目でまた同じ4ページのマーケティング推進事業費の消耗品と印刷製本費で、コトバのボタンというのを実施したと、年度末だったのかな、実施したのは。なので、まだ効果は難しいかもしれないですけど、一応予算をその年度に執行しているので、定量的な効果だとか、定性的な効果とか、何か評価するものが企画課としてあればお伺いします。

あと4問目なんですけど、e モニターの人数と内訳をお伺いします。

以上4問お伺いします。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 それでは、いただきました4つのご質問に対して順次説明してまいりたいと思います。まず1点目ですね。人口ビジョンを委託に出して結果が出たということで、そこでの新たな気づきということですが、委員もご承知かと思いますが、現状で行っている人口ビジョンですと、人口減少フェーズに入っているのに対して、現状は1,000人以上実際の人口が上振れているというところがありました。また、これまでの間コロナの影響によって人口の流れが通常とはまた違ってきているというところもありましたし、それに伴ってテレワークですとか、リモートワーク、そういったものがかなり進んできたということで、デジタルへの視点というのがかなり出てきたなというところがございますので、まずはここで人口ビジョンを改定することでスタート地点をまた補正するということと、社会経済状況を反映させて、特にデジタル化の部分については、今後も行政の各取組においても組み込まれていくものかなと、そこについては新たな気づきと言えるのかなと思っております。

2点目マーケティングの委託料ですね。アンケート調査についてですが、簡単に説明が進んでしまったので、あれですが、業者に対して支払う場合だと委託料なんですが、大学教授ということですので、委託料ということではなくて、講師謝礼ということで同じマーケティング推進事業費の中で報償費へ流用させていただいて、そこからの執行とさせていただいております。ですので、大学教授だからお金がかからなかったのかということではなくて、報償費から謝礼ということで支出してございます。

3点目の同じくマーケティング推進事業費の消耗品費、コトバのボタンについての効果ですが、今のところ実施したのが2月下旬ということで、ようやく半年を超えたところでございます。実は8月先月にeマーケティングリサーチでコトバのボタンについての認知度だとか、そういった部分について効果を測りたいということで、アンケート調査を実施しております。まだ集計、分析の途中でありますので、詳細なお答えはなかなかできないんですが、実際に始めたのが2月下旬から3月にかけてということで、特に卒業とか、就職、進学、またホワイトデーだとか、イベントが重なるような時期ではありましたが、特に公共施設にも置いておりましたが、町のケーキ屋さんですとか、飲食店とか、お花屋さんとか、そういったところにご協力いただいて配架させていただいておりますので、特にお店の方から聞いた話だと、プレゼントに添えてということで、かなり好評だったということは伺っております。

4点目のeモニターの内訳ですね。eモニターについては、5年度末令和6年3月31日時点で498名の登録があったということで、5年度中に46名の増加があったというところがございます。

また、参考ですが、令和6年9月5日時点では498名から522名にまた増えているといったところで、こちらの登録人数についても、我々としてももう少し増やしていきたいなという思いはありますので、継続的にPRしていきたいなと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。まず1点目は、予算を使うことで新たな気づきというか、コロナ禍もあったり、テレワークが推進されたりだとか、あと社会経済状況とデジタル化を考えながら、第2次実施計画のためにプラスになるような予算の執行だったというところですかね。

2 問目なんですけど、委託料がゼロ円というわけではなく、そのまま報償費に入ったというところなんですけど、支出済額が64万8,000円なので、これは全額教授のものだったのか、またその内訳をお伺いします。

3 問目なんですけど、定性的には非常に好評だったという声があったということは分かりました。

4 問目なんですけど、498名で46名増えて、あともうちょっと増やしていきたいという答弁があったんですけど、この数値はどれぐらいを目標にされているのか、例えば統計とかを考えると、標本の誤差が5%以内というものが有力とされる説とかもあると思うんですけど、例えば100万人という数値があった場合、誤差を5%にしたのが400人前後だとか、1%だと1万サンプル必要だったり、そういった計算があると思うんですけど、その中で目標としている数値は、統計的に考えれば400人を超えているので、十分と考えるのか、または、答弁にありましたように、もっと目指したいというのがあるのか、もっと目指したいというんだったら、次年度予算編成に向けてeモニターを増やす取組などを考えているのかどうかなど、統計的に考えれば400人を超えているので十分と考えるのか、もっと増やしたいのだったら次年度予算をどう編成していこうと考えているのか、その点をお伺いします。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 お答えするのは2点かなとは思っておりますが、まず1点目の大学教授に支払った金額ですが、この金額全てが大学教授への支出ということではなくて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の外部委員会の委員さんの報酬だとか謝礼、その辺りも含まれておりますので、ごめんなさい、間違っていました。マーケティングなので、すみません。eマーケティングに登録されている方に回答していただいた部分についての謝礼が大部分かなというところですね。金額で内訳を言ってよろしいものなのか。（「大学講師への謝礼の話をされているんですよ」の声あり）ちなみに大学講師の謝礼は10万円です。

次に、eモニターの登録者数をもう少し増やしたいと私が申し上げましたが、今現在が先ほど申し上げたとおり498名ですね。5年度に行ったアンケートは4つほどあるんですが、その回答率を見ると50%から60%になっております。委員におっしゃっていただいたように、誤差が5%、信頼度が95%となるような回答標本ということであると、町の人口から逆算すると382人ほどが必要になってくるところがございます。平均的な回答率を約50%と見るのであれば、382人の倍となるような764人が登録されると信頼度が高い回答が得られるかなとは思っておりますので、まずはその辺りの数字まで登録者数を伸ばしたいと思っておりますし、それに伴ってアンケートの謝礼とかが付随してまいりますので、それについては来年度予算に向けて獲得していきたいということで要求していければとは考えております。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 モニターの件は分かりました。2問目で、もともと24万円を予定したのが、10万円ほどで大学講師で学べたと、そもそもこの経緯という、令和3年度までマーケティングマネージャーを登用していて、ノウハウを学びながら、令和4年度は『「高座」のころ。』を取り入れていく新たなブランド施策をつくる研修をされて、今回決算で令和5年度予算ではアンケート分析や仮説検証手法を

学ぶ研修をして、令和5年度は答弁があったように、EBPMによる政策立案に向けた本質的なニーズを把握するための知識や技術を得ることを目的としたマーケティング推進事業費の委託費であったと思います。これを今回受けて5年、過去の経緯から5年度今回はアンケートというもので研修を受けて、その成果はどのような成果があったのか、効果だとか、定量的、定性的に何かあればお伺いします。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 令和5年度に町職員のアンケート設計の研修を行ったという背景については、7年度以降の第2次実施計画の策定と併せて各所管課で持っている個別計画の見直しも同じタイミングでやるということになると、令和6年度中にその策定作業をされる、その中には当然町民の皆様の意向を踏まえてということで、各個別計画においてもアンケート調査をそれぞれやるような予定が見込まれていたというところがありますので、それに対してはアンケートをただ前回の踏襲というだけではなくて、例えば誘導的な設問にならないとか、回収したアンケートについての分析の手法、クロス集計だとか、そういったところを研修を通じてある程度身につけた上でアンケート調査を実施してもらいたいというところがありましたので、このタイミングでやらせていただきまして、その後各所管課でアンケート調査を実施する際には、企画政策課にもお声かけいただいておりますが、設問の設計だとか、そういったところについては理解が深まっていて、私どもの意識との誤差というのはなかったかなとは感じておりますので、アンケート調査の検証を行った成果はあったと理解しております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私は、4ページでお聞きしたいと思います。今、柳田委員からいろいろ聞いてもらいましたが、私から、気になったところで研修についてですけど、最初の予算のときにはアンケートの研修というのと、それからマーケティングの研修ということで、2つ研修をする予定だったのかなと感じておるんですけど、実際は委託料をなくして、アンケート研修は大学教授の研修をされたということで、この内容的なものというのはどういうことをやっているのかお聞きします。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 令和5年度予算を獲得する上では、マーケティングに資する研修を行いたいという大枠でいただいておりますので、まずはマーケティングに関する研修ということで、その段階では具体的に何をやるというところでは特に持っておりませんでした。ただ、5年度進めていく中で、先ほど申し上げたとおり、6年度に控えてということで、アンケートの設計をする研修を職員に対して行ったほうが良いだろうということで、具体的に立案していったところでございます。

アンケートの研修については、いわゆる研修する業者ですと、アンケートを行った実績だとか、経験が乏しいだろうというところがございますので、大学の先生でアンケートを専門にされているような方がいらっしゃいましたので、そういった知見だとか、経験を基に我々職員に還元していただこうと企画したところでございますので、大枠でいえばマーケティング研修の中の1つということでアンケートを実施し、企画政策課で行った研修については5年度はアンケートの研修1本のみでございます。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。アンケートの研修だけになったということですけど、そうするとマーケティング研修というのは、逆に言うと、予算として計上しなくてもよかった、マーケティングの中にアンケートの研修も含まれているということにもなるわけですけど、もともとはこれは2つの研修をやる予定だったということじゃないんですか。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 こちらを委託料に計上しているのは、1つの研修ということで、2つ予定していたわけではございません。業者がマーケティングに関して必要な研修をするとなった場合に、大枠でいただいた予算となっていましたので、執行したのはアンケート研修1本ということでございます。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 2ページの人口ビジョンの関係でお伺いしたいんですけど、今全国でやっていることだろうと思うんですが、寒川だけのことじゃなくてして、日本中でもってやっていることなんですけども、1,000万円かけて寒川町も委託してやるんですけども、人口ビジョンというのは、業者に対して町からどういうデータを渡して行うのか、それから例えば町の政策的なもの、要するに人口ビジョンプラスのための政策的なこと、例えば『「高座」のころ。』の部分での問題だとか、政策的にただ黙って減っていくのを見ていくということじゃないと思うから、そういった意味では人口ビジョンをつくってもらって、委託して1,000万円かけてやるのには、それなりの行政からのネタがないと向こうは動けないと思うんですよね。いろんなことが多分その中であるんだろうと思うんですけども、その中に町長を筆頭に政策的なものも織り込む、こういうことというのも人口ビジョンの1つの方向性を出すわけですけども、そういうことも可能なかどうか、各行政がみんな黙っているわけじゃないと思うんですよ。いろんな形で一局集中だったり、その流れをもらうとか、いろんな流れがあるわけですから、そういった意味で人口ビジョンについてどういうものを業者に提供して、ビジョンをつくってもらうのか、また政策的なものが反映されるのかどうかということについてまずお聞きしたいと思います。

それともう一点は、3ページの広域行政の関係なんですけども、実際にはここは事務局として音頭取りをやっていると思うんですが、部会ごとにいろんな担当課が進めているわけなんですけども、2市1町の事務局同士の話し合いの中で、どうだろう、どういう感覚を持っているかな。行き詰まりを感じているのか、それとももう少しバージョンアップしていったほうが良いということでのいるのか、また新たなものを展開していくということではこうとしているのか、この3点の動き、それからそれが部会にも影響してくると思うんですけども、事務局レベルの2市1町の話し合いとしては、どういう方向に持っていこうとしているのかというのが見えないんですけども、その辺について5年度の動き等も見て、またここまでの話をしちやいけないから、5年度の動きの中でその辺の行き詰まり的なものを感じていないのかどうかも含めて見解をいただきたいと思います。

【茂内委員長】 山下主査。

【山下主査】 ありがとうございます。先ほどご質問いただいた人口ビジョンについてご説明いたします。今回の人口ビジョンの作成業務委託においては、お願いしていたのは人口の現状分析、そして人口の増減要因の分析、本町の地域特性に関する分析、そして町民アンケートの調査の実施を委託いたしまして、それをもって人口ビジョンを策定していただいたものでございます。町からお渡ししている内容としては、過去の人口の増減がどうだったかというのを地区ごとに、また1歳年齢ごとに、そして男女別でお渡しして、それをもって人口がどうなるかというのを委託業者に算出していただいています。

あとは地域特性に関しては、様々な国だとか県とかのデータを業者が集めて、近隣市町と比較して寒川町がどういうポジションにあるのか、どういう特性があるのかというのを分析していただいています。町民のアンケート調査で町の町民がどういうところに魅力を感じているのか、どういうところに課題があるのかというのを分析していただいております。ご質問のあった寒川町の政策が今どういうものかというのは、業者にはお渡しせず、客観的に見てこの町にどういう魅力と課題があって、人口がどう動いていくのかというのを算出していただいています。

この人口ビジョンの中では目指すべき将来の方向性として、寒川町も雇用機会の確保と産業の創出、また若い世代の子育て環境の整備、そして最後に町の魅力向上と認知度の向上が必要だと、こういったことをやっていかないとどんどん人口が減って行って、寒川町を持続可能にする町に維持できませんよというところまでが人口ビジョンの内容になっています。この人口ビジョンをもって寒川町としてどういう政策をしていくかというのは、総合計画だとか、総合戦略に落とし込んで我々行政でそれを考えて、町民の皆様にお伺いして、議会の皆様にお伺いして、次の4年間どうしていくかというのを検討して決定していくという内容になっております。

以上でございます。

【茂内委員長】 山田主査。

【山田主査】 2点目にご質問いただきました湘南広域都市行政協議会の今後の方向性等について事務局としてどのような見解を持っているかということですが、まずお話しいただいたとおり、息詰まる部分というところでいえば、各専門部会で行っている事業が例年同じような事業といたしますか、セミナーとか、インプットであるような事業が多いので、それを次のフェーズに移していくところがなかなか進んでいないというのは、寒川に限らず、藤沢、茅ヶ崎の事務局とも話をしているところではあります。当然そういった部分に関しては、バージョンアップで次のフェーズに移っていくためにはどのようにしていくかというのは、企画部門の中でも話を進めていかなければならないことですし、それを各専門部会にフィードバックしていくことも必要だと考えております。新たなものにつきましては、今それぞれ来年度に向けた事業計画というものを進めておりますが、今回のオリンピックの中にもありましたストリートスポーツの関係ですね。そういったところもスポーツの部会等々で進めていくような話も出てきております。なので、今ある社会認識であるとか、社会ニーズというのを踏まえて、広域でできるところというのは、新しいものはどんどん取り入れてやっていけたらというのは、事務局の中でも情報共有しております。

以上です。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 2人答弁申し上げましたが、私からも若干補足ということで、人口ビジョンにつきましては、1つは、町職員でも分析できるんじゃないというような視点もあろうかと思いますが、専門業者にやっていただくことで客観的に寒川町を見ていただくというところで、我々がどうしてもバイアスがかかって、偏見ではないですけど、こういう傾向があるんじゃないかという先入観でもって分析するよりは、業者に客観的に分析していただいたほうが、より町の魅力だとか、課題というのが浮き彫りになるのではないかとこのところがございますので、業者に委託しているというところがございます。

2点目の広域行政については、山田からも話がありましたとおり、息詰まっているものもあれば、新たな展望が見えているものもございます。町としては、当然2市1町の中でスケールメリットを生かして、町にとってメリットがあると判断できるものについては、推進していきたいと思っておりますし、2市に埋もれてしまうようなものであれば、それについては慎重にやっていくべきだろうとは思っておりますので、社会ニーズとか、そういったところも踏まえながらも、町のスタンスをしっかりと持った上で2市に対しても言うべきところは言って、必要な対策はやっていきたいと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 ということは、人口ビジョンについては、要は委託業者にいろんなデータを渡した中で町を客観的に見てもらって、寒川の状況の中でいろんな判断をしていただいて、それで出てきたものを今度は町は政策に反映させていく、こういうことになるわけね。ただ、そうなる心配なのは、業者にもよるんだと思うんだけど、寒川町にとってプラス思考でいくのか、引き算でマイナス思考でいくビジョンが出てくるのか、どういう形のビジョンが出てくるかというのは僕はすごく心配になるんですね。プラスで出てきているものだったら非常に好ましいことで、結果的にいいことだし、それを基にいろんな意味で政策をぶっていくということになれば、生きた教科書になっていくと思うんですよ。ただ、寒川町を見た状況の中でいろんな見方ができると思いますから、その中でマイナス思考的に見られたら、ある意味でいうと町の政策には生きてこないなという気もするし、そういった意味でもいろんな業者によっていろんな判断をするだろうと思うし、今お願いしている業者さんに今回初めてお願いするんじゃなくて、改定の際にお願いしている業者の信頼関係というものもあってやっているのであれば、それは今までのデータ分析からして寒川はこの業者は信用に値するという捉え方ができるのであれば、1,000万円かけてやるということについては効果は出てくると思うんですけども、その辺についてどういう見解を持たれているのか、ですからそういった意味では出てきたビジョンのデータによって、例えばの話が7年度には総合計画の見直しがある、こういうところでもってしっかりと生かしていかなければいけないということにもつながっていくんだと思いますので、そういった意味ではその辺の捉えをどういう捉え方をしているのか、いま一度答弁をいただけますか。

それと広域の関係については、部会によってはいい方向に話が進んで行かないけども続けているというものもあつたりするので、ある意味でいうと、勇気を持って打ち切りにするのか、また今度は違う政策に展開していくのか、この議論も多分私は必要になってくるんだらうなと思っておりますし、併せてこれだけいろんな形で各行政がいろんな意味でレベルが上がってきているようになると、協議する内容の数が少

なくなってくる、ましてや相手はでかい町ですから、そういった意味でうちが戦える政策的なものが飲み込まれるんじゃないじゃなくて、戦える政策でないといけないと思いますので、そういった意味で吟味していかなければならない部分もあるのかなという気がします。ですから、いろんな意味でしっかりと議論した中で各部会の判断というのは自分たちの事業だけの議論になりますから、ただ、企画の場合は全体を見ての議論になってくると思いますので、そういった意味では全体像が見えているだけにいろんな判断が可能だろうと思いますので、いろんな形でいいものはいいもので生かす、だけどそうでないものについては、さらに一考していくということも勇気を持ってやらなければならないのではないかなと思いますので、要は2市1町が発展していく、いい方向に向かっていく、これならばオーケーだと思いますので、やることが少なくなっても、その方向で行けるのであれば、それにこしたことはないと思いますので、その辺の判断をその都度企画がしていかなければいけないと思っていますので、よろしくお願いしますけども、この辺についていま一度見解をいただけますか。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 まず、1点目の人口ビジョンの委託については、今回委託した業者が前回人口ビジョンを策定したときと同じ業者であります。そういった部分では、目線を同じくしてこれまでの間の変化を捉えているというところがありますし、結果として人口ビジョンを基に我々が総合計画第1次実施計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略で各事業を打っていった結果、現状が目標としていた人口よりも1,000人ほど上振れているという効果が表れていると思いますので、その辺りは今回もお願いした業者で信頼に足るところだと考えておりますし、今回いただいた人口ビジョン、それを基に第2次総合計画ですとか、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略で各施策や事務事業は、こういったところに注力していけばよりよい町になっていくのか、どこに力点を置くべきかが見えてきたというところがありますので、今後はそういった事業展開に反映していきたいと考えております。

2点目、広域行政の件ですが、委員におっしゃっていただいたとおり、うまくいっていないものについては、スクラップすることも当然必要だろうということで、取り組んでいる事業を畳むことも必要だろうと思います。広域行政の事業展開については、市町村振興協会の助成金を活用していますので、乱暴な言い方をすると、各市町の一般会計に影響があるようなお話ではありません。助成金を活用した範囲内でやっているところがありますが、ただ、そうはいつでも、それは有効に使っていかなければならないとは我々も肝に銘じておりますので、効果の薄いものについてはやめていって、新たに見いだせるものがあれば、そこに新たに財源を投入していくというところが必要であろうかとは思っております。

企画としても、年度途中で来年度どういう取組をやるのかということで、各部会にヒアリングを行っていることもありますので、そういったものを踏まえて広域の協議会では予算をつくっているというステップを踏んでおりますので、全体を所管するような必要性は我々も感じて対策は講じているというところがありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 1点だけご質問させてください。企画行革事務経費の中で総合計画審議会開催に

伴う委員の報酬に会議出席実績に伴う執行残があるんですが、6万9,500円、これは会議を開催したことの中で欠席される委員がいたから生じたという理解でいいのかという点と、欠席される委員の状況が例えば毎回同じ人であるとか、もしくは問題のある執行残ではないかというところだけご確認させていただければと思います。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 総合計画審議会の執行残については、委員お見込みのとおりで、実際に全員が予定していた回数に出席した場合の予定に対して欠席された方がいらっしゃったので、結果的に執行残が生じたというところでございます。ただ、毎回同じ方が欠席したのかということについては、そうではなくて、あくまでもその回でできれば全員の方に出席していただきたく日程調整は行っているんですが、どうしてもご都合がつかないというような方が中にはいらっしゃいますので、その時々で欠席される方がこのようになっているというような状況ではございます。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 ご回答いただきまして、ありがとうございます。先ほどの欠席の状況ということでございましたけれども、今年度の審議会の委員を選定する中で、その選び方は適切であったでしょうか。基本的には充て職の方もいらっしゃると思うんですけども、実際ちゃんと出られるの見込んで出せていたか、この6万9,500円という残額が、これはどうしても仕方ないと理解するものなのか、もう少しやりようがあるものなのか、ご検討いただければと思います。

【茂内委員長】 関根企画政策課長。

【関根企画政策課長】 欠席については、委員のよしあしというよりは、日程調整に限界があったと感じております。委員おっしゃるとおり充て職の方が大数を占めておりますが、中には公募の方もいらっしゃいますし、出席された回については、それぞれの委員が積極的な発言をされて、活発に議論されているという内容を見ると、委員に問題があるということではないと事務局としても捉えております。

以上です。

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で企画部企画政策課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時にいたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 それでは、引き続きまして財政課の審査をお願いいたします。説明は皆川課長より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 よろしくお願いします。それでは、企画部財政課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。

まず、歳出決算から説明させていただきます。タブレット資料は2ページをご覧ください。財政事務経費でございます。こちらは財政事務を行うための経費で、委託料は、公会計の統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料、使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料のほか主な内容及び不用額は備考欄に記載のとおりでございます。

なお、下表のとおり、財源につきましては、全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。ふるさと納税推進事業費でございます。町外の方から寒川町へふるさと納税としてご寄附いただくためにインターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。需用費の印刷製本費は、令和4年度にふるさと納税を寄附していただいた方にお礼状のポストカードを作成し、活用例などの周知を図ったもの、役務費は、クレジットカード決済環境利用料、お礼状の郵送料など、委託料は、ふるさと納税窓口サイトの運営及び返礼品の調達、発送の委託業務に対するものとなっております。なお、特定財源は、下表のとおり、まちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。財政調整基金積立金でございます。一般財源からの積立金4億2,296万3,849円と預金利子分4万7,329円を積み立てたものでございます。積立金につきましては、基金の見直しに伴い、昨年10月1日に減債基金4,581万7,849円を編入しております。

下表をご覧ください。特定財源は記載のとおり、財政調整基金利子と9月末までの減債基金利子を充当しております。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。まちづくり基金積立金でございます。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金及びふるさと納税としてご寄附いただいた寄附金から事業費を差し引いた額と預金利子を積み立てたもので、積立金の総額につきましては、支出済額に記載の1億8,515万1,817円でございます。積立金につきましては、こちらも基金の見直しに伴い昨年10月1日に備考に記載の公共施設整備基金をはじめ6基金及び緑化基金の一部合わせて1億5,162万9,304円を編入しております。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①のまちづくり基金利子の1万1,029円とただいまご案内の廃止した7つの基金の解約までの利子の合計913円及び歳入番号⑨にございますまちづくり寄附金のうち資料の備考欄に記載のとおり、ふるさと納税推進事業費への充当額を差し引いた3,351万571円を充ててございます。まちづくり寄附金のうちふるさと納税につきましては、令和5年度については返礼品の新規開拓や全国的な市場拡大の流れに乗った形となり、令和4年度より982万1,000円の増となり、件数につきましては、2,665件と120件の増となりました。

なお一方で、寄附による税額控除、町からの流出額については、約1億531万円で、寄附額より税控除が上回っており、流出超過となっております。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。契約検査事務経費は、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかを検査する事務でございます。主な内容としては、需用費の消耗品費は、製本テープなどの契約事務用品や検査時に使用する打診ハンマーなどの購入、使用料及び賃借料は、建設副産物情報交換システムの利用料のほか備考欄に記載のと

おりでございます。なお、不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

続きまして、下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号①、総務費雑入の下水道事業事務費負担金については、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に充当額の欄に記載の額を充てており、特定財源を支出済額から差し引いた179万7,500円が一般財源となります。

なお、この負担金につきましては、このほか表外下記記載の事業に記載の額を充当しております。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。こちらは町債償還元金でございます。前年度以前の町債借入れに係る元金償還金でございます。令和2年度借入れの道路事業や令和元年度借入れの旭が丘中学校トイレ大規模改修工事などの償還が開始した一方で、寒川駅北口土地区画整理事業などの償還終了分が上回ったこともあり、前年度より4,665万2,999円、4.4%の減となっております。

なお、下表をご覧ください、財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料8ページをご覧ください。町債償還利子となります。前年度以前の町債借入れに係る利子償還金でございます。寒川駅北口土地区画整理事業に係る地方債の償還終了などにより、前年度より286万1,971円、10.6%の減となっております。

下表をご覧ください、財源につきましては、全て一般財源でございます。なお、不用額につきましては、一時借入金利子の執行残によるものでございます。

続きまして、タブレット資料9ページをご覧ください。予備費でございます。当初予算額といたしまして、前年度同様5,000万円、補正により3,803万1,000円の増をお願いしまして、結果といたしまして備考の左側一番最後の合計に記載の7,900万1,651円を充用させていただき、残額が929万9,349円となりました。充用先の款別の合計額につきましては、備考に記載のとおりでございます。充用金額の大きかった事業といたしましては、個人、法人の確定申告による減額更正等に伴う町県民税の過誤納還付金の不足によるものが、5年度では合計で1,198万4,470円、小学校施設の修繕料の不足分として合計で675万4,375円、公園の遊具や公園灯の修繕、緑地の案内看板の修繕などで511万4,650円となっており、予備費総額のうち修繕料は1,570万9,853円で、全体の19.9%を占めております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットは10ページをご覧ください。まず2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税収入済額は2,476万円でございます。こちらはガソリンに課される税で、道路延長、面積により案分して譲与されるもので、対前年度比で14万円、0.6%の増となっております。

続きまして、2項1目自動車重量譲与税の収入済額は7,464万4,000円でございます。こちらは検査自動車について、その重量に応じて課税される税で、地方揮発油譲与税同様に町道の延長、面積により案分され、譲与されるものでございます。交付の基礎となる自動車重量税収入額が減少したことにより前年度比で95万1,000円、1.3%の増となっております。

続きまして、3項1目森林環境譲与税の収入済額は506万6,000円でございます。令和元年度から新設された間伐や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等のための譲与税でございます。当該譲与税の総額を都道府県分、市町村分で割り当て、私有林、人工林面積、林業就業者数、人口で案分して譲与されて

おります。市町村分の割合は、譲与割合の特例により元年度の80%から個人住民税と併せて徴収される令和6年度の90%まで段階的に上がる仕組みとなっており、4年度、5年度は88%と同じ割合だったため、前年度と同額でございました。

続きまして、3款1項1目利子割交付金の収入済額は215万円でございます。利子等の支払い、または取扱いをする金融機関等を特別徴収義務者とし、県が収納した県民税利子割額が各市町村に係る個人県民税収入決算額の割合に応じて交付されるもので、前年度比で11万3,000円、5.0%の減となっております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金収入済額は5,317万2,000円でございます。上場株式等の配当等に対して納められた税を基に交付されるもので、前年度比759万円、16.7%の増となっております。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金収入済額は5,902万5,000円でございます。上場株式等の譲渡益に対し、納められた税を基に交付される交付金で、前年度比2,405万円、68.8%の増となっております。

続きまして、6款1項1目法人事業税交付金収入済額は1億4,977万1,000円でございます。法人事業税交付金については、法人事業税収入額の一部が都道府県から市町村に交付されるもので、前年度比2,095万4,000円、16.3%の増となっております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金収入済額は11億7,738万9,000円でございます。地方消費税は消費税の税率10%のうちの2.2%、軽減税率8%の場合はそのうちの1.76%が地方消費税として都道府県の収入となり、さらにそのうちの50%が地方消費税交付金として市町村に人口、従業者数により案分された従来分として、平成26年4月以降の税率引上げ分については、全額を国勢調査による人口で案分した社会保障財源分として交付されるものでございます。こちらは前年度より1,156万3,000円、1.0%の増となりました。

続きまして、8款1項1目環境性能割交付金、収入済額は2,701万8,565円でございます。令和元年10月1日以降自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に課税される環境性能割が導入されているもので、前年度比403万4,506円、17.6%の増となりました。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金収入済額は8,200万5,000円でございます。平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による個人住民税の減収補填措置分として交付されるもので、前年度比274万6,000円、3.2%の減となりました。

続きまして、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金収入済額は371万9,000円でございます。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による地方公共団体の減収を補填するために令和3年度から令和8年度までの間交付するものですが、4年度終了分に対する補填額より5年度認定分の補填額が多かったことから前年度比で270万1,000円、265.3%の増となっております。

続きまして、10款1項1目地方交付税収入済額は873万1,000円でございます。当町につきましては、普通交付税の不交付団体ですので、特別交付税のみの額となっており、前年度比で149万5,000円、20.7%の増となっております。

続きまして、11款1項1目交通安全対策特別交付金収入済額は629万4,000円でございます。道路交通

法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を過去2年間の交通事故、道路延長などにより交付されるもので、交通事故の減少等により前年度比で45万5,000円、6.7%の減となっております。

2款から11款につきましては、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上しておりますが、景気の動向や法改正に伴う新たな交付金など不確定な要素が多く、また交付決定時期が3月などにより補正対応が間に合わず予算との差が生じてしまい、決算対応となってしまいました。引き続き差の開きのないよう努めてまいります。

続きまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の収入済額は2億2,558万8,000円でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて細やかに必要な事業を実施できるよう交付されたものでございます。

続きまして、次の段にございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の収入済額は、3億8,420万4,636円でございます。エネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るためデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、昨年度11月に創設され、交付されたものでございます。

続きまして、15款県支出金1項県負担金3目1節市町村移譲事務交付金の収入済額は245万1,290円でございます。市町村が処理することとした県の事務処理に要する費用で、主たる内容は動物の死体収容、一般旅券発給申請の受理に係る事務など昨年度は37事務がございました。新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したものの、一般旅券パスポートの発給申請受理等に係る件数に大きな変動はなかった一方で、鳥獣保護の許可や動物の死体収容等に係る事務件数が減となったことから、前年度比で30万5,650円、11.1%の減となっております。

続きまして、タブレット資料11ページの一番上の段をご覧ください。2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の市町村事業推進交付金収入済額は54万円でございます。鳥獣保護管理対策や青少年行政推進などに交付されるもので、前年度比3万円、5.3%の減となっております。

続いて、7目1節市町村自治基盤強化総合補助金の収入済額は3,466万6,000円でございます。市町村の行財政基盤の強化を図るため市町村等が実施する事業に対して補助されるもので、令和5年度につきましては、前年度の広域リサイクルセンター設備改修工事の終了により減となった一方で、茅ヶ崎市と共同で行っている環境事業センターの焼却施設及び施設管理棟の修繕、またふれあいセンター屋根等や小・中学校の外壁の修繕工事で増となったことから、前年度比で2,125万2,000円、158.4%の増となりました。

次に、16款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金のうち、恐れ入りますが、まずは4段下でございます株式等配当金をご覧ください。収入済額は130万円でございます。決算書記載額のうち財政課所管分として、三光化学工業株式会社様分で配当で前年同額となっております。

恐れ入ります。上に戻りまして、同じく利子及び配当金の1段目から6段目までのうち、5つの各基金利子につきましては、定期及び普通預金の利子で、備考欄記載のとおり各基金積立金へ充当しており

ます。

なお、基金利子の積立てに関する事務処理につきましては、財政課で一括して利子の収入を受けた後各基金の所管課へ連絡し、歳出側の積立処理を依頼しておりますが、このうち森林環境整備基金の救援分につきましては、財政課から農政課への事務連絡が遅れてしまったことにより、令和5年度中の寄附への積み立てができておりませんでしたので、令和6年度の利子積立額に9円を追加し、積立てを行ってまいります。今後改めて事務処理や連絡体制を徹底してまいります。

次に、2項財産売払収入1目1節物品売払収入の収入済額は3,000円でございます。決算書の備考欄に記載がございますが、予算書等売払収入として予算書1冊、予算の概要1冊分の販売があり、前年度比で5,000円、62.5%の減となっております。

続きまして、18款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、収入済額は15億2,018万6,000円でございます。前年度比で5億7,089万8,000円、60.1%の増となっております。

続きまして、2目1節まちづくり基金繰入金の収入済額は1,172万2,656円でございます。タブレット資料の備考欄に記載の町の花スイセン制定50周年記念事業費のほか11事業へ充当しております。詳細な事業につきましては、タブレット資料13ページの別掲として記載しているとおりでございます。

次に、5目から7目の3つの基金繰入金は、昨年度に行った基金の見直しにより廃止した基金でございます。6目の減債基金は、財政調整基金へ、5目の公共施設整備基金と7目の土地開発基金は、まちづくり基金へ統合するため記載のとおりそれぞれ全額を一般会計へ繰り入れたものでございます。

続きまして、19款1項1目繰越金1節前年度繰越金収入済額は19億4,716万4,046円でございます。こちらは令和4年度決算上の剰余金を翌年度の令和5年度の財源として繰り越したものでございます。

次に、20款諸収入4項1目雑入の市町村振興協会市町村交付金の収入済額は1,361万4,049円でございます。新市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボの収益金を市町村に配分するもので、地方財政法第32条の規定による公共事業公益の増進を目的とする事業が対象でございます。前年度比で75万5,140円、5.3%の減となっております。

続きまして、タブレット資料12ページをご覧ください。21款1項町債1目総務債から6目消防債までにつきましては、備考欄に記載の事業に充当しており、令和5年度の起債の総額は14億1,290万円で、先ほど財政課の歳出で説明しました資料7ページに記載の町債償還元金が10億918万3,422円ですので、借入総額は4億371万6,578円の増となりました。

なお、5目土木費1節道路橋りょう事業債の道路橋りょう整備事業債及び6目1節消防債の消防体制充実事業債は、備考欄に記載のとおり令和6年度へ繰り越しております。

次に、決算書での説明となります。恐れ入りますが、決算書153ページの一般会計における実質収支に関する調書でございます。なお、154ページから156ページの各調書につきましては、特別会計ですので、それぞれの所管からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、153ページ、一般会計における実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額226億6,016万4,000円に対し、歳出総額は207億30万円となり、歳入歳出差引額といたしましては、19億5,986万4,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源としては、本年6月会議でもご報告させていただきましたとおり、繰越明許費繰越といたしまして低所得者世帯支援給付金給付事業費追加支給分ほか4

事業で、4,174万4,000円を繰り越し、令和5年度の実質収支額は19億1,812万円となりました。

続きまして、財産に関する調書、決算書の159ページ、1の公有財産の(2)無体財産権から(5)出資による権利までについてご説明いたします。

(2)無体財産権の商標権であります。E's S a m u k a w a の名前及びロゴの商標登録、『「高座」のころ。』のブランドスローガン、メインのブランドマーク及びサブのブランドマークの5件で、前年度からの変更はございません。

次に、(3)有価証券であります。町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで、前年度と変更はございません。

(4)の債権につきましては、所管の会計課の審査の際のご説明となりますので、よろしくお願いします。

続きまして、(5)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度と変更はございません。

続きまして、決算書の164ページから166ページまでをご覧ください。3基金の状況でございます。165ページの(10)国民健康保険財政調整基金、166ページの(14)介護給付費等準備基金につきましては、各特別会計の所管課からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な増減内容についてご説明させていただきます。(1)の財政調整基金ですが、令和5年度につきましては、上段に記載の額4億2,301万1,000円を積み立て、基金へ繰り入れたものでございますが、この中には先ほどの歳出の部分で触れましたが、昨年度の基金の見直しにより廃止した減債基金からの編入分も含まれております。

なお、下段の15億2,018万6,000円は、財源調整のため一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(5)の奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸付けに伴う増減及び預金利子の積立てによるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、修学資金が月額1万円でございます。

次に、166ページの(15)まちづくり基金についてですが、上段の1億7,850万1,000円は、まちづくり寄附金とまちづくり基金利子を財源に積立金として支出し、基金へ繰り入れるものでございます。まちづくり寄附金につきましては、令和4年度分の積立額が繰り入れられております。これは3月31日までに積立額が確定しないため、出納閉鎖期間での財務処理となるため、決算年度前年の額を計上していることによるものでございます。また、今回はさらに5年度の基金の見直しにより廃止した基金のうち先ほどご説明した減債基金以外の7つの基金の編入分を含んだものとなっております。

次に、(16)(17)をご覧ください。昨年の基金の見直しに伴い2つの基金を新たに設置しております。(16)の公共施設再編整備基金は、町の公共施設等総合管理計画に基づく将来の公共施設の保全、更新等を計画的に進めるための財源として設置したものでございます。こちらは令和5年度につきましては、上段に記載の額14億3,746万9,000円を積み立て、基金へ繰り入れたもので、昨年度中の取り崩しはございません。

次に、(17)の森林環境整備基金は、森林の間伐や材木利用の促進、普及に係る費用に充てるためのもので、森林環境譲与税の剰余金を積み立てるために設置したものでございます。令和5年度につきまし

ては、見直しにより廃止した緑化基金のうち森林環境譲与税の譲与分である下段に記載の額327万6,000円を積み立て、基金へ繰り入れたもので、昨年度中の取り崩しはございません。

このほか基金の見直しにより廃止となりました164ページの(2)義務教育施設整備事業基金、(4)土地開発基金、(6)公共施設整備基金、恐れ入ります、165ページに移りまして、(7)の減債基金、(8)の緑化基金、(9)の国際交流基金、(11)の社会福祉基金、(13)の都市基盤整備事業基金の8基金は、各欄の右側の決算年度末残高がゼロ円表示となっております。

以上、令和5年度寒川町一般会計歳入歳出決算全体としては、歳入歳出共に令和2年度決算に次ぐ歴代第2位の決算額となりました。歳入では、納税義務者数の増や課税所得の増加に伴い個人町民税が増となったほか、償却資産の減はあったものの、固定資産税全体では増となるなど町税全体で対前年度比1.0%の増となりました。また、令和5年度に行った基金の見直しによる繰入金の増のほか、学校給食の公会計化に伴う学校給食費の徴収開始による諸収入の増、寒川総合体育館武道場及びサブアリーナ空調機新設工事などに伴う町債の増もあって、歳入全体で対前年度8.2%の増となりました。

一方、歳出では、コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、衛生費が減となったものの、国の経済対策である低所得者支援給付金などにより民生費が増となったほか、田端西地区まちづくりの進捗や学校給食センターの運営開始とともに、建設費の償還開始もあって土木費、教育費の増などもあり、歳出全体で9.6%の増となりました。これは総じて町総合計画2040第1次実施計画に基づいた事業を推進した結果が令和5年度決算に表れているものと捉えております。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 先ほど説明がありました決算書の153ページの繰越明許ですね。4,174万円で、ほかの自治体も、または国もよくあると思うんですけど、年度末に事業が決まって繰越明許を使う場面というのは多く見られると思います。もちろん致し方ない事情だと、例えば令和5年度だと土地所有者におかれての相続手続が発生したとか、あと社会情勢による部品の供給不足等に伴い遅延が生じたとか、仕方ない理由もあると思いますが、私が思うのが、実質令和6年度の事業であれば、ちょっと遅らせて年度末に繰越明許を出さなくても当初予算だとか、補正でやるのもいいのかなと思ったりしています。会計年度独立の原則を考えたときに、令和5年度民生費、衛生費、土木費、消防費の中でほぼ3月会議の補正予算(第8号)などで繰越明許を使われましたけど、繰越明許に対しての考え方は、会計年度独立の原則を考えた上なのか、どのように捉えているのか見解をお伺いします。

2点目の質問なんですけど、タブレットで9ページの予備費です。予備費に関して令和5年度予算でも私は質問をさせてもらったんですけど、算出根拠をなぜ5,000万円なんですかと聞いたんですけど、今回決算なので、ぜひ聞きたいんですけど、毎年度予備費に関して5,000万円ぐらい予算額にしていますけど、結局補正で出てきて、プラス3,000万円だとか、今年だったら予算額約30万円、需要額も7,900万円だったと思うんですけど、当初予算に5,000万円出しているんだったら、最初から出した方が当初予算の重みと考えたときに、適切だと思うんですけど、毎年度当初予算と補正がどんどん出てきた額は

倍近く離れていると思うんですね。予備費自体が、例えば議会で否決したことに使う以外は予備費の支出というのは議会の議決が不要だったり、首長の裁量でできる部分もあるからこそ、当初予算で適切な額を準備する必要があるのかなと思うので、次年度の予算編成に当たって予備費に関してどう思われているのかお伺いします。

3点目の質問なんですけど、3ページのふるさと納税で、先ほど説明がありましたとおり、毎年度の流出超過額はどうしようもないのかなと思うところがあります。今年令和5年度の審査ですけど、令和6年度になれば1兆円の規模になっている、ふるさと納税なんですけど、今町の中で3業者を使われていたと思います。それにかかるふるさと納税の事業費を足したら、プラス2,000万円だと考えたら約5,000万円流出超過していて、プラス2,000万円その事業費にかけなきゃいけない、毎年7,000万円近くお金を使っていることになりますよね。そうすると7,000万円住民福祉のために何ができるかと考えたときに、すごい額だとは思いますが。自治体によっては自主財源の半分以上がふるさと納税だったり、そういった自治体もあったり、だけど、致し方ないのか、競争がすごく激しくなっているという部分はあると思います。自治体によっては米を小分けにしたり、季節ごとの果物をラインアップしたりだとか、稼いでいる自治体というのは稼いでいるとは思いますが、だけど、首都圏の自治体は本当に不利だと思うんですね。地方自治の在り方を考えたときに、ふるさと納税は本当によろしくないとは思いますが、ふるさと納税に関してどうしようもないのかもしれないですけど、令和5年度の感想、評価など見解をお伺いします。

あと4点目の質問なんですけど、基金の話があったと思います。例えば4ページ、財政調整基金の話があると思うんですけど、今回決算を見たとき私が気になったのが、実質単年度収支額マイナス11億2,621万円だったと思います。この数値は今年マイナスで、翌年度もマイナスだとすると、すごく危険な数値だと思います。過去のを調べると、去年4億円ぐらいだった、令和3年度はもちろん黒字ですね。過去赤字だったのが平成26年5,825万円赤字でした。それ以来の赤字だと思います。過去30年分を見ていくと、平成2年度が4億7,000万円、それが一番多かった実質単年度収支額の赤字だったと思うんですけど、今回それを飛び越えて11億円という数字なので、危険な数字かなと思うんですけど、この見解ですね。基金を切り崩しての財政運営になっていると思うので、その見解をお伺いします。

以上、4点お伺いします。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 私からは、ただいま4点いただいた質問の中の1点目、繰越しの考え、それから4点目、実質単年度収支の取扱い、こちらにつきましてご回答させていただきます。まず、繰越しの考え方でございますが、委員ご指摘のとおり、自治体の財政については単年度会計にする、その年に得られる収入をもって歳出を組むというのが大原則でございます。なぜ繰越しをするのかというと、予算を組んだ後やむを得ない事情により年度内に終わらなくなったものに限り、翌年度に繰り越す、考えによっては当然1回そこで全ての予算をマイナスし、翌年度に計上するというのも不可能ではございませんが、事業そのものが廃止とか、終わったわけではない、それから予算自体は確保できるというところから原則としては事業が継続しているのであれば翌年に繰り越していくという考え方になります。なお、繰越しの状況を見ましても、各事業の中で例えば昨年度は国による低所得者の給付金の事業であるとか、いわ

ゆる町というよりは国の都合により連動して事業期間があるために繰り越さなければいけなくなったという事業も含まれているとご理解いただきたいと思います。

それから4点目、実質単年度収支が大きくマイナスになっているけどもというところでございますが、こちらにつきましては、実質単年度収支、歳入歳出の形式収支から翌年度に繰り越す財源、実質収支、さらにそこから前年との比較であるとか、基金の積立て、さらに取崩し、その辺を引いた上で、足した上で計算する金額になっています。5年度につきまして大きくマイナスになっている要因はございまして、先ほど説明もありましたように、昨年度は9月の繰越しの補正のタイミングに合わせて基金の見直しを行いました。この中で公共施設の再編事業基金を新設した中で繰越金の20億円のうち16億円を積み立てた、いつもであれば財政調整基金に積み立てる金額を公共施設再編基金に回したという影響でありまして、大きくマイナスが出ているところでございますので、特段令和5年度は大きくマイナスになっていますが、何かしらまずい状況というものではございません。基金の組替えによる影響とお考えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 私からは2点目の予備費に関して、また3点目のふるさと納税の超過に関する考え方に関しての質問にお答えさせていただきます。まず予備費につきましては、委員おっしゃるとおり、当初予算では5,000万円を計上し、最終的には補正予算を通じて8,000万円ぐらいの金額が出てくるかと思うんですけども、予測できないからこそその予備費でございまして、なかなかその辺の計算が難しいところでございます。通年の実績を踏まえて5,000万円程度と考えるしかないんですけども、実際、先ほどのご説明の中でも税の還付金と加算金も含めての返済、それからまた修繕費が約20%近く入っているということで、毎年還付金については前年度の実績に基づいて法人、あるいは個人が更正等を行った上で幾ら返済するか分からない、また修繕についても、壊れることを予測してなかなか計上することもできませんので、やはり実情に応じて計上していくしかないと思っておりますので、結果的にはどうしても5,000万円を超える結果になりますけども、従来どおりこういった形で計上させていただきたいと思っております。

またふるさと納税の超過につきましては、何もしなければ7,000万円ほどの事業ができるんじゃないかという話なんですけども、そもそも財源につきましては、寄附があつてこそその事業ですので、何もしないと流出だけをいたずらに積み上げていくだけになりますので、できる限り返礼品を充実させていきながら、ふるさと納税の寄付額を獲得していくということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 まさにふるさと納税に関してなんですけど、何もしなかったら1億円以上流出するわけじゃないですか。寄附額が5,000万円ぐらい入ってきて、流出超過が4,000万円ぐらいで、それプラスサイト3つ、委託費とか、事業費でプラス2,000万円ぐらいかかってしまうので、合計して7,000万円ぐらい毎年流出しちゃっているんじゃないですか、毎年か何か知らないですけど、いろいろ工夫しながら、なかなか難しいですけど、次年度予算に向けてなるべく流出超過を減らせるように編成していただければと思います。

1 問目の繰越明許について、考え方は分かりました。会計年度独立の原則を踏まえて、もう一点聞きたいんですけど、債務負担行為に関して、公債費に準ずる債務負担行為に関しまして5年度は給食センターもあり、24億円になりました。債務負担行為だけで考えると、総額だと件数が37件114億円あります。平成27年度だと当時10件で総額65億円だったことを踏まえると、随分町が債務負担行為を使っているという傾向はすごくあると思います。前提として言いたいのは、債務負担行為自体は別に悪いものではなく、不交付団体である場合は償還額上限75%交付税の算入の対象となっても、交付税はもらえないので、交付税措置のメリットがありません。利率が債務負担行為のほうが安い場合は、債務負担行為のほうが得な場合もあると思います。しかし、債務負担行為自体、公債費に準ずる債務負担行為自体は臨時的経費扱いなので、同じように公共施設を建てたとしても、経常収支比率に反映されないという計算上の仕組み、そういったところにも留意点があると思います。例えばなんですけど、令和5年度92%の経常収支比率でしたけど、実際はもうちょっと高かったのかなと思うところ、公債費に準ずる債務負担行為の額がもし公債費だったら、実質はもっと高いのかなと思っています。そういった上で近年の債務負担行為の使い方というのは非常に多いと思うんですけど、それは理由がもしあれば、分かればお伺いします。

3 点目がふるさと納税、あとふるさと納税に関して不交付団体はどうしても損してしまうという現状があると思います。公共施設など再編の課題がある中で財政の課題がある中で、交付税の恩恵はなかなか受けられない、なぜなら不交付団体だからというのがあがあると思います。どれだけ財政運営を頑張っても、不交付団体の自治体にとってはなかなかメリットがない状態というのは、寒川及び全国の不交付団体など自立した地方自治、頑張っている自治体ほど損した現状はあると思います。そういった中で今年神奈川県の不交付団体がみんなで意見を出したというのがあったと思うんですけど、なかなか事情は変わらないと思うんですよね。私が思うのは、どうやったら単年度の財政力指数、要するに基準財政需要額が基準財政収入額を考えたときに、財政力指数0.99になれるのか、どうやれば基準財政需要額を広げることができるのか、面積が狭い自治体にとってはなかなか難しいかもしれないですけど、何か策はないのかお伺いします。

【茂内委員長】 野崎企画部長。

【野崎企画部長】 ふるさと納税の関係について、私からお答えさせていただきたいと思います。最初にお話しいただいた中で、ふるさと納税の趣旨としては、首都圏に集まっている税を地方にも還元していこうというような、そういった考え方の下創設されてきた。最初の趣旨としては、我々も理解していたところですけども、だんだんといい商品を並べて買ってもらいたい形に近いような側面も見えたりしている中で、ある程度いい品物が贈り物としてあるところは、どんどん伸びますけども、我々みたいところは返礼品としてふさわしいものがなかなか難しいところについては、どんどん差が開いてきて、流出ばかりが増えるというのが現状だと思います。首都圏の周りはある程度そういう状況になっていて、今お話しされたとおり、7,000万円ですとか、この額も年々拡大しています。ふるさと納税自体の市場が、今お話しされたとおり、1兆円を超えたというような状況になってきていますので、どんどんそういう状況になっています。ですので、我々としても非常に痛いなとか、厳しいなという状況の中で、この制度自体がどうなんだろうという疑問を持っているところです。そういったことの中で

不交付団体ということで、ふるさと納税についても減収分については75%を基準財政需要額の中に入れて計算して、減額分については不交付団体に補填されるということになっていますが、0.99だったら75%全部じゃないですけど、財政力指数が低いところは75%の減収額がみんな補填されるということからいくと、うちは全く補填がないので、非常に厳しいという状況なわけです。

今お話しされたとおり、海老名の内野市長に音頭を取っていただいたんですけど、県内の不交付団体、市と町については我々と箱根町なんですけど、全員で総務大臣のところに7月に申入れに、副町長に出席していただいたんですけど、をして、交付税の在り方ですとか、不交付団体がふるさと納税に限らず、いろんな場面で恩恵を受けられない部分は不公平なんじゃないかという趣旨で、交付税の考え方、計算の仕方、そういったものを含めて見直しをしてもらえたらという要望はしてきたという経過がございます。ただ、1,750の自治体の中で今回も80団体ぐらいだけが不交付団体という中では、不交付団体にお金が回ってくるということは、ほかのところの財源が交付税としては減るというバランスの中でいくと、我々もいろんな国会議員の人に会う度にお願いはしていますが、話は分かるんだけど、そこを切り崩すのが難しいことですねというのが現状にあるということになっています。ですので、我々も現状の中でふるさと納税については、チャンネルを増やすとか、そういった努力は今後していきますけども、それから交付税の仕組みについても、引き続き要望活動等はしていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 残り2点の質問について順次回答させていただきます。まず1点目、債務負担行為が増えている理由はというところでございます。こちらにつきましては、確かに昨年度は町の中の近年の大規模事業でございました給食センター、こちらの建設に伴いまして、まさに公債費に準ずる債務負担行為と呼ばれるものでございますけども、こちらが23億円ほど増になっているというところが大きくクローズアップされますけども、それ以外のところでも債務負担行為自体は全体的に増えている中で、こちらは一言で言ってしまうと、近年の行政運営の多様化による部分も多分にあるとご理解いただきたいと思います。例えば代表的なものでいいますと、指定管理の委託料、従前であれば町が直営で運営している中で、こういった場合には特に債務負担行為を毎年の予算の中で経費を計上していたところでございますが、例えば指定管理で施設の管理を5年契約した中で債務負担行為も連動して計上している、そして指定管理することによって例えば事業費の削減であったり、運営の効率化、こういったものが一方で図られている、そういった多様化により増えているという予測がございますとご理解をお願いいたします。

続きまして、財政力指数は、何とか1.0以下にして、町としても交付税をもらえるようにできないかというところですが、恐らく町だけではなくて、今交付税をもらっていない多くの団体についても同じような課題を抱えているのではないのかなと。例えば交付税の算定におきましては、実際の予算や決算の額ではなくて、委員もおっしゃっていますように、例えば道路の延長であったり、面積であったり、児童の人数がございしますので、もし交付税をもらうために何をすればいいかという、町のスペックを超えたようなまちづくりをしていくであるとか、例えば交付税が算定される事業に特化して、そればか

りやるとか、町民の生活、求めているところを若干無視した形でお金を投入していくような必要が生じてくる、町につきましては、従前の一般質問もございましたけども、過去のまちづくりが大分うまくいったところで今の、言ってしまえば、財政も豊か、そういった財政状況が築ける、過去よりもその辺は誇るべきかなと思いつつも、財政力、交付税がもらえたからいいかというのはなかなか難しい問題なのかなという見解でございます。よろしくお願いします。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 とても頭が痛いというところは理解できます。もともと寒川は面積が狭い中で基準財政需要額の計算をしなきゃいけない、おっしゃっていただいたとおり、基準財政需要額を増やしたいんだったらスペックを超えたようなまちづくりをしなきゃいけない、そうすると違いますよねという話にもなると思いますので、非常に難しいところです。かといって、基準財政収入額を下げる方法というのもなかなか難しいと思います。なかなか難しいですね。あと債務負担行為に関しましても、理由は分かりました。確かにおっしゃるとおりで、人件費はたしか平成5年度からずっと30億円台を推移しています。その代わり物件費が15億円ほど増えているので、その分が委託に回っているので、委託費用が増えるので、物件費が増えている傾向を見れば、委託しているので、その分使い方としては債務負担行為が増えているというのは分かりました。ありがとうございます。

1点だけ確認で質問したいんですけど、チャンネル数を増やしたいということを今答弁の中で聞いたんですけど、そうすると3ページのふるさと納税推進事業費の委託料の2,100万円が次年度予算に関しては増やしていきたいというところで予算編成を考えているのか、最後にお伺いします。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 ふるさと納税はチャンネルを増やすという考え方でございます。具体的に言いますと、実は今年度からチャンネルを増やせるように既に動いてございまして、10月から3つのチャンネルを増やす方向で動いてございます。ただチャンネルを増やしたといっても、楽天であるとか、大手のサイトは大体既にやっちゃっているんで、当然チャンネルを増やして寄附の増は目指すものの、それに伴ってどれくらい増えるのかが未知数でございます。今年度の実績も見ながら次年度の事業費は適切な金額を計上してまいりたいと考えてございます。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、ふるさと納税で今柳田委員から詳しく質問しまして、答弁も出しましたが、予算のときにはサイトは3社使っているということでありましたが、これについては予算で聞いたときにはA、B、Cということで、予算の計上に対して実はいまよく予定どおり委託料とか、そういうのを使われているのかどうか確認します。ふるさと納税に関しては流出超過という問題がありましたけど、先ほども答弁が出ましたが、3つのチャンネルを増やすということで、さらに負担が増えていくのではないかと懸念されますけど、それについての考えをお聞きします。

あと、それから財政調整基金なんですけど、今回の決算書を見ますと、20億9,172万円今年度での残高がありますけど、これに関して予算に対しての10%か20%と今までも答弁があったと思うんですけど、

今後その前の年度はコロナ禍で、いろんなコロナの関係で財調が増えたときもありましたけど、大分標準的なところに戻ってきたと思いますけど、今後の活用についてお聞きます。

以上です。

【茂内委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 ふるさと納税につきましては、現行の委託業者を使っております、今後チャンネルを増やしてまいりますけども、現在予定どおりで進めているという状況でございます。

財政調整基金につきましては、標準財政規模の20%が適正ではないかとこちらも捉えておまして、20億円程度の、財政標準規模が約100億円ですので、その20%ということで20億円が適正だということで、その前後で維持できるように努めてまいっているところでございます。ここで繰越金等で財調の積立てが増えることにつきましては、当然積み立てていきたいんですけども、そうはいっても、現役世代への公平負担の考え方に基づいて、現世代においても積極的に財政投入できるものはしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 1点目、ふるさと納税の質問につきまして、チャンネルを増やすことによる負担増というお問合せもあったかと思います。その点について回答させていただきます。ずばり言ってしまうと、チャンネルを増やすことによって担当者、職員の負担は増えます。ただ、昨今の流出が超過している状況を含めた中で、負担は増えた中でも流入、寄附を図っていかなければ、収入増を図っていかなければいけないと取り組むところでございますので、よろしくお願いします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 ふるさと納税の関係について、7,000万円という話が出ているのと併せて年々増えている傾向がある、こういうことから、例えばそれから撤退するということはできないのですか。マイナス事業を展開していくということは、好ましいことではないという感じがするんですよね。今もあと3つの云々という話がありますけども、そこにもお金をかけてやろうしているということも分かるんですけど、これだけふるさと納税が始まってからここまで来ているんですけども、寒川の返礼品というのをいろんな形でもって、この前総務省が動いて、ぴんとやられたことがなおさら寒川には厳しくなって、返礼品が難しくなってきたということから考えると、返礼品の発掘の仕方があるかもしれませんけども、企業さんをお願いしていくということ、あと何があるか想像がつかないんですよ。企業さんをお願いして何とかという、いつかの日本工業さんなんかの場合は、とにかく貴金属の販売まで参集殿を借りてやっていた、そういう時期もありましたけども、今そういう状況にありませんし、非常に返礼品が厳しい。これが間もなく1億円になると思うんですよ。そうやっていったときに、これをやっていく必要があるのかということなんですよ。まして不交付団体であるがゆえに、何も恩恵がない、こういう段階にありながらこれを続けていく、もしほかの事業だったら、とっくに切っていると思うんですよ。これについての見解をいただけますか。

それともう一点は、令和5年度の決算で、町税95億4,000万円、これが決算額ですよ。たしか当初が87億円だったと思うんですよ。僕は町税100億円の寒川町、足腰の強い町を何とかつくりたいという

思っていますけども、実際には決算としては95億4,000万円の決算ができているんだけど、当初の87億円からこういう数字、決算額、こういう流れになってくるわけですけども、もちろん途中でもってプラスされてという結果になるわけですけども、当初の87億円と決算の95億4,000万円、この辺の決算額の流れについての見解をいただけますか。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 まず1点目、ふるさと納税から撤退できないかというご質問でございます。撤退はできます。やめるということはできます。実際のところ全国的に見ると、ほぼ全ての市町村がやっているんですが、例えば東京都は参入しておりません。細かい理由、なぜ参入していないか存じませんが、例えば東京都などは参入していないというところもございます。町の場合ですけども、当然撤退はできるのですが、その一方で、撤退してしまうとふるさと納税による収入が何も得られないという状況になります。つまり流出だけが増えていく状況でございますので、例えば令和5年度の状況でいいますと、1億円の流出がある一方で、ふるさと納税をやったがゆえに5,800万円の収入があったというところがございますので、当然撤退すると、この5,800万円の収入は何も得られなくなる、流出まで追いつくことはなかなか難しいんですが、できるだけ継続しながら収入は確保していきたいと考えてございます。

以上です。

【茂内委員長】 吉田主幹。

【吉田主幹】 引き続きまして、町税の収入に関して、当初予算87億円から決算ベースで95億円という開きがあるところについて考えているところでございます。こちらにつきましては、近年の傾向で、大分経済状況も好転し、緩やかながらも増収になっているので、まず当初予算の段階では、できるだけ適切な歳入予算を町税も含めて見込む中で、その一方では、予想を上回ったような歳入予算を計上することで、実際に計上した歳出予算が執行できないというところもございますので、当初予算上では計上というのはある程度慎重な金額を行っているところでございます。

それに対して決算上はそれ以上に当然上振れがあって、収入が得られたところでございます。例えばでございますが、その辺の傾向は近年続いてございますので、本年度の当初予算におきましても89億円ほどだったと記憶していますが、歳入予算を計上しています。さらに実は今回は国による減税措置がございますので、さらに2億数1,000万円ほどは上乘せがされるわけなんですね。ですから、実質今年度の町税収入も91億円ぐらいは計上できでございますので、そう考えますと、今後また状況をよく見なければいけませんけども、適切な当初予算額は計上してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 ふるさと納税の関係については、町がストップしても返礼はしなきゃいけない、こういう仕組みがあるという話だったと思うんですよ。ですからよそでもって動きたときに、町から控除を受けなきゃいけない、税控除を、ということは起きてくるわけですから、ただし、これもやりませんという話にはならないのですか。税控除しません、ふるさと納税はやりません、その代わり税控除もしません、ですからプラス・マイナスうちはゼロですよ、一切ふるさと納税にタッチしません、これができるかできないかということですよ。片方を潰しても納税すれば、ふるさと納税をやれば返礼は、税控

除をしなければいけないわけですから、寒川絡みについては。ですからそこもやりませんと、税控除もしません、寒川町は、ということが出来るかどうかということ。それから町税が87億円から今年はずっとよくなるみたいな話が出ましたけども、87億円から95億4,000万円という状況になるということは、その途中でしっかりと収入が増えていっているということですから、捉え方としては好ましい捉え方をしているということ、ただし、当初については、厳格に見積りをしますよという捉え方でよろしいということですね。その辺の見解をいただけますか。

【茂内委員長】 野崎企画部長。

【野崎企画部長】 まずふるさと納税については、委員おっしゃる部分についてはできないということですね。法律で決まっていることなので、流出しちゃった部分についても、なしにしてくださいということとはできない、だから今回については1億円以上の流出があって、そこについては手をつけることはできないので、流出になってしまいます。流出した分を取り返したいということで、今回事業を打って3,000万円、例えば今入っているということになるので、それをやめちゃったら1億円流出するだけの部分になってしまうので、どうしてもそれを補うための努力をしたいということで、今チャンネルを増やすとか、やっているわけです。何を返礼品にするかというのも、すごく厳しく国もやってきているので、今まで寒川町で生産しているからいいじゃないか、生産して加工されたものがほかのところで加工しているんだったら、それはだめですよと、かなり厳しくなってきているので、なおさら特徴的なものがないところは厳しくて、我々も厳しいということになっています。チャンネルを増やした部分については、我々も寄附してくれる人たちの層がある程度所得が高い人たちが見てくれるサイトに行ったほうがいい結果につながるんじゃないかなとか、そういった研究をしながら今までと違うチャンネルをふやしたらどうかという取組をこれからしていこうということをしていますので、何とか増やしたい、ふるさと納税は流出ばかりじゃない状態にしたいということで、やっていますので、ご理解いただければと思います。

それから予算の部分ですけど、先ほど最初概要でもご説明したんですけど、地方財政法第3条において、予算の編成は、「正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」という原則から、どうしても最初は歳入予算、当初の予算を組むときには歳入予算を過大に見積もることなく、少し固めに慎重にやっているということですので、その点についてはご理解いただければと思います。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 そうすると今の企画部長の話だと、税の関係については、法律上固まっているものだから、寒川が抜けるということとはできないということね。ということはどうにもならないわけだ。うちにしてみたら悪法だということだ、ふるさと納税というのは。だからそういう意味からすると、何とか効率のいい返礼品を考えるということ以外にないわけだ。要は7,000万円を減らしていくということを考えても、知恵を絞るしかないね、いろんな形で。例えば東京の場合、ふるさと納税から撤退したけども、税だけは払っているわけだけど、これで東京都はいいということになっているんだ。東京都から税の控除というのは相当の人数があると思うんですよ。まして住んでいる方を含めると、高額納税者も結

構いますから、相当な金額になると思うんだけど、なぜやめたかは、吉田主幹、それは東京の場合は分からないわけね。じゃ、よそのことだから、よその懐だからどうでもいいけども、分かりました。ふるさと納税については返礼品をいいものを探すということしかないわけだ。分かりました。ありがとうございました。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 他になければここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、企画部財政課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は1時30分となります。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 それでは、午後もよろしくお願いいたします。引き続きまして、広報戦略課の審査をお願いいたします。説明は佐野課長より、質疑等につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和5年度決算につきまして説明させていただきます。ご説明に当たりましては、決算特別委員会資料（参考）資料を基に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は2ページ、広報プロモーション活動事業費をご覧ください。この事業は、広報誌、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、町民の町に対する愛着心の醸成と町の認知度向上により移住定住の可能性を高めるために、町のブランドにのっとりた情報発信とコミュニケーション活動を行っているものでございます。歳出の説明です。報酬、職員手当等及び共済費につきましては、広報誌作成業務の一部を補助するための会計年度任用職員の雇用によるものであります。報償費につきましては、ブランドの可視化をはじめとするデザイン業務等を担うマーケティングマネージャー1名及びプロモーションコンテンツ用写真のカメラマンに係る謝礼でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございまして、会議については、オンライン会議や書面会議の開催により出張の機会は少なくなっております。需用費の消耗品費につきましては、ブランド啓発に必要な消耗品の購入費でございます。需用費の印刷製本費につきましては、『「高座」のころ。』ガイドブック及び移住相談ノートの印刷製本費でございます。役務費につきましては、通信運搬費、保険料、広告料がございまして、通信運搬費につきましては、デザイン用パソコンのWi-Fi通信料、記念広報誌及び「広報さむかわ」の関係機関への郵送料、保険料につきましては、役場前交差点付近の3面啓発塔及び役場本庁舎正面玄関モニターの保険料、広告料につきましては、移住のターゲットとしております町外の方や実際に移住を検討している方に対する直接的遡及活動の一環として、町の移住定住ポータルサイトへの誘導を目的に実施しましたインターネット広告等

の展開に係るものでございます。

続きまして、委託料につきましては、全部で8件の委託業務がございます。その内訳は、1つ目、ウェブサイトCMSサービス提供委託料で決算額が161万9,640円、2つ目といたしまして、メール配信サービス提供業務委託料で55万円、3つ目といたしまして、広報等全戸配布業務委託料で630万3,507円、4つ目といたしまして、「広報さむかわ」制作業務委託料で2,212万8,720円、5つ目といたしまして、移住ポータルサイト保守委託料で154万円、6つ目といたしまして、「高座」のこころ。推進実行委員会委託料で79万9,616円、7つ目といたしまして、レディオ湘南番組制作委託料で21万1,200円、最後に8つ目といたしまして、ブランドステートメント啓発用コンテンツ制作委託料で85万6,900円であります。また、備考欄にも記載しておりますが、不用額の主なものといたしましては、広報等全戸配布業務委託料で55万1,493円、執行率につきましては、90.4%となっております。また、広報さむかわ制作業務委託料で54万280円、こちらの執行率が97.1%でございます。理由といたしましては、いずれも年間の制作部数が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。続きまして、使用料及び賃借料につきましては、ブランドの可視化業務のためのソフト使用料と新聞等の著作物複写利用料でございます。備品購入費につきましては、カメラを購入したことによる機械機器購入費でございます。購入理由といたしましては、ロケ地誘致機会の増加や新型コロナウイルスの5類移行に伴う取材機会の増加及び各課等への貸出しの機会が増加したことで、既存の台数2台では運用が困難な状況が発生したためでございます。負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続きまして、下段の表に移りまして、本事業に充当しております特定財源は記載のとおりでございます。歳入番号①、県支出金、自衛官募集委託金につきましては、広報誌への記事掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ制作業務委託料に充当しております。

続きまして、歳入番号②、諸収入広報掲載料につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじや新市町村振興宝くじなどの販売について広報誌等への掲載を協力することで、その収益金の一部が同協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を広報さむかわ制作業務委託料に充当しております。

続きまして、歳入番号③、諸収入広告掲載料につきましては、町ホームページ及び広報誌への広告掲載料でございます。この広告料は、ウェブサイトCMSサービス提供委託料及び広報さむかわ制作業務委託料に収入済額の全額を充当しております。

タブレット資料3ページをご覧ください。町の花すいせん制定50周年記念事業をご覧ください。こちらの事業は、町民に町の花すいせんを再確認していただき、愛着を持ってもらえるようにボランティア団体や子どもたちとともにすいせんの植付けを行い、さむかわ中央公園や寒川駅前公園などで展示、また町内小・中学校の卒業生にブランドを施したポットで育てたすいせんをプレゼントするなどの企画を実施したものでございます。報償費につきましては、フォトコンテストの入賞者への贈呈品の購入費でございます。需用費の消耗品費につきましては、すいせんの球根、プランター及び培養土等の購入費でございます。

続きまして、下段の表に移りまして、本事業に充当しております特定財源は、記載のとおりでございます。歳入番号①の県補助金につきましては、地域づくり活動推進事業における記念周年事業として採

扱を受け交付されたものでございまして、全額を本事業の需用費の消耗品費に充当しております。また、歳入番号②、基金繰入金につきましても、需用費の消耗品費に179万9,344円を充当しており、財政課でまとめて説明したとおりとなります。

続きまして、歳入の一般財源振替につきましては、タブレット資料4ページの記載のとおりとなります。こちらは広報戦略課が所管する株式会社ジェイコム湘南神奈川及び株式会社テレビ神奈川の株式配当金でございます。内訳といたしましては、株式会社ジェイコム湘南神奈川分が2,444万1,640円、株式会社テレビ神奈川分が4万1,760円でございます。なお、株式会社ジェイコム湘南神奈川の配当金につきましては、放送事業に係る設備投資が一通り完了したため、残った積立金を特別配当として株主に還元したため、例年よりも約2,000万円増となっております。

以上で、企画部広報戦略課所管の令和5年度歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 最初のページの広報活動プロモーション事業に関して、主に費用対効果についてお伺いします。1点目なんですけど、ポータルサイトのアクセス数についてなんですけど、昨年2万増えて7万ぐらいだったと思います。令和5年度のアクセス数とユニークユーザーの数の傾向をお伺いします。2問目なんですけど、昨年移住者約2,200人で、935世帯に対して、その中の17%93世帯がポータルサイトを見ていて、保守委託料66万円に対して1世帯当たり7,097円、1人当たりだと3,086円とC P A（顧客獲得単価）の数値を出されていましたが、令和5年度の状況をお伺いします。3問目、住宅情報サイトを見た方が移住ポータルサイトを見て、そこからの直帰率が72%であったので、課題だったとの答弁が昨年ございました。令和5年度は回遊率の向上など何か改善された取組があったのかお伺いします。4問目なんですけど、令和4年度相談件数10件で、移住された方が2件という答弁がありました。今年の傾向をお伺いします。5番目です。ロケ地の取組です。エキストラの登録数は現在何名で、どれくらい増えているのか、また町内のエキストラ登録していただいた方の数と、町外のエキストラ登録していただいた数の内訳をお願いします。また、町外のエキストラの方から町に移住したいとか、つながった事例などがあるかどうかお伺いします。最後6問目なんですけど、役務費です。内訳、ネットの広告料の割合はどれくらいなのか、内訳をお願いします。また、寒川町にはユーチューブチャンネルがあると思うんですけど、1つ動画120万再生を超えているものがありますよね。そういった動画にも広告料が入っているのか、またその広告に幾らかけて、1再生当たりどれくらいあったのかお伺いします。

以上、6問をお伺いします。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 まず1つ目の質問、移住定住ポータルサイトのアクセス数につきましては、令和5年度は9万2,801アクセスとなっており、前年度の7万9,601アクセスから1万3,200アクセスの増となっております。次に、ユニークユーザー数につきましては、令和5年度は8万5,441人となっており、前年度の6万4,481人からプラス2万960人の増となっております。

続きまして、問い2、転入者の皆様に対しましては窓口アンケートを実施しておりますが、令和5年度につきましては、転入者2,180人1,169世帯に対してアンケートを実施したところ、移住ポータルサイトなどで寒川町のことを調べたかという設問にお答えいただいた世帯は618世帯で、そのうちの18.9%の117世帯が移住ポータルサイトなどを閲覧したという結果になっております。したがって、移住ポータルサイトの保守委託料が66万円に対しての顧客獲得単価、いわゆるC P Aにつきましては、1世帯当たり約5,641円、令和5年度の転入者の平均世帯人数が1.9人となっておりますので、1人当たり約2,969円となっております。いずれも前年度よりも費用対効果が高くなっている状況が見て取れます。

続きまして、問い3番、移住ポータルサイトの回遊率については、令和5年度は1.23%となっており、令和4年度の1.24%と比較しほぼ同様の数値となっておりますが、平成5年度につきましては、回遊率向上のためのサイトの改修に取り組んでおります。改修内容といたしましては、ポータルサイトをより快適に使っていただくためにメニューバーや各種ボタンの変更、地図の追加などを行い、操作性の向上に努めました。また移住相談者や大学生などへの聞き取りの結果、ポータルサイトで知りたい情報は何かという問いに対しまして、災害情報という回答が多かったことから、防災災害ページを追加いたしております。こちらの改修費につきましては88万円となっております。今後につきましては、移住検討者が知りたい情報で災害情報の次に多い生活に密着した情報の中で、まだポータルサイトに取り込むことができていない病院やドラッグストアなどの情報を追加するなど、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

発言の訂正をお願いしたいと思います。今3番の回答で、「平成5年」と回答してしまったんですけども「令和5年」の間違いでした。お願いいたします。

続きまして、4番の質問の回答をさせていただきます。令和5年度につきましては、移住相談は前年の相談件数と同数の10件となっております。実際の移住件数につきましては、把握している件数はゼロ件となっております。こちらは移住相談を実施した方が実際に移住していただけたかどうかについては、移住相談の際に寒川町に移住していただけた際は広報戦略課に一報いただきたいというお願いをしておるところでございますが、移住した方全ての方からご連絡をいただいているかどうか、こちらが把握できていない状況でありますので、正確な数が把握できないという状況となっております。

続きまして、5番目、エキストラの登録者数につきましては、令和4年度で66名、令和5年度になりますと747名となっております。また令和6年度は、7月末現在で131名追加登録していただいている状況で、944名となっております。町内と町外のエキストラの内訳につきましては、町内が724名、町外の方が220名となっております。エキストラ参加者からの移住につながるような声はあるかというご質問があったかと思いますが、ロケに参加していただいた町外のエキストラの人数がまだ少ないため、移住につながっているという声をいただいておりますが、役者や撮影スタッフの方たちからは、寒川町はいいところですね、ここに住みたいぐらいですという意見を伺ったり、寒川町ってなぜか落ち着く、住んでみたいなどの声をいただいている状況でございます。町の認知度向上への住民参加として、エキストラ協力が気軽に楽しく町政に参加できる機会だと思っておりますので、今後とも積極的に撮影業者にエキストラ協力の姿勢を伝え、より多くの方にエキストラとして参加していただくことができるように努めてまいりたいと思っております。

次、ユーチューブ広告、役務費における広告料の割合については、役務費の決算額が395万9,653円に対して広告料が374万3,422円となっており、約97%が広告の決算となっております。その中でユーチューブ広告につきましては、平成30年2月より『「高座」のころ。』によるブランディングを開始したこともあり、幅広い層へのブランド認知促進を目的に、平成30年から令和2年度の3年間にわたり寒川町公式プロモーションビデオ「高座」のころ。高座郡寒川の動画配信広告を実施しました。再生回数における費用対効果といたしましては、3か年の合計広告料が353万7,175円に対して再生回数が114万6,379回となりまして、1再生当たり約3円となっております。動画の再生数につきましても、直近では121万回となっており、多くの方々に『「高座」のころ。』を認知していただくという当初の目的は達成することができたかと思えます。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。費用対効果、数値としてサイト数だとか、ユニークユーザー数が上がったりだとか、顧客獲得単価に関してはよい数字になった、回遊率に課題はありますが、いろいろ取組をされている。その中でエキストラの事業を始めて、これだけいろんな世代、特に若い世代だと思うんですけど、町の事業に参画していくというのは、なかなかない取組だと思うので、町外への流出防止にもつながったり、町外の方がここに住みたいというところにもつながっている、すごくいい事業だと思います。あと、広告ですね。ユーチューブを先ほど聞いて、1再生3円と非常によい数字で、あと今年の予算ではなかったですけど、令和3年度までお金を払っていて、広告をやめた後もプラス114から121まで再生数が上がっているというの、1円もかけないでそれだけ上がっているというのはまたお得な感じがします。非常に費用対効果は高いと思うんですけど、住宅情報サイトもいいと思うんですけど、ユーチューブに関しても、次年度予算の編成に関して何か考えているのか、その点をお伺いします。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 今後の広告展開につきましては、転入者窓口アンケートによってブランドマークやスローガンの認知度が20%を超えてきたことも踏まえまして、移住検討者をターゲットに今後はより『「高座」のころ。』のブランドを知っていただき、寒川町を移住候補地として来てもらうことを目的に、今後は検索ポータルサイト及び住宅情報サイト、こちらを令和5年度につきましては、新たに住宅情報サイトをもう1社追加しまして、ディスプレイ広告を展開させていただいております。また、町からのプレスリリースをなかなかメディアに取り上げてもらえないことを課題と捉えまして、社会的にもインターネットメディアニュースの利用者が増加していることから、そのようなニュースサイト向けのプレスリリース配信サービスを利用し、情報発信を行っているところであります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。令和5年度構想を全部考えた上で次年度予算編成に向けて抱負があればお伺いします。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 今後の町外プロモーションの見通しという形でこれから町外のプロモーショ

ンにつきまして、主に移住検討者に対して寒川町という町を認知していただくことを目的に展開させていただきましたので、今後につきましては、例えばグーグルやヤフーなどの検索エンジンにおいて特定の検索ワードで検索したときに表示される検索連動型の広告展開など、これまでの様々なブランド施策のことを、寒川町を認知し、関心を持っていただける方々に対して寒川の魅力をより効果的に発信できる方法を検討して予算編成に取り組んでいきたいと思っております。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、2ページなんですけど、マーケティングマネージャーで、今回の報償費でマーケティングマネージャーと、あとカメラマンへの謝礼ということなんですけど、これに関して、もし内訳が出せるのであれば内訳をお願いします。それとプロモーション効果に関して今いろいろお聞きしましたが、一番気になったのが、町に対してよいイメージを持っていますかということで、転入の人がゼロ人ということだったので、それに関しては了解しました。あとそれと歳入で、自衛官募集の事務委託とあるんですけど、これに関して予算では1,000円でしたけど、実質的には3万2,000円入ってきて、これに関しては説明の中では「広報さむかわ」で自衛官募集の広告を出したということなんですけど、広告は何回出したのかお聞きします。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 謝礼の中でマーケティングマネージャーとカメラマンへの謝礼の内訳ということで説明させていただきます。マーケティングマネージャーにつきましては、428万円となっております。カメラマンが32万円という内訳となっております。自衛官募集広告につきましては、広報で1回掲載させていただいております。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 マーケティングマネージャーの報酬が428万円ということで、カメラマンが32万円ということで了解しました。それでマーケティングマネージャーとカメラマンなんですけど、マーケティングマネージャーに対しては年間何日ぐらい出勤されたのかというのと、カメラマンに関しては何回撮影等を行ったのかお聞きします。それと自衛官募集に関しては1回だということで了解しました。あと自衛官募集に関して、これ以外に町として何か協力していることはあるのかどうか確認します。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 マーケティングマネージャーにつきましては、週2回の出勤となっております。またカメラマンについては年4回来ていただいてカメラを教えていただいたり、写真を撮っていただいております。また、自衛官につきましては、広報に自衛官募集を載せるという事業のみさせていただいております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 寒川町のテレビや映画のロケの関係でお伺いしたいんですけど、このところ頻繁に

寒川が利用されているというか、いろんな形で撮影場所として依頼があったりしているわけですけども、まずは令和4年、5年の比較を知りたいんだけど、どのくらい撮影回数があったのか、また職員がどのくらいそこに参加したのか、その数字的なものを教えてもらえませんか。

【茂内委員長】 木内副主幹。

【木内副主幹】 ロケの件数ということなんですが、令和4年度のまず相談件数が年間で89件ありました。令和5年度においても同数の89件でございます。実際にその中でロケを行った件数が令和4年度が22件、令和5年度が23件でございます。

以上です。

【茂内委員長】 あと職員の参加。

【木内副主幹】 失礼いたしました。職員は全てのところにずっとフルタイムで立ち会うということの基本やっているんですが、そうでないものもあるんですが、ほぼフルで撮影には立ち会っています。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。6年度はまた新たに聞きますけども、回数が増えているんじゃないかなと思っていますので、広報戦略課の佐野課長、それから木内副主幹中心に、何名いるか知りませんが、実際の日常的な作業をやりながら、事務作業をやりながら、依頼があったときに現場に行って、いろんなことをやる、例えば木内副主幹が土日になると野球部の監督もやっているのだから、ある意味でいうと、現場に行く回数が増えれば職員が大変ではないかなという心配があるんですけども、増えれば増えるほど、増えるということは寒川町がそれだけいろんな形で社会に認められているわけですから、増えているということは、いろんな形が考えられるんだけど、1つには、町の対応がいいということにもつながるんだろうと思うんですよ。ロケをするグループと職員との連携がうまくいっているがゆえに、いろんな会社からの問合せがあったりするんだろうと思うし、そういったことを考えると、今の職員体制で大丈夫かよという心配があるんですよ。これも年22回、23回ということなんですけども、撮影の期間が固まってみたり、ばらばらにうまく月1回とか月2回とかになっているんだったらいいんですけども、そうでなくて、来たときというのは、それこそ職員は大変だろうなと、今言われるように、基本的には常駐するような形で、常駐とは言わないにしても、結構長い時間いるわけだから、こちらの仕事をまともにやってもらわなきゃいけないのに、出る仕事が多くなってしまう、今の状況からすると、細かい話までいいですから、ただ、回数的なものを考えたときに、これから年々これが増えていくという感じを受けます。そのくらい寒川がだんだん認められてきつつあるという気もしますし、こんなところが撮影場所になるのという、入沢の中華屋さんとか、あんなところが何で撮影場所になるのかなと、向こうもよく探すなという感じがするんだけど、だからそういったことから考えると、これからさらになくなっていったときに、その体制づくりもしないといけないのかなという気がするんですが、実際のところ職員を抱えている課長として、どう判断しているのか、その辺を聞かせてもらえますか。

【茂内委員長】 佐野広報戦略課長。

【佐野広報戦略課長】 今、関口委員からあったように、私も4月から広報戦略課に異動してきました、課の中を数か月見させていただきました。数字でもあるように、令和5年度依頼件数が89件あった中、令和6年今の時点で相談件数が53件来ています。そういった状況を見た中で、私の中では委員も言った

ように広報作成と、あとホームページとか、いろいろ情報発信をほかにも広報としてはやっております。その中でロケ地誘致とか、フィルムコミッションをやっている部分で、職員はかなり苦労しているかと思っています。また波もあるんですけども、ほぼ毎日職員は撮影スタッフからいろいろなところから連絡が入ったりしております、ロケ地を探しに行ったり、場所取りとか、スケジュール管理とか、そういった部分でかなり訪問して走り回っております。ロケ地誘致については、私の感じたところでは、レスポンスの速さ、反応の速さが業者との信頼関係と、あとは成約件数につながっているかと思っております。そういった中で、職員はすぐ動きまして、相手方のニーズに合ったものを探してくるという部分にかなりたけているというのがあって、今のところリピーターじゃないんですけども、以前やったスタッフさんがまた町を頼って来る、そういった状況にもなっております。またそのスタッフさんがロコミで寒川町はロケしやすいという形でどんどんロコミでロケの誘致の相談が広がってきているような状態と感じております。先ほどあったように、ロケの相談があって、かなり相談を受けるんですけど、その中で成約、成立するものも全部とはいかないんですね。その中で契約できたものでも、撮影が土日、または昼夜問わず朝から晩までとか、そういった部分がありまして、先ほどあったように、ほぼ職員がつき切りでそういうところを回っています。そうすると、やはり今の職員数でこれだけのものをやるのは、かなり負担がかかっているなと私は感じております。

一方、今年度なんですけども、「熱闘甲子園」の主題歌になったミュージックビデオを町内で撮影させていただきました。こちらは今現在で109万回ミュージックビデオが再生されています。これはほぼ全編寒川町の中の映像で作られていて、朝から晩まで職員はこれについて撮影に臨んだんですね。職員は終わった後はかなり疲れていました。ただ、疲れていたんですけども、これだけ109万回という結果を見るのは、職員もモチベーションが上がってきて、大変だけでも、やりがいのある仕事なのかなと感じております。ただ、今後これ以上に相談件数などが増えてきて、成約件数が増えてきたときに、この人数でやるのは、ローテーションをかなり組み替えてひっきりなしに誰か出るような形というのを、課長の立場じゃないですけども、考えて課を回していかなきゃいけないかなと思っております。今後また増えていくことによって、必ず人員の負担は増えていくと思いますので、その辺はまた今後の課題として課としてどうしていくかを検討していかなければいけないのかなと感じております。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 僕が心配するのは、例えば1つロケをやるにしても、また相談が89件ある中で、1回会って1回話をすれば、それで終わるというものじゃないんだよね。だから撮影までこぎつける場合は、何回となく打合せして、何回となく現場を見てということをしなないと、職員の出る期間がこの数字ではない数が体を動かしていることにつながるという気がするんですよ。特にああいう人たちというのは、打合せ、打合せでもってやりますから、時間を問わずにやりますので、そういった意味では心配な部分があるので、これだけ町に依頼があるということについては、その体制づくりをしていかなきゃいけないのかなという気もしますので、その辺については今、課長からもろもろお話を聞きましたから、分かりました。ともかくこれについてはしっかりとした体制づくりを考えていかなければいけないなという気持ちでいますので、この後総務がありますから、そこでも聞きたいなと思っておりますので、了解いた

しました。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、企画部デジタル推進課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

野崎企画部長。

【野崎企画部長】 それでは、引き続きまして、デジタル推進課審査をお願いいたします。説明は村瀬デジタル推進課長より、質疑等につきましては出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 それでは、企画部デジタル推進課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料の2ページをご覧ください。デジタル推進事業費でございますが、デジタルによる快適な生活環境を実現するため、行政手続オンライン化を進め、町公式LINEや電子申請届出システム、公共施設予約システムを町民向けに提供するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に行うものでございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、コンピューター周辺機器等の消耗品費、役務費は、ネットワーク回線経費やネットワークツールのサービス利用料等の通信運搬費、委託料は、町情報セキュリティの確保やICT利活用に係る委託料、使用料及び賃借料は、職員用パソコンやサーバー等のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデルサービスを活用した実装の取組に対し、導入経費の2分の1を国が交付金により支援するもので、役務費、委託料へ充てているほか、下水道事業特別会計出資金にそれぞれ充当してございます。

続きまして、タブレット資料の3ページをご覧ください。コンピューター利用事業費でございますが、行政事務の効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するようコンピューターを効率的に運用、活用していくための事業費でございます。報酬については、会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、共済費は、同職員の共済組合負担金、旅費は、同職員の通勤手当及び職員の普通旅費、需用費は、コンピューター周辺機器等の消耗品費、委託料は、住民情報システム等の保守や自治体情報システムの標準化に係る作業等の委託料、使用料及び賃借料は、住

民情報システム等とその周辺機器のコンピューター借上料、負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりとなりますが、歳入番号①、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、令和7年度中に移行予定の自治体情報システムの標準化、共通化に係る作業のうち現行システムと標準化仕様との差異の分析に係る経費を対象としており、補助率は10分の10で委託料に充当してございます。

企画部デジタル推進課所管の令和5年度決算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず最初、分析ツールのページがあったと思うんですけど、導入したところでデジタル推進事業費ですかね。その部分でBIツール、分析ツールで、実際導入することで令和5年度はどのような成果があったのかどうかお伺いします。2問目なんですけど、同じページで、キャッシュレス決済です。キャッシュレス決済を導入したことで幾らぐらい手数料がかかったのかお伺いします。3問目なんですけど、また同じページで、町民窓口課に置いてある交付機はこの課でいいんですかね。交付機の話で、交付機を実際に導入することによって、例えば待ち時間が減ったとか、職員の負担軽減になったとか、申請書に使われる紙の枚数が減ったとか、一体どのような効果があったのかという点でお伺いします。続きまして、昨年度の決算でも私がデジタル化で一番すごいなと思ったのが、システムが内製化されて、本来使うはずだった委託料の予算というものを減らしたという昨年度の実績があったと思うんですけど、令和5年度に関してデジタルの取組で、例えばまた何かシステムの内製化をしました、RPAを使いました、あとノーコードで何かを作ってみました、または生成AIで何かやってみましたなどで職員の負担軽減だとか、委託費を削減したとか、何かデジタルの仕組み、デジタルを使うことによって予算を使わずに、さらに職員の負担軽減につながったとか、住民の利便性向上につながったとか、何か取組が令和5年度にあればお伺いします。

以上4点お伺いします。

【茂内委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 まず1点目の分析ツール、BIツールの関係でございます。導入によっての成果等でございますけれども、まず導入の経過としましては、近年社会経済状況が変化する中、安定して持続可能な行政サービスを提供し続けるために、町の総合計画の指標であるとか、施策の立案、こういったものに証拠に基づいた行政運営が求められている、そういった状況、背景がございます。これを実現するために町が保有する多様なデータを匿名加工、仮名加工して自動的に集計、あるいはグラフを作成、あるいはマップデータに落とす、そういったツールでございまして、こちらについては業務横断的に活用することが期待されるというところで導入したものでございます。成果といいますか、効果ですけれども、町の保有する多様なデータというものを加工した上で、自動的に集計、そしてグラフ、

マップデータを作成するという事で、これについては自分の部署以外のグラフも見られるんですけども、そういったことで自分の部署以外の情報も統計情報として活用できる、あとその都度手作業でグラフであるとか、データ抽出というものをやっておったんですけども、そういった作業が当然不要となりまして、簡単なマウス操作、クリックでグラフ作成であるとか、データの確認、マップ情報の確認ができるようになった、そういったところが効果としてはございます。

それから2点目のキャッシュレスの関係でございます。こちらにつきましては、窓口でのキャッシュレスでのお支払い、それと電子申請とキャッシュレス機能というのを連携して、スマホの操作で申込みであるとか、申請から、お金のかかるものであれば支払いまで済ませられるようなものも5年度に導入しているところです。町民の皆様の生活様式の変化に対応して、多様な支払いの提供をすることによって利便性の向上を図ったというところになりますけれども、手数料につきましては、開始が令和6年2月の途中からということになりますので、2月、3月の5年度の実績で申し上げますと、手数料の合計、窓口、電子申請を合わせて2万5,348円の手数料がかかってございます。

それと3点目、書かない窓口、自動交付機になりますけれども、こちらの導入の効果になりますが、機械としてはマイナンバーカードを使用したものでございまして、カードの情報、住所、氏名、生年月日等を読み取って、それを転記した申請書を自動作成するというものになります。これにつきましては、令和6年2月から設置しておりまして、部署といたしましては、町民窓口課と税務収納課に1台ずつ置いている状況です。効果で定性、定量があったかと思えますけれども、まず町民に対しての効果と、あと職員に対する効果でお話しさせていただきますと、町民に対する効果として、定性的な部分でいえば書く手間が省ける、単純にそういうことになります。住所、生年月日、氏名等を記入する必要がなくなった、手間の削減になります。あと、定量的な部分でいいますと、申請書の作成に2分かかるとして、令和5年度2月、3月の実績でございまして、425件ございましたので、掛けますと850分の削減効果になるかと思えます。それから職員に対する効果でいいますと、正確な情報が印刷されますので、審査業務の手戻りの軽減でありますとか、あるいは申請書作成支援、このように書いてください、ここに記入してくださいというのがなくなった作成支援の負担軽減の2点があるかと思えます。

定量的な部分で申しますと、審査、あるいは記入の支援等において3分で計算いたしますけれども、先ほどの令和5年度の実績425件で計算しますと、1,275分の削減効果がございました。

それから4点目です。前回のご質問でもありました内製化する等により予算削減であるとか、そういったものが5年度中にあったかというところになりますけれども、一例で申し上げますと、委託の中で役場から仕事をお願いしている業者へのセキュリティの部分での監査について、業者さんのお力をお借りしながら委託している事業があるんですが、こちらにつきまして、当初支援に当たっていただく業者さんにどこまで仕事をやってもらうかという中で、デジタル推進課内でもいろいろ精査した結果、その前の年にも同じような委託をしていましたので、ある程度ノウハウがあった、チェックシートを多少変えれば活用できたとか、そういったところでの工夫によって大体予算を見込んでいた半分ぐらいの契約で結果的に終わった点がありますので、その部分が内製というか、職員の工夫で効果があった部分かなと捉えております。

以上です。

【茂内委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 4番目のご質問の内製に関して内容の追加ということで捕捉させていただきます。ほかには委員におっしゃっていただいたノーコード、ローコードツールに相当するようなものとして、電子申請の様式を職員が作成できるような仕組み、それからLINE公式アカウントの中に関しては、メニューの作成ですとか、予約の仕組みの作成というのがありますので、そこらは職員で作成して様式を増やしたり、あるいは年度が変わったところで新しいものを用意して町民の方からオンラインで申請ができるような対応をとっております。あとは分析ツールのデータの抽出に関しても、当初SEによる支援を想定していたところもありましたけれども、結果的には職員が操作できるような機能での抽出で対応できましたので、そこらも職員の対応で解決したような事例になります。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。最初の分析ツールで、BIツールは統計的なものを可視化するようにできたり、作業でグラフを作ったり、いろいろ大変なので、それがすぐできるというのは非常に人件費の削減につながって、あとさらに職員の負担軽減に物すごくつながって、非常に効果のある予算執行だったと思います。キャッシュレスに関してなんですけど、まず聞きたいのが、九州の某市町村で更新のときに物すごい更新費用がかかってしまったので、やめたという事例があったんですけど、そういったことも踏まえてキャッシュレスに関して、どう思われるか、更新の費用もまだまだ令和6年度、次年度は関係ないのか分からないんですけど、どう思われるかお伺いします。

3点目なんですけど、交付機のお話で、時間削減に物すごくつながっているというのは、すごく大きいかなと思います。その中で1つ聞きたいのが、交付機の導入時期と導入した後に国の制度が変わった場合というのは、交付機がそれに対応できるかどうかを聞いてみたいんですね。例えばですけど、令和6年2月に広域行政があったと思います。広域行政が始まったときは既に導入されていたと思うんですけど、国の仕組みが変わったときに、そういった交付機というのは対応できるかどうか、そういった仕様になっているのかお伺いします。

あと4点目、セキュリティ監査の部分の契約額を半分に抑えただとか、ノーコードを使ってみたら電子申請とかLINEも職員の方がノーコードを使ったので、本来委託するはずだった費用がかからずに済んだ、あと先ほどの分析の話もSEの支援、SEの方にお問い合わせするところも削減できて、見えないところで費用が削減されているのがデジタル化だと思うので、非常に素晴らしいと思います。なので、手数料と交付機は国の制度が変わったときにどうなっているかという、仕様に関して、2点お伺いします。

【茂内委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 まず、キャッシュレスの更新にかかる部分ですけれども、1つ、費用として想定できる部分としましては、窓口で使用しているものに関しては、キャッシュレス対応のレジを置いておりますので、レジの更新に関しては耐用年数が来て、修理が難しくなったときには費用がかかるものと想定しております。それからオンラインの申請に関しては、オンライン申請のシステムと、それと連動するようなオンライン決済の仕組みというのが基本的には対になるものが、対応できるものが1種類だったり、あるいはいくつかある中から選べますというようなことになりますので、例えばですけれども、

オンラインの申請の仕組みを更新しますと、その際に改めてキャッシュレスの仕組みを連動して設定する部分で費用が発生する可能性はありますけれども、現時点では導入のときにかかる経費と比較しますと、丸々その費用がかかるわけではないという形では想定しております。

続いて、申請書の自動作成機に関して制度改正があったときの対応なんですけれども、こちらも当然制度改正の対応が必要と見込んでおりますので、修正の際には対応ができるような導入をしております。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。交付機の更新に関してなんですけど、何でも国の制度が変わったら対応できるものだと考えていいということでしょうか。

【茂内委員長】 渡邊副主幹。

【渡邊副主幹】 1台当たりで、例えばメニューの大幅な組替えになってきて、今まで10だったのが100というような話だと、職員だけの対応が厳しいところがあれば、改めてS Eに支援をお願いするようなケースもありますけれども、部分的な修正などであれば基本的には保守と、それから職員の対応できるように調達をかけているところです。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 1点お聞きします。2ページですけど、書かない窓口についてですけど、前回予算のときもお聞きしましたが、基本的にはマイナンバーを使った申請、書類の手続ということですけど、これに関してマイナンバーを持っていない方に対しては対応しないけど、窓口の混雑も解消されるんじゃないかということが前回の答弁でもありましたけど、今導入されて、どういう効果が出た、混雑状況は今どういう状況になっているかというのは今お答えできるでしょうか。お願いします。

【茂内委員長】 直接の窓口ではないですけど、大丈夫ですか。

村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 直接の窓口じゃないので、どうしてもどれぐらい減ったかという肌感も想像できないところではございますので、お答えしかねます。すみません。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長、お願いします。

【吉田副委員長】 すみません。1件だけお尋ねします。デジタル推進事業費の中の使用料及び賃借料で、職員の皆さんが使用されるパソコンはファイルサーバーとサーバー機器及びネットワーク器機に係る賃借料とあるんですけども、全体の器機の更新にかけてなんですけど、例えばリースだったら何年とか決まっていると思うんですけども、昨今機械の進化に伴って古いパソコンだと非常に動作が遅くなっちゃったりすると思いますので、いろんな使っている器機が最新とまで言わないですけど、適切な状態で管理されているのかという点についてだけお尋ねさせていただきたいと思います。

【茂内委員長】 村瀬デジタル推進課長。

【村瀬デジタル推進課長】 機器の調達の関係も含めてだと思いますが、最新のものかというところでは、リース、ノートパソコンもサーバーもそうなんですけど、ほとんどが5年リースで組んでいるような状況になっております。ただ、職員が使うパソコンに関しては、常に最新の状態に保つというところ

で、更新情報、アップデートに関しては、一元管理ということで、我々で管理して、最新のアップデートをかけることもやっております。ただ、5年で使えなくなるかという、機種によってはまだまだあと数年使えるようなものもありますし、例えばリースでいいですと、リース料も10分の1ぐらいになるというメリットもありまして、今は5年でやめるものとリース延長で何台かキープというか、延長をかけて、全台ではなく一部再リース延長をかけて、それを使っている、その両方でやっているような状況。ただ、OSであるとか、オフィスに関するアップデート等は、こちらで最新のものになるように管理しておりますので、十分に耐え得るものを安全な状況で使っているという認識でございます。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 ありがとうございます。もちろん全部一気に新しいものにしろというのは絶対難しいことだと思いますし、適切に使うことも必要なことかと思えますけれども、ここに不用額が52万5,488円ありますので、もし可能であるなら、せめてデジタル推進に関わるところくらいは最新のものはあったほうがよろしいのかなとは思いますが、これ以上は言いませんが、適切な危機管理ができるようであればしていただけるような形にしていっていただけたほうがよろしいのかなとは思いますが。特に答弁は求めません。

【茂内委員長】 他になれば、これで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、企画部デジタル推進課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時55分からです。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 皆さん、こんにちは。これより総務部4課の令和5年度決算の審査をお願いいたします。まずは総務課からとなります。説明につきましては伊藤総務課長より、質疑については出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和5年度決算内容につきまして、タブレット資料060総務課決算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は20分の2ページをご覧ください。

初めに、一般管理経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名の委員報酬です。報償費は、町と法律顧問契約をしている弁護士への謝礼です。旅費は、職員の普通旅費です。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、官報や新聞等の購読料、役務費は、iJAMPの通信サービス料やmoreNOTEのクラウド使用料、使用料及び賃借料は、タブレット端末機の借上料です。それぞれの主な内容は、備考欄に記載のとおりです。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料20分の3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。こちらは秘書担

当の所管となります。本事務経費につきましては、町長、副町長の秘書事務に係る経費です。報償費は、各種団体が開催するスポーツなどの大会に副賞として交付する賞品代です。主な内容及び不用額理由は、備考欄に記載のとおりです。旅費は、秘書担当職員の出張旅費です。不用額理由については、備考欄に記載のとおりです。交際費は、慶弔関係のほか町長が町政執行上の理由から町を代表して交際を行うための費用です。主な内容及び不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費は、年始に開催した賀詞交歓会会場を飾る生花や物故功労者の弔問の際の供物などの消耗品費、来客接待用の茶葉や賀詞交歓会のペットボトル飲料及び茶菓子のための食糧費、賞状用紙に係る印刷製本費です。役務費は、町長の就任挨拶状の郵送料及び式典で使用する国旗や町旗等のクリーニング代です。使用料及び賃借料は、町長車の運行に係る駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料です。負担金補助及び交付金は、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費は、町功労者への弔慰金ですが、不用額については備考欄に記載のとおりです。なお、当該経費の財源は全て一般財源でございます。

タブレット資料は20分の4ページをご覧ください。表彰関係経費です。こちらも秘書担当の所管となりますが、町表彰条例に基づく各表彰に関する経費でございます。町では地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を収められた方を表彰しており、令和5年度は11月3日に表彰式を開催いたしました。表彰件数については、主な内容として備考欄に記載のとおりです。報償費は、被表彰者への記念品及び賞状収納用の筒に係るものです。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費は、町表彰式会場の生花、記念写真用の台紙など式典に係る消耗品費です。不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。役務費は、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代です。なお、当該経費の財源につきましては全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は20分の5ページをご覧ください。文書事務経費でございます。こちらは行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や文書保存箱、個別フォルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代です。役務費は、料金後納郵便料等です。委託料は、備考欄の主な内容に記載の各委託に係る委託料でございます。

下表をご覧ください。本経費に充当している特定財源となりますが、歳入番号①の下水道事業事務費負担金354万2,000円のうち、例規管理システムの管理サポート業務の経費負担分として5万3,000円を委託料に充てており、こちらは財政課でご説明したものととなります。特定財源の充当額を差し引いた981万4,107円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は20分の6ページをご覧ください。印刷事務経費でございます。こちらも行政管理担当の所管となります。需用費の消耗品費は、備考欄の主な内容に記載のとおりでございます。修繕料は、断裁機の刃の研磨及び修繕を行ったものです。使用料及び賃借料は、備考欄に記載の器械に係るものです。

下表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございますが、歳入番号①の下水道事業事務費負担金354万2,000円のうち、印刷関係の機器類の経費負担分として11万2,000円を使用料及び賃借料に充てており、こちらは財政課でご説明したものととなります。

また歳入番号②、雑入のその他337万6,502円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分12万1,075円を使用料及び賃借料に充てております。これら特定財源の充当額合計23万3,075円を差し引いた

1,179万4,546円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料20分の7ページをご覧ください。情報公開事務経費でございます。こちらでも行政管理担当の所管となります。情報公開制度及び個人情報保護制度の事務に関する経費です。本経費につきましては、執行がありませんでしたが、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は20分の8ページをご覧ください。文書館管理経費でございます。こちらは寒川文書館の所管となります。報酬は、文書館運営審議会委員5名及び会計年度任用職員2名の報酬です。職員手当等は、会計年度任用職員2名の期末勤勉手当です。共済費は、会計年度任用職員2名の職員共済組合及び社会保険料の負担金です。旅費は、文書館運営審議会委員の旅費の費用弁償と職員の普通旅費、会計年度任用職員2名の通勤手当の費用弁償です。需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代です。役務費は、電話及びファクス回線の基本料金及び通話料金、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会費でございます。なお、本経費につきましては、全て一般財源となります。

続きまして、タブレット資料は20分の9ページをご覧ください。文書館資料保存活用事業費でございます。こちらも寒川文書館の所管となります。本事業費については、寒川文書館条例に基づき郷土の歴史的、文化的価値を有する町の公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集、保存し、広く利用に供するとともに、これらの資料を用いた普及活動や町史刊行物の発行を行うものでございます。報酬は、町史編集委員3名の報酬で、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。報償費は、講演会の講師謝礼で、主な内容は備考欄に記載のとおりです。旅費は、編集委員の費用弁償、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務に係る消耗品代、印刷製本費は、寒川町史研究第35号の印刷代で、不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。役務費は、刊行物の郵送料等です。委託料は、保存資料を薰蒸するための委託料です。使用料及び賃借料は、文書館資料管理検索システムの借上料でございます。

下表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございますが、歳入番号①の町史刊行物売払収入9万7,900円は、寒川町史をはじめ町史研究、調査報告書などの冊子を販売したもので、全額を印刷製本費に充てております。

歳入番号②の講座等資料代1万5,000円は、古文書講座5回分の資料代で、全額を消耗品費に充てております。歳入番号③その他4万5,240円は、文書館資料の複写代金で、全額を消耗品費に充てております。特定財源の充当額合計15万8,140円を差し引いた127万1,989円が本経費に充てる一般財源となります。

続きまして、ページが飛んでしまい、大変申し訳ございませんが、タブレット資料20分の12ページから20分の20ページまでの寒川文書館令和5年度の事業について資料に基づいてご説明させていただきます。文書館は、寒川文書館条例に基づき寒川に関する記録資料を収集、保存し、広く利用に供してございます。寒川のことなら何でも調べられるをキャッチフレーズに、町民の皆さんへのサービス、町職員での業務支援等にも力を入れているところです。

それでは、タブレット資料の20分の13ページをご覧ください。(1)文書館運営審議会は記載のとおり

となっております。(2)の公文書の収集・整理では、保存年限が満了する有期限の文書の中から歴史的価値の認められるものを選別して保存する作業を行っています。令和5年度には11箱を選別したほか、永年文書11箱を本庁から移動した結果、保管している永年文書の総数は1,052箱となりました。

タブレット資料20分の14ページをご覧ください。(3)の地域資料の収集・整理については、14件の寄贈と1件の寄託があったほか、資料の公開許諾については2)に記載のとおりとなっております。

タブレット資料20分の15ページから20分の16ページをご覧ください。(4)資料の利用となっておりますが、町職員の利用については、1)に記載のとおりでございます。令和5年度の開館日数は、2)になりますが、293日でした。令和4年度より13日少ないのは、図書館システム改修に伴う臨時休館があったためで、入館者は7,517人、1日平均26人でした。3)閲覧及び4)貸出しについては記載のとおりでございます。

タブレット資料20分の16ページをご覧ください。ページ上段5)レファレンスにつきましては、302件ございました。レファレンス内容としましては、測量業者などによる土地改良に関する問合せや史跡探訪の参考資料集め、また先祖調べなど多岐にわたっております。6)特別利用及び7)視察の受入れにつきましては、記載のとおりとなっております。(5)資料の保存につきましては、資料の燻蒸を収蔵庫内で実施いたしました。

続きまして、タブレット資料の20分の17ページをご覧ください。(6)資料の普及でございますが、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただくため、例年、講座、展示などの普及事業に力を入れ、多くの皆さんに資料の大切さを知っていただく活動をしてございます。1)の講座ですが、古文書講座を5回開催いたしました。2)の展示ですが、企画展として「関東大震災 寒川の被害と復興」及び給食センター開設を記念した企画展「寒川・学校給食のはじまり」、そしてミニ展示として「卯年のできごと」を開催いたしました。3)学校連携は、記載のとおりとなっておりますが、初めての試みとして一之宮小学校で出前授業を行いました。

資料20分の18ページをご覧ください。4)古文書愛読会、5)「広報さむかわ」による情報発信、6)講座・研修等の講師、そして20分の19ページの7)原稿の執筆、そして8)SNSによる情報発信につきましては、記載のとおりとなっておりますが、「広報さむかわ」のコラム連載であったり、出前講座の執行であったり、SNSなど複数の媒体を活用した情報発信を行っているところでございます。

タブレット資料の20分の19ページをお開きください。(7)刊行物作成としては、2)となりますが、寒川で初めて国登録有形文化財となった旧広田医院を特集した町史研究第35号を発行いたしました。ほか、(8)職員研修、そしてタブレット資料20分の20ページの(9)総合図書館との連携、そして(10)対外的活動、記載のとおりとなりますが、これらの取組を実施したところでございます。

以上、令和5年度の寒川文書館の事業としてご報告させていただきます。

それでは、続きまして、タブレット資料は、大変恐縮ですが、お戻りいただき、20分の10ページをご覧ください。こちらは統計調査事務経費でございます。行政管理担当の所管となりますが、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査に係るもの、また統計の普及に関する経費でございまして、統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施等に係る経費の全額を県の交付金を財源として実施しているものでございます。旅費は、県が開催する統計諸会議等へ出

席するための職員の普通旅費、需用費は、統計調査に関する必要な消耗品費、役務費は、調査員等への統計事務に係る研修案内や資料の郵送料でございます。それぞれの不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりです。

下表をご覧ください。当経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①の統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及び事業に対して補助率10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。したがって、当事業における一般財源の持出しはございません。

続きまして、タブレット資料は20分の11ページをご覧ください。基幹統計調査事務経費でございます。こちらも行政管理担当の所管となりますが、本経費は、統計法に基づき実施される基幹統計調査の実施に係る経費で、令和5年度に実施した調査及び調査準備につきましては、備考欄の主な内容に記載のとおりとなっております。報酬は、統計調査員16名及び指導員4名並びに会計年度任用職員2名分の報酬です。職員手当等は、職員の時間外勤務手当です。報償費は、調査協力者への謝礼、旅費は、統計調査員及び指導員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、統計調査実施時に必要な消耗品代です。役務費は、通信運搬費で、統計調査員及び指導員への調査関係書類等の郵送料や事業所への協力依頼、督促状の郵送料です。職員手当等から役務費までの不用額理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本経費に充当している特定財源でございます。歳入番号①の基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する国の委託統計調査及び事業に対して10分の10で交付される県支出金で、全額を各支出科目に充当しております。したがって、当事業における一般財源の持出しはございません。

ご説明は、以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず8ページの文書館管理経費で、一般質問とかの資料作成でいつも利用させてもらっていて、寒川のことなら何でも調べられるのキャッチフレーズとおり、本当に何でも調べられるので、いつもすごいと思います。認証アーキビストの優秀な方たちがいらっしゃるおかげだと思うんですけど、逆に反面、そういった知識の広い方、人材を見つける難しさはあると思うんですけど、その中で運営していく中で人材に関して課題に思う点があれば伺いいたします。

2点目なんですけど、2ページの一般管理経費の報償費、弁護士相談を年に10回から20回の間でされていると思うんですけど、同じように大きい自治体みたいに弁護士資格のある職員の積極採用みたいなことは、小さい自治体でなかなかできることはないと思うんですけど、その中で今の人数で町の法務を支えているというのは、すごく大変な作業だと思います。弁護士もパラリーガルもいない中でこういったことをされるというのはすごいと思うんですけど、その中で人材に関して課題に思う点があれば伺いいたします。

以上、2点伺います。

【茂内委員長】 平尾主査。

【平尾主査】 まず、1点目のアーキビストのくだりを回答します。委員が今おっしゃられたように、ある程度情報とか経験の蓄積というものは重要だと思うんですけども、文書館の対応としましては、1件1件のレファレンス対応というのをデータベース化しておりまして、それを使えば誰でも回答できるような情報の蓄積というのをしていますので、その辺でも対応ができるようになっていくのかなというのは1点ございます。

【茂内委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 2点目のご質疑についてお答えいたします。現状、法律に関する相談ということで、顧問契約を結んでいる弁護士の先生に町としても案件によってご相談をさせていただいている状況はもちろんです。ただ、実際職員が法的に弁護士と同じようなレベルには残念ながらございません。しかしながら、当然その中で研さんを積んでいる部分はございますので、我々はふだんから地方自治法であったりという部分については、勉強しているところでございます。そういう部分で人材についての課題はなかなか答えにくい部分があるんですけども、専門的な方を雇用できるという状況は、チャンスがあればというところはもちろんあるんですが、現状では弁護士との顧問契約の中で法律相談がうまく機能していると思っておりますので、当面は現状のままでと考えているところです。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。なので、文書館も寒川に関しても次年度予算編成をする中では、現状維持という形で考えていきたいということによろしいでしょうか。

【茂内委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 今ご指摘のあったように、基本的には同じ体制で考えている状況でございます。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、総務部総務課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、総務部人事課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 引き続き総務部人事課の決算について審査をお願いいたします。説明につきましては青木人事課長から、質疑に対しましては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 それでは、総務部人事課所管の令和5年度歳入歳出決算につきまして、ご説明さ

させていただきます。ご説明については、タブレットのファイル番号070人事課にございます決算特別委員会説明資料に基づき進めさせていただきます。

最初に、タブレットの2ページをご覧ください。令和5年度決算人件費概要でございます。この一覧表は、各会計別に議会議員の皆様や職員の種類ごとの人件費を取りまとめたもので、会計年度任用職員分は含んでおりません。左側表側が各会計と職の種類、表頭が人数及び支出項目となっております。また、表中の上段が令和5年度の決算額で、中段が令和4年度前年度の決算額、下段が対前年度伸び率となっております。令和5年度の一般会計と各特別会計を合計した人件費の総額は、表の一番下の合計欄右端の上段の数字になりますけれども、29億3,751万6,816円でございます。前年度比で249万3,948円の増、率にして0.08%の増とほぼ同額となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費概要でございます。左側表側の会計年度任用職員の合計欄の右端が全会計の合計となりますが、その上段にありますとおり、令和5年度の総額は3億605万1,560円で、前年度比で3,993万1,838円の増、率にして15.01%の増となっております。増となった要因につきましては、雇用人数の増及び昨年度の人事院勧告を踏まえました報酬改定によるものでございます。これにより職員等と会計年度任用職員を合計した人件費の総額は、表の最下段各総合計の右端の上段にありますとおり32億4,356万8,376円で、前年度比で4,242万5,786円の増、率にして1.33%の増となっております。

引き続き、タブレット資料は4ページをご覧ください。会計年度任用職員の雇用実績でございます。令和5年度につきましては、一番上の段になりますが、人数としましては307人、賃金の総額は2億7,935万872円で、先ほどご説明した会計年度任用職員の人件費概要の会計年度任用職員の合計額から共済費を除いた額となっております。

また、タブレット資料5ページでは、会計年度任用職員増減比較としまして、各課で雇用している会計年度任用職員の職種内訳及び前年度比較を取りまとめておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、事業費別歳出歳入決算の概要についてご説明いたします。タブレット資料は6ページ、職員給与費でございます。こちらは特別職2人を含む職員89人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。また、当事業に充当している特定財源につきましては、下段の表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料7ページをご覧ください。人事管理経費でございます。報酬及び職員手当等は、職員の育児休業や療養休暇等に伴い人事課で雇用しました27人分の会計年度任用職員に係るものでございます。共済費は、会計年度任用職員の社会保険料と地方公務員災害補償基金負担金、また次の災害保障費は、公務災害に対する療養補償費及び見舞金でございます。旅費については、能登半島地震被災地への応援職員派遣に伴う普通旅費と会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。需用費消耗品は、備考欄に記載のとおりでございます。被服費は、職員用作業服の購入費、医薬材料費は、職員用の常備薬の購入費でございます。次の委託料は、庶務事務システムの運用サポート業務委託料、備品購入費は、執務スペースのフリーアドレス化のためのミーティングテーブルを購入したものでございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県人事委員会に委託しております公平委員会の事務負担金と非常勤職員等分の公務災害補償負担金でございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。職員力向上事業費でございます。この事業は、研修制度や人事評価制度等により役割や資質に応じた職員力の育成と組織マネジメントの強化を図っているものでございます。報償費については、町職員表彰の受賞者6名に対する記念品でございます。次に、旅費は、町ブランド『「高座」のころ。』の推進に当たり、プロジェクトチーム内の共通認識と意思統一を図り、施策検討を迅速に着手するため実施しましたブランディング推進集中討議に伴う職員16名分の特別旅費でございます。役務費は、通信運搬費でございます。人事評価システムの利用料でございます。委託料は、職員研修委託料と職員採用試験事務委託料の2本でございます。その内訳は備考欄に記載のとおりでございます。令和5年度実施の職員研修につきましては、総合計画実施計画の事業指標として掲げております職員力指数が低下傾向となっている状況から、職員アンケートや各種調査、また事務量調査等の分析結果を踏まえまして、若手職員を対象に業務役割の性質変化とそれに対する意識向上、スキルアップへのアプローチとして、キャリアデザイン研修を実施いたしました。当研修では、自らの仕事に対するモチベーションや価値観について、講師と1対1の面談等により自らを振り返るとともに、仕事への向き合い方や上司、後輩職員との関係性構築などについて学び、主体性の向上と自らのキャリアデザインを考える機会としたところでございます。また、職員採用試験事務委託につきましては、1次試験として実施しております総合適性検査、いわゆるSPI試験になりますが、こちらの169人分の受験料等でございます。職員の採用については、人口減少と昨今の社会経済情勢、若い世代の就労に対する価値観の変化などから、応募者が大幅に減少していることに加え、転職を含めた若い世代の中途退職等も増加傾向にあり、人材の確保は当町にとっても大変大きな課題となっております。こうした状況から、令和5年度においては、特に専門職、技術職、それと保健師の確保に向けまして、近隣の大学や現在いる職員の出身校へ直接赴いた周知活動をはじめ、専門職自らが作成した動画なども活用し、SNSによる周知を行うなどの採用活動を展開しているところでございます。また、採用試験の最終合格者から辞退者を抑制していくための工夫としまして、寒川町の1つの強みでもあります職員同士の近い距離間ですとか、町ブランド『「高座」のころ。』を前面に押し出した試験運営とするなど、能動的な活動も進めているところでございます。次の使用料及び賃借料は、『「高座」のころ。』ブランディング推進集中討議実施に係る会場使用料でございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。職員健康管理経費でございます。報酬は、職員等の健康相談や健康指導をお願いしております産業医への報酬でございます。委託料は、職員の健康管理を目的としました職員健康診断業務に係るものでございまして、その内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。職員福利厚生経費でございます。12節委託料は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健と元気回復等厚生を実施する団体寒川町職員福利厚生会への委託料でございます。

次に、タブレット資料は11ページをご覧ください。職員研修経費でございます。報償費は、全管理職を対象として実施しましたアンコンシャスバイアス研修の講師謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費及び神奈川県市町村研修センターをはじめとする各種研修に参加した職員への特別旅費でございます。不用額が生じた理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、委託料につきましては、2本でございまして、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村振興協会研修センターに対する負担金をはじめ市町村アカデミー、自治大学校等主催の研修参加に伴う受講負担金でございます。また、当事業に充当している特定財源につきましては、下段の表に記載のとおりでございます。

なお、タブレット資料13ページ以降には、令和5年度に実施しました研修実績を一覧にしておりますので、こちらも後ほどご確認いただければと思います。

最後となりますが、タブレット資料は12ページをご覧ください。歳入の一般財源振替分でございます。一般財源振替分としましては、諸収入その他としまして、職員向けの遺族共済年金補完事業に係る事業手数料や地方公務員災害補償基金の還付金等でございます。

以上で、総務部人事課所管の令和5年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。予算のときもお伺いしたんですけど、会計年度任用職員のことについてですけど、予算のときの説明では、2回更新は公募によらないで採用するということでしたけど、それ以降は公募に応募してもらって採用するということでした。それに関して5年度で更新のときに採用されなかった人とか、そういう人はいるのかということをまずお聞きします。

【茂内委員長】 赤崎主査。

【赤崎主査】 会計年度任用職員の令和5年度の採用に関しまして、更新任期で更新されなかった職員がいたかどうかというお尋ねにお答えさせていただきます。基本的に前年度におきまして再度公募の希望がある職員につきましては、内部で希望を募っておりまして、また公募する場合におきましては、面接等を含めた採用試験を行い、また公募によらない場合ですと、年1回能力実証という形で人事評価を行いまして、その結果問題なければ続けて採用するというようなところでやっております。令和5年度に関しましては、ご希望された方で試験を行った方、もしくは能力実証を行った方につきましては、公募した方については若干採用基準に満たなかった方もいらっしゃいますが、内部で継続任用という形で能力実証を行った方につきましては、前年度の勤務状況がよろしくなかったもので、今年度はという方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の説明で継続ができなかった方はいなかったと、公募に関しては採用された方がいらっしゃったということは分かりました。今朝の新聞だったかな、ほかの自治体で2年更新の縛りをなくして継続して採用していくと発表したと、たまたま今朝の新聞を見たんですけど、こういうことに関して、今後またそういうものを検討されるということも考えられるのでしょうか。お聞きします。

【茂内委員長】 赤崎主査。

【赤崎主査】 継続雇用の上限回数のお問いかなと思いますが、そちらにつきましては、今年度8月

に出されました人事院勧告で、上限の撤廃についての言及がなされております。恐らくこれに合わせまして他自治体でも検討を今進めているところかなと思います。寒川町におきましても、基本的には国の方針に従ってやっているところがございますので、寒川町におきましても、次年度に向けて継続雇用の上限の撤廃については検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。人事院勧告でもそういうのが出たということで、了解しました。会計年度任用職員は条件があってお仕事されていると思うので、でも、仕事を続けてやりたいという方もいらっしゃると思うんです。そういう人は酌んでもらって、ぜひとも。本来だったら正規の職員で採用すべき仕事だと思うんですけど、いろいろとまた条件等もあると思うので、継続して検討していただきたいと思いますので、お願いします。これは意見で。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

柳田委員。

【柳田委員】 8ページの職員力向上事業で、職員力指数は、先ほどご説明の中にありましたマイナス4.31という数字があります。例えば成長実感の引上げだとか、職員育成プランだとか、人事評価制度だとか、研修制度、これを連動させながら成長実感の引上げで何とかしようというのは承知していますが、結果としてマイナス4.31というところで、それをどう分析されたのか、まず1点目にお伺いします。

2点目なんですけど、休職者ですね。平成30年8名、令和元年6名、令和2年5名、令和3年7名、令和4年13名、じゃ、令和5年度は何名だったのかお伺いします。

3点目は、転職者ですね。先ほど増えているということが説明の中でありましたが、平成30年5名、令和1年7名、令和2年6名、令和3年6名、令和4年9名、じゃ令和5年度はどうだったかお伺いします。

4問目なんですけど、先ほど辞退者を防ぐために取り組まれているというところで、SNSだとか、直接学校に赴くとか、そういった取組をされているというところで、最新の内定者と辞退者というのはどれくらいの推移だったのかお伺いします。

【茂内委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 4点いただきました。私からは、まず目標指標はマイナス4.31%と3年連続で減少したという結果になっておりますけれども、その受け止めについてのお尋ねかと思っておりますので、お答えさせていただきます。今本当に職員1人当たりの業務量が増えている状況、かつ人材確保が難しくなっている中、職員のモチベーションが上昇していかないということは、限られた人員で業務に柔軟に対応していくことが求められている中では、非常に大きな課題であり、我々としても重く受け止めているところでございます。職員一人一人のモチベーションの維持向上には、業務の生産性向上や住民サービスの向上を実現していくためにも、大変重要であると認識しておるため、昨年度より、柳田委員もおっしゃいましたとおり、職階ごとの要因の分析とその結果に基づいた課題抽出、仮説の設定、そして課題解決へアプローチするための手段として、研修を実施するなど各職階における課題改善に向けて取組を進めてきたところでございます。

しかしながら、指標の実績は3年連続マイナスということで、取組の成果や効果については、現在明確に出ていない状況であるということは、真摯に受け止めなければいけないと思っております。一方で、その課題解決へのアプローチとしまして実施しております一つ一つの研修においては、受講者の研修中における成果物ですとか、あとは終了後のアンケート結果などから、しっかりと目的達成に向けて進んでいるものとは認識しているところです。目に見えるような結果が出るには一定の時間もかかるものと思っておりますので、今後についても職員のモチベーションにかかる状況を的確に捉えることに努めながら、継続して取組を進めていく必要があるものと思っております。また、受け止め方は、もう一つ実はこの状況について別の見方、受け止め方もしております。それは、指標としておりますのは、職員力指数が毎年5%ずつ上昇していくということなのですが、職員力指数をそのまま10段階換算期、そのまま見た場合で申し上げますと、全職階の平均点が10満点で6.65ポイントございます。この数字は10点満点の平均点としては明らかに低いとは言えないのではないかなという仮説も立てられるのかなと思っております。10段階換算期の推移といたしましては、基準の年となります令和2年度末がスタートが6.96、令和3年度末が6.94、令和4年度末が6.72、最新の令和5年度末が6.65ということでございまして、こちらも連続して減少はしているものの、令和5年度末の実績値は前年度比でいいますと、約1%の減という状況でございます。また、アンケートの結果については、調査の実施時期ですとか、職員の人事異動の有無など結果に影響を与える外的要因も考えられるため、ポジティブに捉えればモチベーションはそう大きく下がっていないという見方もできるのかなと思っております。また、モチベーションについては、当然仕事をしていく上で高くあるほうが望ましいとは思っております。ただ、モチベーションが低ければ仕事をやらないのか、できないのか、そういうわけではないと思っています。町の職員としての責任感でしっかりと仕事をする価値観を持った職員もたくさん存在しますので、そういった意味では本当に大事なことは公務を適切に確実に柔軟に遂行していく職員であることだと思っておりますので、その本質をしっかりと認識しながら様々な取組を今後も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【茂内委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 それでは、採用試験の関係のお答えをさせていただきたいと思います。念のため令和4年、5年、今年度6年の状況をお答えさせていただきます。まず事務職に関しましては、令和4年度は2回試験を実施しております。最終合格者として27名いらっしゃいました。そのうち辞退者が10名なので、採用人数として17名という形になっています。続きまして、令和5年度につきましては、2回採用試験を実施しております。最終合格者として16名、そのうち採用したのが12名、辞退者としては4名という形です。令和6年度、今年度今まだ途中ではございますが、1回実施しております。最終合格者として14名、今のところ採用する予定の人数として12名なので、現段階で2名の方が事務職としては辞退しているという状況になっております。

【茂内委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 失礼いたしました。私から次に2問目になります。休職者と令和5年度分の数ということでございます。令和5年度の4月1日現在の分限休職者は11名、うちメンタル不調による者11名ということになります。その他直近でいいますと、本年8月23日時点の数字になりますが、4名が休

職に入っております。こちら全員がメンタル不調によるものということでございます。特徴としますと、20代から30代の職員が多い傾向にございます。また理由については、やはり人間関係によるものが多い傾向だと感じております。

以上です。

【茂内委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 令和5年度の退職者のうちの転職している人数といたしましては、現状私たちが把握している人数になってくる形かなと思うんですけども、令和5年度自己都合退職の人数といたしましては、5年度中8名いらっしゃいました。8名のうち6名の方については転職するというような情報を聞いているような状況となっております。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。マイナス4.31人という数字を生かして、見方を変えてみて1%ぐらいの令和2年度と比べたらそれくらいだという見方もあれば、休職者の二桁であることだとか、辞められる方も引き続き多いというのもまた数字の上では出てきておりますので、その中で1年、2年で変わるものでも、なかなか難しいとは思いますが、引き続き継続して取り組んでいきたいという答弁がありました。その中で次年度予算を編成していく中で今年の現状維持をしていくのか、また何か新たなものをしていくのか、そういったところで次年度予算の編成に関して何かあれば伺います。

【茂内委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ご質問いただきました。まず、職員力の指数を捉えるために行ってきたアンケート調査の結果、そのアンケート調査では、例えば成長実感が私は低い、それを上げるためにどんなことをやったらいいかという設問も入れておりますので、そういったところも踏まえまして、階層別に課題を申し上げますと、主事級では承認感、これは昨年度と変わりません。主任主事級ですと、やはり成長実感が不足する、係長級では達成感と成長実感の数字が低いという結果となっておりますので、こちらの結果を捉えまして今年度、また来年度の予算についてもこれを解消していくべくテーマを設定しながら研修をやっていきたい、そういう予算編成をしていきたいと思っております。

それに加えて、直接予算に関係してくるかどうかもまだはっきりしませんが、その他意見の中で日々の仕事に追われてなかなか感じる時間がないですとか、そういった時間軸に関連する声も多くございます。なので、本当に一人一人の業務量が増えているという実態は、肌感でも十分感じておりますので、業務改善を進めて一人一人、ほかに一般質問でもございましたけれども、時間を創出していく、そういったことがDX化も含めて重要だなと思っておりますので、今行っております業務量調査の結果なんか精度を増していきながら、しっかり活用した上で限られた人材を適正に配置して、それぞれ職員の時間を生み出していきたい、そんなことも考えております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 率直に言うと、職員採用にしても何にしても、皆さんが必死になって考えているとい

うことは十分、今の答弁を聞いていてもよく分かりました。だけど、腹をくくらないと駄目だと思うんだ。本気になっていると思うんだけど、職員を増やそう、今のままではみんな潰れちゃうよ。例えば僕は大学のときにこれを専攻してきたんだと、公務員になったんだけど、なかなかその職場に配置されない、つまらない、これが途中退職につながったり、その理由というのはいろいろあると思うんですけども、僕自身が聞いているだけでも3件、4件あるわけだ。聞き取り調査というのも僕は必要だと思うんですよ。この職員は何を求めて公務員になってきたか、これを明確にした上で配置していく、これも私は大事なことだと思う。3年に1回代わっていくよと、こういう職員の配置転換があるわけだけでも、人によっては専従させていくということも僕は必要だと思うんですよ。何でもかんでも同じように3年から4年したら職場を動かすということばかりじゃなくして、寒川町のこの大きさの一番の強みは、ある一定の、例えばの話が都市計画課なら都市計画課に行ったとして、そこで働いている場合に寒川全体が見えるんだよね。税務課に行ってもそう、寒川全体が分かるんですよ。だけど、茅ヶ崎や藤沢や海老名なんかへ行くと、一コマになってしまうんだよね。ここが僕は寒川の強みだと思う。行政の全体が見える、これをしっかりと押さえていくということが必要なんじゃないかな、確かに大きな、今日も局長に言われて海老名がまた80何ヘクタールの用途変更をするんだみたいなことを言って、今日の新聞に出ていましたけども、この間まだ都市計画決定したばかりですよ、役所の周りを。そうやって海老名には海老名の魅力がある。だからそういうところに行きたいと思うかもしれない。でも、寒川の魅力というのは、新幹線もある、北インターもある、にぎわいの創出もある、こういうことを考えたら、寒川だって大変な事業展開を、ツイン橋だってあるし、46号線の拡幅だってあるわけだから、そういう魅力があるがゆえに、勉強してきた人はそこについて行けば全体が分かる。よく話を聞くのは、国交省に勤めていて、横国なんか勤めていて、そこで働いていたんだけど途中で嫌になっちゃった。何のことはない、本当に僅かなエリアの仕事しかできない、全体が見えない、嫌になってしまって、1つのコマでしかないということを自分が感じて、小さい自治体に移った、こういう話も聞いたことがあります。ですからそういった意味では適材適所というか、配置の仕方も大事だと思うし、併せて10何人採用しても10何人辞めていたのでは、退職者を含めて、正規の退職者も含めて、やっぱりそれでは追いついていかないんだよね。いろんな意味でのメンタル的な部分も含めたり、持っている病のことも含めたりということで、休職者が10何名いるとか、こういうことを考えると、今一生懸命働いているメンバーが厳しくなる一方だと思うんですよ。ですから、今日のふるさと納税なんかにしても、返礼品を新たに3つの筋を使って返礼品のあれを探していくという、こういう話もあるけども、できればこういうところは1つのチームをつくって動かすべきだという、こんな思いもするし、さっきもロケの話をしたときに、いろんな打合せでもって職員が大変な苦勞をされている、やっぱりもう少し増やしていかないと回っていかない、こういう全体的なことを考えても、今の人数でやっていたのでは厳しくなる一方だという気がするんですよ。ですからどこかで、もちろん一遍になんてということは無理ですから、計画的に5年計画を立てながら本気になって、ごめんな、本気になっていると思っているけども、今何人ですか。だからあと20、30人増やさないと、正規を、僕は絶対に足りないと思うんですよ。それをしっかりと押さえながらやる人事課であってほしいと思うんですよ、人事担当で。それがあって、あとはいろんな職員力の向上だとか、それもいろいろあると思うんですけども、まずしっかりと確保していかないと、これは皆さ

んが一番感じていることだと思う。課長が欲しがるでしょ、いろんな課長が。だけど、配置させることができないわけだよ、コマがないんだから。それは一番皆さんが感じているだけに、計画を立てて、どのくらい寒川としたら必要なんだということを本気になってやっていかないといけないんじゃないかなと思います。その辺について実際に担当して思いがあると思いますので、本音の部分はしまっておかなきゃいけない部分があると思うけども、しゃべっていただけるかな。

【茂内委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 ありがとうございます。関口委員がおっしゃるとおり、実態としては、我々が現在把握している全庁的な不足する職員数、この課は何人いないよねというようなところでいきますと、単純に足すと25名不足しているという認識であります。そういう意味では業務量調査としっかり照らし合わせてはいない数字なので、本当に正確かというところはまた別になりますが、25から30ぐらい実態とすると足りない状況にあるんだろうなと思います。また、私も日々仕事をしている中で、本当にいろんな課の課長さん、また担当職員から人に関する相談が、正直ひっきりなしにあるイメージで話を伺っています。なので、そういったことを感じておりますので、本気で我々もやって、そこに課題があると思ってやってはおりますけれども、確かになかなか結果が出ていないという状況がありますので、皆さんの訴えを充足させていただくことができていないというのは、非常に歯がゆい思いではあります。なので、定数も含めまして、職員をまだ多く採っていくということは、まだまだ必要だと思いますが、実際に採れるかどうか、また定数を上げて実際に採れるかどうかはまた別な話になりますので、あらゆる手を使って今年度は民間企業の採用スケジュールに合わせた採用スタイルにしたり、あと新たな取組としては、高校3年生現役のみを対象とした採用試験を打つとか、そういったこれまではないことも含めて、主体的にやっているつもりではおりますけれども、結果が出るまでは認められないと私も覚悟しながらしっかりやっていきたいなと思っております。また、委員からありました大きなところは1つのコマになってしまう、寒川町は全体が見えるから、そこが強みなんだとおっしゃっていただいているところは、私も去年からになりますけれども、採用試験、面接をやらせていただいています、実際に大きな自治体から寒川町を選んで受験してくる方が非常に増えています。東京都の特別区、県内という相模原市、割と多くなっています。その理由を聞きますと、地元で働いている自分の成果を感じたから、地元で働いてみたんだけど、大き過ぎて自分のアウトプットの成果が見えないから、もうちょっと自分で動いた結果が見えるところで仕事をしてみたいという理由がほとんどです。だから委員おっしゃるとおり、我々のそこが強みなんだろうなと思っておりますので、これからいろんなチラシになるのか、SNS、動画になるか分かりませんが、その募集活動をしていく際のその強みは、しっかりとたいながら積極的に今後もやっていきたいなと思っております。いずれにいたしましても、様々なアプローチ方法があると思いますので、またさらに本気度が足りないとか叱咤激励いただいたと思っておりますので、しっかり頑張っていきたいなと思います。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 実際に今自治大学にしても、そこから地方公務員になりたがっている人が非常に少なくなっているという話もありますから、そういった意味では非常に厳しいだろうと思うし、十分分

かっています。藤沢、茅ヶ崎、海老名、ここと寒川を比べたときに、ネーミングからいったら寒川じゃないよな、だけど、寒川の魅力は違うと思うんですよ。もっともって違うと思う。こんなに小さくたって何年も、途中2、3年あったけど、不交付団体をこれだけ続けている寒川の財政力指数、こういうものも物すごく魅力だと思うんですよ。そのくらい町全体が頑張っているんだと、職員も含めて。不交付団体というのを売りに出すということも絶対、不交付団体でもって何ももらっていないから、なりたくないよ。それは本音としてはあるけども、売りとしては不交付団体というのは売りになると思うんですよ。そのくらい寒川は財政力が豊かなんだと、指数を含めても。ですからそういった意味だとか、今言うように全体が見えるよとか、こういうものも寒川の売りになる、それでポテンシャルを考えたら、こんなに魅力のある町は僕はないと思うんですよ。これだけ県事業があつて、すばらしい、これから先を考えたら、まして1戸建て住宅が、海老名、藤沢、茅ヶ崎よりも寒川のほうが上ですから、住んでいる人が少ないかしらんけども、1戸建て住宅の占有率というのは高いわけですから、そのくらい求めやすいんだよと、また住環境も非常にいいんだということにもなってくると思うし、ですからいろんな意味でPRの仕方というのものもあるし、その気になっていくということもあると思うので、とにかく30人増やそうよ。本当に30人増やそうよ。そういう意味ではいろんなことを考えないと藤沢、茅ヶ崎、海老名に名前負け、だからいろんなことを考えて、試験も今言われたように、高校生だけでやるとか、大学生だけでやるとか、いろんなやり方があると思うし、そういった意味では例えば学校に営業をかけるとかということもやっぱりということも必要になってきたりするだろうし、いろんなやり方があるだろうけども、なかなか難しさもあります。そういう点ではいろいろ考えていただいて、とにかく30人増やすことをしっかり考えていきたいなと思うし、これは町長自身が今やろうとする、道筋をつけようとする、これも大変な状況でもあるし、まして来年度総合計画の見直しを含めると、いろんな意味でまずは人がいないと話にならないというのがありますから、やりましょうよ。いいや、答弁は。部長、何か言いたいですか。

【茂内委員長】 三橋総務部長。

【三橋総務部長】 関口委員ありがとうございます。人数に関してはあれですけども、必要な職員は確保して、業務として正職員が必要なところには必ず配置するような形をぜひとりたいと思います。委員が今おっしゃられた中にもありましたけども、普通の異動とは違う異動とか、専門的に特化するとか、そういった伏線人事というんですかね。そういったところも考えなきゃいけないところだとは思っております。なので、今いろんなことをやっているんですけども、さらにいろいろアイデアを出しまして、人材確保を進めたいと思いますし、人材確保が住民サービスの維持向上につながると思っていますので、ありがとうございます。頑張らせていただきます。今の課長の答弁で本気度は伝わったんだと思っています。さらに頑張りますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、総務部人事課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時20分とさせていただきます。

【茂内委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、総務部財産管理課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 引き続き、総務部財産管理課の決算についての審査をお願いいたします。説明は杉崎財産管理課長が行いまして、質疑に対しては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 それでは、総務部財産管理課所管の令和5年度決算につきまして決算書及び説明（参考）資料により説明いたします。よろしくお願いいたします。ファイルは080財産管理課になります。

決算書は57、58ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費となります。タブレット資料は2ページ目をご覧ください。資産経営事務経費であります。指定管理者選定委員会に要する経費及び町有財産を良好な状態に保ち適切に運用管理するものでございます。報酬は、指定管理者選定委員会の外部委員への報酬、旅費は、同じく指定管理者選定委員会の外部委員の費用弁償、役務費は、町有財産のうち財産管理課所管分の総合賠償補償保険料、建物災害共済保険料、自動車共済保険料でございます。また、その他主な不用額の理由につきましては、備考欄の記載のとおり、また特定財源につきましては、下表のとおりで、オークションによる財産売却収入の一部を充当しております。

次に、タブレット資料は3ページ目をご覧ください。庁舎等維持管理経費ですが、庁舎建物等の設備の保守、保全、管理を行うことにより、町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費消耗品費は、庁舎の維持管理に係るトイレットペーパーやゴミ袋、LED蛍光灯などの購入費。燃料費は、庁舎の維持管理に係る燃料代。光熱水費は、電気、ガス、水道代。修繕料は、庁舎内のトイレ湯沸かし室の天井などを老朽化により機械設備等の修繕を行ったもの。役務費は、電話代や簡易専用水道検査及び手数料。委託料は、庁舎に係る総合管理委託料や消防用設備保守点検等の委託料。使用料及び賃借料は、庁舎の空調機等のリース料。原材料費は、補修用材料としての常温合材を購入費。負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載のとおりです。

続きまして、下表をご覧くださいまして、庁舎等維持管理経費の特定財源の説明をいたします。歳入番号①は、県大気汚染常時監視測定網交付金。歳入番号②は、本庁舎ロビーに設置しているデジタルサイネージ等の広告掲載料。歳入番号③は、下水道事業企業会計からの負担金。歳入番号④は、庁舎内などに設置している自動販売機の電気使用料。歳入番号⑤から⑧は、町民センターの空調設備等が役場庁舎と1本化しており、指定管理者からの維持管理委託料と光熱水費相当分をいただくもの。歳入番号⑨は、庁舎ロビーに設置している広告付地図の電気使用料で、歳入番号①から⑨までは、庁舎維持管理経費の光熱水費や委託料、役務費等に充当しております。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。庁用自動車管理経費でございますが、庁用自動車を整備、管理し、交通安全運転の確保を図るとともに効率的な運用と適正な管理をする経費でございます。

需用費消耗品費は、公用車に係る消耗品代。燃料費は、ガソリン代。修繕料は、車検整備代定期点検代など。役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料及び自動車損害共済金分担金。使用料及び賃借料は有料道路通行料及び公用車4台分のリース料。備品購入費は、公用車の購入費。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金など。公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください、庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①は、公用車の広告掲載料。歳入番号②は、下水道事業企業会計からの負担金で、①は本経費の修繕料、②は負担金補助及び交付金へ充当しております。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。建築営繕事務経費であります、営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に行うための事務経費でございます。需用費消耗品費は、建築工事設計に係る参考図書代等の購入。使用料及び賃借料は、営繕積算システム使用料など。負担金補助及び交付金は、公共建築設計業務等積算システムの使用料負担金でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料6ページ目をご覧ください。公共施設再編計画進行管理経費であります、寒川町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設再編計画の外部委員会における進行管理等を行うための事務経費などでございます。内容は、備考欄記載のとおり、委員への報酬や報償費謝礼、委員会の費用弁償旅費と職員の会議出席旅費、委託料は、PPPセミナー開催に伴う業務委託料です。不用額の主な理由につきましては、備考欄の記載のとおりとなります。

次に、タブレットは7ページ目をご覧ください。公共施設再編整備基金積立金であります、昨年の9月会議において条例の議決をいただき設置した基金となります。将来の公共施設の更新費用の財源内訳のうち、一般財源所要額の令和7年度から10年度までの必要額を昨年度までに積み立てたものでございます。

下表の特定財源は、昨年度生じた利息であり、その利息分を積み立てております。

続きまして、歳入の一般財源分について説明いたします。タブレット資料8ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料8万9,188円のうち財産管理課所管の8万2,260円は、役場敷地内に設置しております金融機関のATMや公衆電話、自動販売機などの行政財産の目的外使用に係る使用料でございます。

続きまして、決算書31、32ページの2項手数料1目総務手数料1節総務管理手数料は、官民有地確定証明手数料300円でございます、官地と民地との境界を確定した図面を発行したことに伴う手数料となっております。

続きまして、決算書は41、42ページの16款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地・建物貸付収入の土地賃借料31万617円のうち、当課の所管は寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は31万128円でございます。

続きまして、決算書は47、48ページの20款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の町有自動車共済金につきましては、公用車の廃車に伴う自動車損害共済解約分担金の返戻金で、収入済額は7,550円となっております。

続きまして、決算書157、158ページにございます財産に関する調書をご覧ください。公有財産につい

て説明いたします。(1)土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての令和5年度増減高は、区分欄のうちその他の行政機関の警察(消防)施設が宮山出張所用地を購入したこと及び既存財産の土地の実測面積の修正により1,503.54平方メートルの増、公共用財産の学校が実測面積の修正により23,47平方メートルの増、公園が面積の誤記を修正したことによる0.05平方メートルの減、その他の施設が、ごみ集積所用地分として開発行為に伴う帰属等による増があるものの、旧一之宮中継所を売却したことにより481.40平方メートルの減となっております。区分欄のうちその他の欄は、旧町立保育園3園の用地を有償にて貸し付けるため、土地の号室や無番地であった赤道を町の土地として登記したことにより267.62平方メートルの増となっております。土地全体の令和5年度の増減高は、1,313.18平方メートルの増となり、令和5年度末現在高は38万4,933.62平方メートルとなっております。

次に、建物についてです。令和5年度中の建物につきましては、木造については移動がなく、令和5年度末現在高は前年度同様1,391.88平方メートル、非木造が、学校面積の修正を行ったことに加え給食センターを整備したことによる3,652.87平方メートルの増があり、令和5年度末現在高は11万3,520.00平方メートルとなっております。そして延べ床面積合計については、非木造建物の増があったことにより、年度末残高が11万4,911.88平方メートルとなっております。

財産管理課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 3ページの庁舎等維持管理経費の不用額が702万円、こちらは令和5年度の説明のあったとき、ゼロカーボンの取組として神奈川の共同オークションによって100%再生エネルギーを活用した電気で節電していくという予算のときのご説明があったんですけど、その節電で702万円節約したということでしょうか。お伺いします。

【茂内委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 まず不用額の生じた理由でございますが、再エネで来ていることから、電気使用料が削減できたというのがございますし、あとはそもそも令和4年度の電気代が高騰していましたので、その部分については令和5年度のほうが若干下がってきたという部分がございます、このような不用額となっております。

以上になります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点だけ確認なんですけど、令和5年度予算の時点では、まだ共同オークションによる再生可能エネルギーというのは企画していなかったんですか。いつぐらいから始まって、702万円の部分が節約されたのかお伺いします。

【茂内委員長】 杉崎財産管理課長。

【杉崎財産管理課長】 令和5年4月に入りましてから、再エネの契約ができております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、総務部財産管理課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【吉田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、総務部税務収納課より説明を受けたいと思います。

三橋部長、お願いします。

【三橋総務部長】 それでは、総務部最後となります税務収納課の決算の審査をお願いいたします。

説明につきましては大平税務収納課長と池田専任主幹から行います。質疑については出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 大平税務収納課長。

【大平税務収納課長】 それでは、総務部税務収納課所管の令和5年度決算につきまして、お手元のタブレット資料決算特別委員会説明(参考)資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、歳出についてご説明いたします。決算書は65、66ページの2款総務費2項徴税费1目税務総務費及び2目賦課徴収費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。税務総務費の職員給与費は、税務収納課職員18人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。職員給与費には特定財源が2つございます。1つ目は、タブレット資料下段の表の歳入番号①、決算書は31、32ページ中段備考欄記載の税務証明手数料等で、これは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料でございます。2つ目は、歳入番号②、決算書の41、42ページ上段備考欄記載の県民税徴収事務委託金で、町で個人県民税を個人町民税と合わせて徴収しておりますことへの県からの委託金でございます。また、個人県民税の歳出還付を行った場合は、当該還付金額のうちの県民税に相当する額をこの委託金により県から歳入しております。これら特定財源充当額の合計8,222万1,441円を職員給与費の支出済額の合計額1億4,427万3,888円から差し引いた6,205万2,447円が一般財源からの支出でございます。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。賦課徴収事務経費ですが、こちらは町税の賦課及び徴収業務全般に係る経費でございます。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費です。対面で開催したものもありましたが、書面やオンライン開催の会議もあったことから半分以上が執行残となりました。需用費ですが、消耗品費は、参考図書、賦課資料を整理するためのファイルやバインダー、滞納整理用の事務用品などを購入する費用で、印刷製本費は、納税通知書、納付書、申告書、封筒、帳票類などを作成する費用でございます。役務費は、納税通知書、申告書、督促状などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料、地方税共通納税システムASP利用料や令和5年度より導入した電子による財産調査照会システム(ピピットリンク)の利用料や口座振替の事務手数料でございます。次に、委託料は、納税通知書の封入処理業務委託、住民税や固定資産税の賦課資料整備業務委託、路線価算定に関する土地評価基礎資料整備業務委託、標準宅地鑑定業務委託、軽自動車税の検査情報提供業務委託、家屋評価システム評価替え対応改修委託、住民税申告書作成システム保守管理委託、コンビニエンススト

ア収納代行委託、モバイルクレジットの収納代行委託、森林環境税に係る基幹税務システム改修業務委託、特別徴収税額通知電子化に係る基幹税システム改修業務委託、地方税共通納税システム保守委託でございます。なお、コンビニエンスストアでの納付状況でございますが、令和5年度は5万4,029件で前年度比2,150件の減となっております。また、他の電子納税の状況ですが、インターネットバンキングによるモバイルレジは488件で、前年度比283件の減、クレジットカードによるモバイルクレジットは720件で、前年度比543件の減でございました。これらのコンビニエンスストアでの納付や他の電子納税が対前年度より減となった要因といたしましては、令和5年度より町県民税や固定資産税、軽自動車税種別割の納付書に地方税統一QRコードをつけたことによりまして、納税者がスマートフォンからこのQRコードを読み取ることでスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が手軽にできるようになったことから、そちらに移行したものと考えております。次に、使用料及び賃借料は、国税連携システム、GIS業務支援システム、家屋評価計算システム、滞納整理管理システムの機器借上料、申告相談予約受付システムの使用料でございます。負担金補助及び交付金は、確定申告書の電子データを送信するためのシステム開発、運営を行っている地方税共同機構への負担金、県内の14町村で構成し、税制に関する要望活動や軽自動車税の課税資料の収集等を行っている神奈川県町村税務協議会の負担金、全市町村が加入し固定資産の評価に関する研究や情報提供を行っている一般財団法人資産評価システム研究センターへの負担金、地方税の共通納税の取扱件数に応じて地方税共同機構に支払う共同収納手数料負担金、軽自動車税環境性能割の収納業務を代行する神奈川県に支払う軽自動車税環境性能割徴収取扱交付金でございます。償還金、利子及び割引料は、町税の還付金と過誤納還付加算金でございます。内訳は備考欄に記載のとおりで、令和5年度においては当初予算額以上に還付金が生じたので、不足額は6月補正及び予備費より充当いたしております。最後に、財源でございますが、賦課徴収事務経費は全て一般財源となっております。

以上で、歳出決算の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。決算書は23から26ページ、タブレット資料は4ページをご覧ください。町民税個人の現年課税分の収入済額ですが、均等割は8,896万3,700円で、前年度比31万3,600円の増、所得割は27億3,378万8,953円で、前年度比2,445万4,364円の増となりました。町民税個人の滞納繰越分は収入済額が3,295万24円で、415件793万7,339円の不納欠損処分を行っております。なお、不納欠損額につきましては、この後税目ごとに申し上げますが、その内容をタブレット資料の39ページにまとめて記載しておりますので、併せてご覧ください。

次に、町民税法人です。こちらはタブレット資料10ページ、11ページに法人数等の詳細をまとめておりますので、こちらも併せてご覧になってください。町民税法人の現年課税分ですが、均等割は収入済額が1億5,929万1,893円で、前年度比709万5,907円の減、納税法人数が1,257社で前年度比9社の増となっており、法人税割は収入済額が6億1,053万7,300円で、前年度比1,445万6,100円の増、納税法人数が574社で前年度比21社の増となっております。町民税法人の滞納繰越分は収入済額が46万7,500円で、14件74万5,455円の不納欠損処分を行っております。

続きまして、固定資産税です。固定資産税の現年課税分の収入済額は、土地が20億5,961万9,610円で、前年度比2,182万757円の増、家屋が14億5,129万3,045円で、前年度比3,439万6,601円の増、償却資産が

11億3,652万6,630円で、前年度比1,112万3,407円の減となっております。固定資産税の滞納繰越分は、収入済額が1,368万7,374円で、172件301万4,119円の不納欠損処分を行っております。次に、国有資産等所在市町村交付金は、国や県などが所有する固定資産が所在する市町村に対し、固定資産税に代わるものとして交付されるもので、収入済額が1億4,965万1,000円で、前年度比129万8,100円の減となっております。内容は後ほど別添資料にてご説明いたします。

次に、軽自動車税です。タブレット資料は5ページをご覧ください。環境性能割は、収入済額が1,203万7,700円で、前年度比206万800円の減となっております。種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車の小計の収入済額が1億1,704万2,600円で、前年度比431万7,500円の増となっており、滞納繰越分は、収入済額が137万6,244円で、60件37万6,100円の不納欠損処分を行っております。次に、町たばこ税は、収入済額が4億3,848万5,462円で、前年度比648万9,242円の増でした。次に、都市計画税は、収入済額が、土地は3億3,831万9,130円で、前年度比389万9,809円の増、家屋は1億9,452万4,801円で、前年度比414万4,997円の増となっております。都市計画税の滞納繰越分は、収入済額が159万8,932円で、172件35万2,103円の不納欠損処分を行っております。結果、町税全体といたしましては、収入済額が95億4,016万1,898円、不納欠損額1,242万5,116円、収入未済額1億8,794万439円で、前年度との比較では収入済額が9,555万5,400円、1%の増、収入未済額が91万208円、0.49%の増となりました。町税の収納率の状況につきましては、現年課税分が99.34%で、前年度より0.01ポイントの増、滞納繰越分が26.74%で前年度より1.21ポイントの増となり、現年分と滞納分を合わせた町税全体では97.94%となり、前年度より0.02ポイントの増となりました。なお、町税につきましては、令和5年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の7から8ページに内容や推移が記載されておりますので、参考としてご覧ください。

続きまして、町税以外の歳入諸収入の町税滞納延滞金でございます。決算書は45、46ページ、タブレット資料5ページをご覧ください。延滞金につきましては、納期限を過ぎた場合に納期限の翌日を起点に計算いたします。率は令和5年中につきましては、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.4%、それ以降は年8.7%でございます。延滞金の収入済額は1,000万9,718円で、前年度比166万1,067円の増となっております。

以上で歳入決算の説明を終わります。

引き続き、参考資料の説明を専任主幹の池田より致しますので、よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 暫時時間の延長をいたします。

引き続き、説明をお願いいたします。

池田専任主幹。

【池田専任主幹】 それでは、引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。タブレットの6ページ、決算特別委員会説明資料をご覧ください。こちらの資料は、令和5年度決算に関連します個人町民税や法人町民税等の状況をまとめたものとなります。なお、この資料は、国へ提出する市町村課税状況調等の調の内容から作成しており、提出時期の違いにより決算額とは一部の数値が必ずしも一致しておりませんので、ご了承願います。

それでは、次のページ、資料No.1をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別課税状況調です。

こちらは令和4年度との比較一覧で、譲渡所得等の分離課税分は含んでおりません。左から順に課税標準額の段階、納税義務者数、1人当たり所得金額、1人当たり税額、そして町民税の総額でございます。納税義務者数ですが、令和4年度と比較しまして段階別では、若干の増減はありますが、合計で172人の増となっております。一番右の欄、町民税総額の合計は26億2,370万2,000円で、令和4年度と比べ3,473万8,000円の増で、率にいたしまして101.3%となっております。

続きまして、次のページ、資料No.2をご覧ください。個人町民税課税標準額の段階別・業種別課税状況調でございます。給与所得者、営業等所得者、農業所得者、その他所得者別に個人町民税所得割の総額について令和5年度と令和4年度を比較したものとなります。給与所得者は7,299万9,000円の増で、伸び率は103.3%、営業等所得者は2,800万3,000円の減で、伸び率は78.2%、農業所得者は17万9,000円の増で、伸び率は108.0%、その他所得者は1,043万7,000円の減で、伸び率は96.1%となっております。

次のページ、資料No.3をご覧ください。個人町民税業種別所得及び課税状況調でございます。令和元年度から令和5年度までの5年分を表にしたものとなります。各業種別の税額は、一番下の合計欄の下から2行目の税額欄をご覧ください。令和5年度と令和4年度を比較いたしますと、2,683万9,000円の増となっております。

次のページ、資料No.4をご覧ください。こちらは法人町民税資本金等別均等割・法人税割決算額調でございます。令和5年度の法人数は1,257事業所、均等割額の総額は1億5,929万1,893円で、前年度に比べ709万5,907円の減、前年対比で95.7%となりました。また法人税割の総額は6億1,053万7,300円で、前年度に比べ1,445万6,100円の増、前年対比で102.4%となっております。これはコロナの影響が明けた令和4年度では企業収益が大幅に増額となりましたが、令和5年度は企業収益も落ち着きを取り戻し、例年並みで推移したことが要因であると考えております。

では、次のページ、資料No.5をご覧ください。こちらは法人町民税産業別決算額調でございます。産業別の均等割及び法人税割につきまして、令和5年度と4年度を比較しております。増減額の欄をご覧ください。農業・林業・漁業、製造業、金融・保険業、不動産業、電気・ガス・水道業、サービス業が前年度よりマイナスとなっている反面、建設業、運輸通信業及び卸売・小売業等はプラスとなっております。増減額の合計は対前年より736万円の増となっており、この要因といたしましては、原材料費や光熱費等が円安や物価高騰などによって影響を受ける業種については、企業収益に影響したものと推測しております。

次に、資料No.6をご覧ください。軽自動車税（種別割）の車種別決算額調となります。登録台数ですが、令和4年度と比較いたしますと、全体では326台の増となりました。特に四輪の軽自動車の増加が顕著となっております。なお、税額は431万7,500円の増、対前年比で103.8%となっており、登録台数の増加が主な要因と考えられます。

最後になりますが、資料No.7をご覧ください。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有する土地、家屋、償却資産に対し固定資産税に代わるものとして町へ交付されるものでございます。所有者別の内訳は表に記載のとおりですが、交付金の総額では前年度と比較しますと129万8,100円の減、前年対比で99.1%となっております。なお、減となった主な理由は、償却資産の減価償却等でございます。

以上で、資料説明は終わらせていただきます。なお、タブレットの14ページにございます令和6年度町税概要につきましては、後ほど参考としてご覧いただければと思います。

以上で、税務収納課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 タブレット4ページの歳入で、特に固定資産税は10年間の推移で見えていくと、増加傾向にあります。その中で過去の法人固定資産税の推移5年分を知りたいんですが、もし5年分が分からない場合は、現在確認できる範囲でお伺いします。

【吉田副委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 固定資産税の歳入のうちの法人分と個人分の内訳ということでよろしいでしょうか。固定資産税歳入のうちの法人、個人の内訳につきましては、調定額をベースにした集計をとってございます。なお、この集計については、法人と個人の共有名義の課税物件等が存在することから、職員の手集計による算出となっております。令和4年度と令和5年度の数値しか集計してございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。では、具体的な数値について担当よりご報告いたします。

【吉田副委員長】 高井主査。

【高井主査】 令和4年度課税額は、固定資産税が25億6,393万7,100円、都市計画税が1億9,603万2,400円、合わせて27億5,996万9,500円でございます。令和5年度課税分につきましては、固定資産税が25億9,167万5,100円、都市計画税が2億176万4,900円、合わせて27億9,344万円でございます。先ほど課長が申し上げましたように、手計算で算出する必要がありまして、令和3年度以前の金額についてはご用意がございません。

【吉田副委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。4ページの歳入で収入済額を全部足したら48億円で、あと推移を見ればどんどん上がっていくという中で、特に償却資産の部分が10億円を超えているというのは4ページから見て取れるんですけど、以前私は固定資産概要調書というのを平成元年度からたどっていったことがあるんですけど、平成の前半は固定資産税は法人のほうが高かったんですね。それは今償却資産が近年10億円になっているというのは、償却資産に対して更新時期だったりするのか、知りたいので、もし分かればお伺いします。

あともう一点、法人税割でも予算現額より1億8,000万円ほど高いのかな、それは先ほど説明で解説がございましたが、コロナ後の円安需要のメリットがある企業が多いとか、そういったところで判断していいかなと、企業の税収の好調さをどのように分析されているのかお伺いします。

【吉田副委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 まず、償却資産の傾向ということでございますが、直近5年の収入済額の傾向としましては、令和元年度から令和4年度まで増加しております。令和4年度に10億円を超えたという状況になってございます。令和5年度も、ここに出ているとおり、11億3,000万円ということで10億

円を超えているんですが、令和4年度よりは微減ということで若干減っている状況となっております。この要因というのは、詳細は不明なんですけれども、大規模な設備投資を行っている企業が毎年あることが要因ではということで、捉えているところでございます。

以上です。

【吉田副委員長】 池田専任主幹。

【池田専任主幹】 法人税割のお話だと思いますが、こちらは予算化する際に会社の四季報とかは確認はするんですけども、それはあくまでも全体的な話になりますので、10月に町内の企業の上位、去年でいうと127社に対してアンケート調査をさせていただいています。その際に上位ではあるんですが、各業種に偏りのないよう選別させていただきまして、127社のうち55社約43%の回答を得ているような状況となっております。その中で令和5年度の法人税額がどのようにになりますかという質問の中では、ほとんどの企業が上向きという形での回答をいただきましたので、前年度と比べて法人税割で約1億8,000万円の上昇を見込んだんですが、それ以上に入ってきた法人税割のほうが多かったということで、担当としましては、もう少し精査できればというところではあったんですが、致し方ないのかなというところでございます。

以上です。

【吉田副委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。次年度の予算編成する上で、今言っていたところもあって、またもうちょっと期待しながら次年度の予算編成に向けて何かお考えがあれば伺います。

【吉田副委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 次年度の予算編成ということなんですが、今、池田専任主幹も申し上げたように、この11月頃に企業に対してのアンケート調査を行っておりまして、それに基づいて企業さんの景気の動向等を探って、それを基に予算を編成していきますので、それからまたそのアンケートの結果とはまた別に、先ほどの四季報とか、そういったものも参考にしながら、また景気の動向等も注視しながら予算編成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点伺います。まず3ページの不用額の理由で、役務費で納税通知書等の発送数の減ということでありましたけど、これについてはどのような理由というか、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

それとあと4ページ、5ページにあると思うんですけど、延滞金に関してと、それと併せて不納欠損額というものが出たということでありましたけど、これに関して、延滞ということは、すぐには税金を納められなかった方がいらっしゃって、そういう対応をしたということだと思うんですけど、これに関して様々な理由があって滞納したとかということもあると思うんですけど、どうしても払えない状況を把握した場合は、完全に不納欠損ということになると思うんですけど、それに関してその相談等をうまくやって納めてもらう、もしくは払えない場合は欠損という形になると思うんですけど、それとも一つ福祉につなげたとか、そんな中であったのかどうかというのを伺います。

以上です。

【吉田副委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 まず役務費なんですけれども、こちらは納税通知書等の郵送料ということなんですけれども、こちらにも記載のとおり、納税通知書等の発送通数が予定したものより減になったことによる執行残となつてございます。

以上です。

【吉田副委員長】 池田専任主幹。

【池田専任主幹】 今の補足の説明をさせていただきます。主に納税通知書の発送件数が減った要因なんです、特別徴収がありまして、特別徴収が今はe L T A Xを介して電子で送るとというのが年々増えてきております。実は令和6年度からはそれが個人向けにも進んでいますので、そういった形で会社様に送るものが今まで全て紙だったものが、電子を選択した場合については紙では送らずにというのがありますし、今まで全て100人、何100人といったところだと何枚にもなっていたものが、電子で送ることによってそれが通知書1枚だけで済むという形になりますので、件数としては減ってきている状況です。ただ、普通徴収ですとか、軽自動車というのは、そんなに変わらないんですが、特別徴収は、出す紙自体も大きいので、1件1件の単価としては高くなりますから、そこでの差額が生じてきているという形になります。今後もこの流れというのは変わらないかと思っておりますので、役務費についても予算の作成の際には精査していきたいと思っております。

以上です。

【吉田副委員長】 あと不納欠損額の対応についてのご質問もあったかと思いますが、対応する業務分掌の範囲内でお答えいただければ結構ですよ。

瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 不納欠損のことなんですけれども、主に生活困窮や所在不明、破産などによって徴収不能になったものがあります。生活困窮者については、生活保護のご案内、もしくは弁護士などをご紹介する形で、その方にとってご負担のないようにご案内はさせていただいております。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 4ページの町税の数字的なものを見ると、非常に伸びている、こう見えるんですけども、そういう捉え方でいいのかな。併せて先ほど課長から話がありましたけども、収納率についても若干ずつでも上がっている、こういう報告がありました。そういう意味では2億8,197万7,000円という比較が、これだけの部分が増えているということになってくるんだろうと思うんだけど、いろんな意味で収納が1%上がったただって大変な金額になる、税の担当者にとってみると、1%上げる苦しみというのは大変なものがあると僕は思っています。そういった意味ではこの数字の部分からすると、2億8,000万円ほど伸びているという数字を見るだけでもいい形での収納だったのかなという感じを受けているんですが、それでよろしいのかどうかと、併せて今話がありましたけども、滞納整理の部分で5年度は順調に進んだのかどうか報告をいただけますか。

それともう一点は、細かいんですが、先ほどコンビニ収納関係で5万4,029件の中で2,150件減だったという報告がありました。これはスマホからの納付、QRコードからの納付ということが原因だという話がありましたけども、これでもって2,450件の減、この手数料の部分でどのくらい数字が出たのか、この辺を細かくて申し訳ないんですけども、教えていただけますか。

【吉田副委員長】 大平課長。

【大平税務収納課長】 まず、収納率の部分でございますが、今年97.94%ということで、対前年よりは0.02ポイント上がったということで、これについては納税環境、要は電子納付が進んだりとか、そういったものも要因の1つであるとは思っております。また、納税相談についても、うちの担当で強化週間というものも設けながら徴収事務に対して強化してやっている部分もありますので、そういったことが功を奏して収納率のアップにつながったのではないかなと捉えているところでございます。

【吉田副委員長】 あと、町民税の伸びに関して、滞納の件、準備できたところからで結構ですよ。あと電子に関わる手数料の件も。

瀬戸副主幹。

【瀬戸副主幹】 手数料の件でございますが、新しくQRコードを使って納付した場合の手数料が、令和5年度分では67万3,454円、こちらの金額を支払う予定となっております。その分コンビニエンスストアの手数料が減になっておりまして、どちらかというと今コンビニエンスストアもご利用されている方も多いため、手数料的には増える形にはなっておりますが、今後共通納税QRコードに推移されるほうが多いのではないかなという予測をしております。

以上です。

【吉田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 今のコンビニの関係については、若い方の場合にはQRコードを利用した納税というのが進むだろうと思うんですけども、この辺の見方として進んでいくということも、もちろん若い人たちにしてみると、それでできるということは、こんな便利なことはないですから、ただ、お年寄りの今までコンビニを使っていた方たちに現場に行って、そこでもってお願いする、こういう方たちは、いったってそれはそれで進んでいくという気がしますから、そういった意味ではこの伸び率がいいような形でもって進めば、あくまでも奨励するというよりも、QRでもってやっている、これができるよということで、いろんな意味で変化してくると思うので、そういう意味ではいろんな形でPRを進めていくときに、どうか口添えをしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いずれにしても税の収納率は、本当に頑張つていただいているなという感じがしますので、そういう点では引き続き6年度についてもしっかりとした対応をしていっていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。結構です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 なきようであれば、質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【吉田副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、町民部町民協働課の説明に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、こんにちは。これより町民部が所管いたします令和5年度の決算の説明をさせていただきます。まず最初に、町民協働課になります。説明につきましては芝崎課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 芝崎町民協働課長。

【芝崎町民協働課長】 それでは、町民部町民協働課所管の令和5年度決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料の2ページをご覧ください。自治会活動支援事業費ですが、町内に22ございます自治会の活動を支援することにより住民参加、住民自治を推進するための経費でございます。需用費は、地域集会所屋根等の修繕料。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料。委託料は、地域集会所の管理運営のための委託料。使用料及び賃借料は、地域集会所の土地の借上料と各地域集会所に設置しておりますAED。備品購入費は、地域集会所のエアコン購入費。負担金補助及び交付金は、各自治会の活動支援のための自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、自治会長連絡協議会視察研修参加負担金、地区集会所の管理運営に係る集会所運営費交付金でございます。また、主な内容及び不用額理由については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費は全て一般財源となります。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。協働推進事業費は、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営に係る経費や審議会等の会議録作成委託に係る経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議の委員報酬、報償費は、協働事業選考委員会出席委員への謝礼と職員研修の講師謝礼。旅費は、まちづくり推進会議委員の費用弁償及び職員の普通旅費。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償制度の保険料。委託料は、各課等で開催した審議会等の会議録作成委託。負担金補助及び交付金は、協働事業提案制度推進事業補助金でございます。また、主な内容及び不用額理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料4ページをご覧ください。最後となりますが、歳入の一般財源分となります。使用料及び手数料の行政財産使用料につきましては、地域集会所敷地内の自動販売機に係る使用料でございます。

以上で、町民協働課の令和5年度歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 2ページの自治会活動支援事業費の関係で、まず自治会の現在の加入率と、あと年齢構成、2問目の質問が、同じページの自治会活動支援事業費の負担金補助及び交付金の中で、自治会活動交付金、自治会長連絡協議会補助金、自治会長連絡協議会視察研修負担金、集会所運営交付金、この

833万円の内訳をお伺いします。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 まず、自治会加入率につきまして、令和5年度の自治会加入率となりますが、63.1%となります。次に、年齢構成なんですけれども、こちらにつきましては、自治会が任意団体でございます。そして年齢構成についてお伺いしましたが、こちらにお伝えするのは難しいとのことなので、私どもとしては、任意団体なので、これ以上強制的に何うということはできませんので、把握はできておりません。

次に、交付金の内訳なんですけれども、自治会活動交付金につきましては、629万8,970円、自治会長連絡協議会補助金は、24万円、自治会長連絡協議会視察研修参加負担金は3万円、地区集会所の管理運営に係る集会所運営費交付金は126万8,000円です。

以上です。

【吉田副委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 まず加入率が63.1%、大体みんな前から聞いている中で減少傾向にありますと、その中で令和5年度の予算委員会から年齢構成を議会から聞かれていて、令和6年度予算のときも聞いて、まだ分からないと、実際自治会に聞いてみたら難しかった、任意団体なのでこれ以上は聞けないので、調査は今後はできないということですよ。分かりました。63%の中での年齢構成で自治会に参加すると、ほとんどが私にとっては年上の方が多いのかなと、逆に私の世代はいないぐらい、いつもどこに行っても最年少だったりするんですよ。そういう中で実際の63.1%の中で10年後はどんな数字になるのかとか、20年後はどんな数字になるかというときに、急激に減るというのが思うところがあります。その上で予算は先ほど内訳をいただいた中で、予算を上げれば加入率が増えるのとはまた別なものかもしれないですけど、何か対策など考えられることがあればお伺いします。2点目の質問は、先ほど内訳をいただいた中で一番多いのは629万円、自治会活動交付金なんですけど、これは各自治会から決算が届いていて、何に使ったかというのは町は把握していると思います。その中でこういった項目が一番大きかったのか、もし分かればお伺いします。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 まず、自治会加入率が下がってきていることについての取組なんですけれども、今年度のお話になってしまうんですけれども、今年度は通年にわたりましてデジタルサイネージというのを実施しております。また、9月が寒川町の自治会の加入促進月間となっていることから、今回広報に全戸配布で一緒に入れさせていただいておりますが、自治会加入促進チラシというのを入れさせていただいております。こちらはこれまでとはちょっと違った形で実際に会員の方の声というのを中に入れさせていただいております。それをご覧になって当課にご連絡をいただくというケースも数件今のところ出てきておりまして、ご覧になった方がそれなりの反響を示しているのかなということを感じております。加入促進に向けては、周知という形でのご協力にはなってしまうんですけれども、町としてできる協力をしていきたいと考えております。そして自治会活動交付金につきましては、各自治会でいろんな活動を行っていると思います。例えば夏祭りであったり、各自治会それぞれのイベントがあるかと思うんですが、そういった部分に活動費として充てていただいております。

以上です。

【吉田副委員長】 質問は、活動交付金の中で大きなウエートを占めているものは何かというような質問だったかなと思うのですが、お祭りという回答でよろしいのかな。柳田委員、よろしいですか。あともう一回質問できますので、もしあれだったら。

柳田委員。

【柳田委員】 ちょっと前の課で、広報戦略課でエキストラ登録というのがあって、すごい数の伸びなんですね、エキストラになりたいという方が。町政に参画するということで、事業によっては参画しているんだなというのは、そういったところで見えてくるので、どうやって若い世代に届けていくのか、次年度予算の編成に向けて何か抱負があれば伺います。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 予算というのも1つだとは思いますが、例えば今回ちょうど自治会加入促進月間となりましたので、LINEのプッシュアップにも初めて加入促進を載せさせていただいております。そういったところで若い人たちの目に触れて、少しでも加入について考えていただけるように協力していきたいと考えております。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 1点伺います。予算のときにもいろいろと加入促進のことは伺いましたんですけど、今回その中で説明があったので、オンライン化による加入の申込みにQRコードを使ったということがありましたけど、それについて効果というのは出ているのか伺います。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 電子申請のことでよろしいでしょうか。電子申請につきましては、当課を経由しまして自治会長にお伝えする形です。本当に通過するだけではあるんですが、件数は少しずつ増えてきているように感じております。

以上です。

【吉田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 電子申請に関しては増えてきているということですが、件数の把握はされているでしょうか。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 件数につきましては、確認できておりませんが、少しずつ始めた頃に比べて増えてきているとは認識しております。

以上です。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 自治会の1つには、いろんな意味で22自治会のバランスが悪い、だからといって、同じレベルになるということは難しいと思っていますけども、これを自治会長連絡協議会等を使ったり、

いろんなところで全体に底上げをしていかないと、ある一定のところまで。いろんな形で、言葉はよろしくないかもしれないけども、差があってはいけないという気がするんですよ。というのは、自主防災が避難所運営をやるときには、自治会のそこに避難する方たちがみんな運営側に回りますから、そのときにうちの自治会は何だよ、だけど、向こうの自治会はすごいじゃないかと、その辺のことが僕は物すごく気になるんですよ。今は何もありませんから、だからそんなに差があっても気にしなくてもいいんですけども、事が起きたときに今の状況で本当にいいのかなと心配するんですね。資機材1つにしてもそうですし、備品の購入にしてもそうですし、あまりにも差があり過ぎちゃう。ましてこれからもしかすると避難所が8から6になる、学校関係が。全体的には10から8になるのかもしれないけども、そうになっていったとき、なおさらのことだという気がするんですけど、もう少しバランスをよくしていかないと、この底上げを本当に真剣に考えていってもらいたいなという気がします。頻繁にやるところは避難所訓練までやっているところもあるんだけど、あるところではそういうことじゃなくて、自主防災の会議もあまり数多くやっていないとか、資機材なんかの購入にしてもあまり力が入っていないということが、あってはよろしくないという気がするんですよ。ですからそのところのバランスを行政が誘導していかないと、いや、うちはうちでやっているんだからいいんだよと、これでやられちゃうと、その地域に住んでいる人たちが、同じように自治会費を払いながら自治会に加入していても、いろんな形でもって受ける恩恵が変わってきちゃう、その底上げというものを真剣に考えていかないと、事が起きたときにその中で争いごとがあっては絶対いけないと思うので、消防団と同じように10しかないけども、22自治会があるわけですから、それと同じように避難所は10しかないけども、22の自治会があるわけですからね。ですから幾つかのところがまとまって1つの避難所でもって動いていくということになると思いますので、底上げを図っていくということを真剣に考えていかないといけないだろうという気がします。それが1点と、この辺についてどのようにお考えなのかということと、それからもう一つは、自治会の補助が、町から自治会に出しているお金というのが、833万円でいいんだよね、実際に。今ここで言われる負担金補助及び交付金だから、この金額になると思うんですね。これには自治会の運営部分に多分なっていると思うんですが、地域集会所なんかの場合については、また別個になっていますから、全部。それに自治会としてはこれが配分されて、あとは自治会費でもって運営費をつくっていると思うんですが、自治会費の会費自体も地域によってばらばらだと思うんですよ。ここを多分なかなか発表できないところもあったり、いろんな自治会の事情がありますから、なかなか言えないこともあるんだろうと思うし、平均すると自治会費は幾らぐらいになっているかというのをつかんでいますか、22自治会で平均すると。場所によっては消防費が入ったり、何が入ったりというのがあるかもしれないけども、これは別個にして、自治会費として22自治会の平均額というのが分かるかな。分かったら教えていただきたいんだけど。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 今ご質問は3ついただいたかと思います。まず1点目の底上げなんですけれども、町として必要な情報を自治会にお伝えしながら、防災につきまして、またそれ以外の部分につきましても、地域コミュニティが豊かであるようにお伝えしていきたいと思います。そして今自治会長連絡協議会が毎月定例で行われております。その中で自治会長の皆さんが情報交換されておりますので、

そういった中で防災が進んでいるところとこれからまた始めていこうというところと、いろんなところがあるかと思います。そういった部分も情報交換されたりという場がありますので、その中で少しずつ皆さんそれぞれ必要に応じた形をとって地域に合った形をとっていかれると考えております。そしてもう一つの自治会費が地域で違うというところについてなんですけれども、こちらにつきましては、それぞれの自治会によって背景が異なると思うんですね。お祭りとかに力を入れていたり、いろんな形をされている団体もいらっしゃるので、そういったところで様々な形があってもいい部分なのかと思います。ですので、共通するところと、それぞれの自治会のいい持ち味というんですかね。そういった形をとっていただければいいのではないかと考えます。そして平均の自治会費なんですけれども、大変申し訳ないんですが、こちらで把握ができておりません。すみません。

以上です。

【吉田副委員長】 関口委員。

【関口委員】 みんな同じようにやりなさいということじゃないんですよ。個性はあっていいんですよ。ただ、自治会長さんによっては毎年変わっていく自治会と、それから5年かけて順番に上がって行って、最後に会長になってというところだとか、2年、3年、4年とやっているところとか、長く自治会長をやっているところと、いろんな形があるから、これはこれで僕はいいと思っているんですよ。ただ、情報交換するのに毎年自治会長が代わっていくところというのは、今年受けても来年は代わっちゃうんですね。伝わっていかないという部分もあったり、だからといって、じゃ、2年、3年やってもらいなさいよ、そういうことを言っているんじゃないくて、情報交換をやっていく中で情報交換が生きているかどうかということを僕は言いたい。要するに生かしているかどうかということが。ただ、生かし切れないような状況に、多分皆さんの場合も口が裂けても言えないかもしれないけども、22自治会を見たときに、もうちょっと頑張ってほしいなと、もうちょっとこうしてほしいなと、これは皆さん持っていると思う。そこは芝崎課長もうんとはうなずけないと思うんだよ。でも、僕らが見ていると、いろんな意味でのバランスがよろしくないという感じがするんだよね。だからそういうところにどういうふうアドバイスして、少しでも底上げしていくかということが、行政の役目じゃないかという気がするんですよ。お願いすることばかりじゃなくて、そういうことをやっていかないといけないのかなという気がするんだよね。自治会にどのくらいお金がかかっているか、自治会費が2,000円のところもあれば、3,000円のところもあれば、もっといっているところもあるかもしれませんけども、大きい自治会と小さい自治会ではまた違ったりしますから、もし自治会費が本当に運営していく中でもって負担であって、それが大きな原因でなかなか自治会加入が進まない、この部分が大きな負担になっているということなのか、役員になりたくないとか、いろんなことをやりたくないということを理由にしているのか、何が理由なんだかというのが見えない部分もあると思うんですよ。ただそれだけでも、どんどん減ってきてしまっている、その見分けというものをしっかりやっていかないといけないのかなという気がするんですが、今世帯数は幾つだっけ。2万8,000くらいですか。

【吉田副委員長】 芝崎課長。

【芝崎町民協働課長】 令和5年度の世帯数でよろしいでしょうか。1万3,039世帯となっております。

【吉田副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【吉田副委員長】 それでは、なきようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。暫時休憩します。開会は18時からといたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 続きまして、町民安全課の令和5年度の決算の説明をさせていただきます。説明につきましては濁川課長より、また質疑につきましては、出席職員より対応いたしますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 それでは、町民部町民安全課所管の令和5年度の決算につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料を基にご説明させていただきます。

タブレットの説明資料は2ページをご覧ください。防災対策事務経費でございます。この経費は、防災対策事務に要する経費でございます。旅費は、職員の普通旅費。需用費消耗品費は、県防災行政通信網用プリンターインクカートリッジの購入。光熱水費は、防災倉庫電気料。役務費は、災害用携帯電話の通信運搬費及び倉見防災倉庫の保険料。委託料は、水防体制支援サービスの委託料。負担金補助及び交付金は、県防災行政通信網の整備及び保守などを管理します県防災行政通信網運営協議会への負担金などでございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源につきましては全て一般財源でございます。

続きまして、説明資料3ページをご覧ください。防災対策事業費でございます。この事業は、住民の防災意識の向上、また災害時への備えなど防災力強化を図るための事業費でございます。報酬は、寒川町国民保護計画を改定するための組織であります寒川町国民保護協議会の委員報酬。報償費は、防災講演会の講師への謝礼でございまして、講師の方が国家公務員だったため未執行となっておりますが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点からYouTubeでの講演会を実施いたしました。需用費消耗品費は、各避難所の防災備蓄品の購入。医薬材料費は、医療救護所拠点に医薬品を購入。役務費は、ドローンの機体の保険料。委託料は、耐震性貯水槽点検清掃委託及び耐震性貯水槽維持管理委託。原材料費は、土のう用川砂の購入。備品購入費は、防災資機材として避難所用ポータブル蓄電池などの購入。負担金補助及び交付金は、ドローン操作を安全かつ適正に行うため研修へ参加した負担金でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料4ページをご覧ください。防災行政用無線維持管理経費でございます。この経費は、防災行政用無線の整備及び維持管理に係る経費でございます。報償費は、防災用無線の子局について民地をお借りしている地権者への謝礼。需用費光熱水費は、防災行政用無線子局の電気料。修繕料は、デジタル移動通信システムの基盤交換の修繕。役務費は、MC A無線の通信料及び防災行政用無線

の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の通信運搬費。委託料は、防災行政用無線の保守点検等の委託料。工事請負費は、田端地区内に設置していた防災用無線の子局を、田端西地区土地区画整理事業で公園が整備され、その公園内に子局を移設した工事でございます。負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMC A無線の電波利用料負担金でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源については、記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料5ページをご覧ください。自主防災活動事業費でございます。この事業費は、各自治会に設置されております自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための事業費でございます。負担金補助及び交付金は、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助で、主に非常食、飲料水、ヘルメット、緊急簡易トイレ、カセットガス式発電機、ポータブル蓄電池などの購入について補助をいたしました。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。自転車駐車場維持管理等経費でございます。この経費は、寒川駅、宮山駅、倉見駅3駅における自転車等駐車場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費消耗品費は、自転車等駐車場用地借上げに伴う賃貸借契約書の印紙代。委託料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場の整理、清掃、除草及び放置された自転車等の確認作業の委託料。使用料及び賃借料は、宮山駅、倉見駅の自転車等駐車場用地の土地借上料。負担金補助及び交付金は、寒川駅北口及び南口自転車等駐車場の設置及び運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターへの負担金でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、説明資料7ページをご覧ください。交通安全活動事業費でございます。この事業費は交通指導員を中心とした交通安全活動及び交通安全の意識高揚を図るための事業費でございます。報償費は、16名分の交通指導員の謝礼。需用費消耗品費は、新入学児童用の黄色い帽子の購入。被服費は、交通指導員の被服等の購入。役務費は、交通指導員活動の保険料。負担金補助及び交付金は、寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金。令和5年6月会議の補正予算で議決をいただきました自転車用ヘルメットの購入費助成事業については、366件の方に助成させていただきました。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、説明資料8ページをご覧ください。放置自転車対策事業費でございます。この事業は放置自転車対策を推進するための事業費でございます。需用費消耗品費は、放置自転車保管場所の用地借上げに伴う賃貸借契約書の印紙代。役務費は、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険料。委託料は、放置自転車対策業務の委託料。使用料及び賃借料は、自転車等保管場所の土地借上料でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源は記載のとおりでございます。

説明資料の9ページをご覧ください。防犯対策推進事業費でございます。この事業は町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するための事業費でございます。報酬、共済費及び旅費は、

防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の報酬、社会保険料及び通勤手当。需用費消耗品費は、新入学児童用防犯ブザーの購入。光熱水費は、町内に設置している防犯灯及び一之宮分庁舎、いわゆる防犯連絡所となりますが、そちらの電気料等。役務費は、一之宮分庁舎の電話料、インターネット接続料及び建物保険料。委託料は、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務に係る委託料。使用料及び賃借料は、町内の防犯灯3,735灯のリース料。工事請負費は、LED防犯灯10基の新設工事費。備品購入費は、倉見駅自転車駐車場に防犯カメラを1基購入し、設置いたしました。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会負担金及び茅ヶ崎・寒川防犯協会補助金でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源については、記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料10ページをご覧ください。安全対策事務経費でございます。この経費は安全対策事務に要する経費でございます。旅費は、交通防犯事務に係る職員の旅費でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源については、全て一般財源でございます。

続きまして、説明資料の11ページをご覧ください。消防体制充実事業費でございます。この事業は、あらゆる事案に迅速かつ的確に対応するために地域性を踏まえ、計画的に整備、維持、強化し、消防体制の充実を図る事業でございます。需用費修繕料は、寒川分署のオーバースライダー及び浴室ガラスなどの修繕。委託料は、茅ヶ崎市への消防業務委託料でございます。茅ヶ崎市と寒川町との消防に関する事務の委託に関する規約に基づき消防業務を茅ヶ崎市へ委託した委託料でございます。委託料の翌年度繰越額については、茅ヶ崎市において、はしご車の納期が年度内に間に合わず、関連予算を翌年度に繰り越したものでございます。委託料繰越明許分は、墜落制止用器具の購入費。使用料及び賃借料は、消防庁舎空調設備変電発電設備等の借上料でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源は記載のとおりでございます。

12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費でございます。この事業は、茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画に基づき、寒川町内の南部及び北部に設置する寒川分署及び宮山出張所を整備するための事業費でございます。委託料は、宮山出張所アドバイザー業務委託。公有財産購入費は、宮山出張所用地購入。補償、補填及び賠償金は、宮山出張所用地購入に伴う物件補償費でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、事業に対する財源については、全て一般財源でございます。

タブレット資料13ページをご覧ください。消防団活動充実事業費でございます。この事業は、消防団を運営するための安全管理体制や活動用装備や車両維持管理など、消防団活動の充実によって地域防災力の強化を図る事業費でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員延べ169名分の消防団員報酬、令和5年1月より消防団員への災害訓練研修及び器具点検の出動については、費用弁償から報酬に変更したため出動報酬となっております。災害保証費は、消防団員の公務災害に対する補償費でございますが、幸いなことに令和5年度は該当はございませんでした。報償費は、勤続表彰者の記念品、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報償金で9名の方に支給いたしました。旅費は、職員の旅費及び消防団員の費用弁償。需用費消耗品費は、消防ホース及びトランシーバ

一などの購入。燃料費は、消防団車両等の燃料。光熱水費は、消防団待機室の電気料など。修繕費は、消防団車両の法定点検など。被服費は、消防団の防火衣、活動服などの購入。役務費は、消防団アプリ及び専用回線使用料の通信運搬費、消防団車庫待機室の浄化槽法定検査手数料、車検の印紙代、車庫待機室等の火災保険料、分団車両等の保険料。委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託、使用料及び賃借料は、中間検査時の有料通行料を見込んでおりましたが、車両購入ができなかったため未執行となっております。備品購入費は、組立水槽及び電動チェーンソーなどの購入。負担金補助及び交付金は、団員への公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金、消防団運営交付金など。公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源①消防団の力向上モデル事業委託金は、令和5年度のみとなりますが、国からの補助金を獲得したもので、需用費消耗品費、被服費、役務費及び備品購入費に充てております。②及び③については、記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料の14ページをご覧ください。消防水利関係経費でございます。この経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の万全な消火態勢の確保を図る経費でございます。需用費消耗品費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙や粉末消火器などの購入。役務費は、防火水槽等用地借上げに伴う通知用切手の通信運搬費。委託料は、消火栓表示ラインの舗装委託。使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料。工事請負費は、防火水槽用地のフェンス等の工事。負担金補助及び交付金は、県企業庁へ依頼しております消火栓の新設及び維持管理に伴う負担金及び防火水槽等賃貸借契約をしております賃借人1名より撤去の申出により撤去費用を負担したものでございます。また、主な内容及び不用額の理由については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、下段の特定財源は記載のとおりでございます。

最後に歳入の一般財源について説明させていただきます。説明資料は15ページをご覧ください。使用料及び手数料の行政財産使用料は、当課管理の土地の公衆電話などの行政財産使用料、官有民地確定証明書は、消火器用地の確定証明の手数料でございます。次に、諸収入のその他は、消防団福祉共済制度事務費などでございます。

以上で、町民安全課が所管しております令和5年度分の決算説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、3ページの防災対策事業費、事務事業評価で、避難所運営委員会の達成率が20%、5回中1回、向上率がマイナス33%で課題のある事業と捉えられていると思うんですけど、その点を決算においてどう評価されているか1点お伺いします。2点目なんですけど、5ページの自主防災活動事業費で、不用額が66万8,000円出ています。約3分の1は不用額になってしまっていて、町としては自主防災活動のために町が出した予算というのが補助金として使われていない、本来であれば全額使われるべきだとは、防災なので、思うんですけど、その点をどう思われるか、どう評価されるかというのを伺います。3点目、9ページなんですけど、防犯対策推進事業費で、こちらも不用額の理由

として、防犯灯新設の自治会要望が少なかったというところで、実際町が用意した予算に対して使われたのが3分の1、残り3分の2が不用額になってしまう、この3点共町が用意しているんだけど、実際使われていないというところで、町は防災のために予算をつくっているのに、実際の需要と乖離があると思うんですね。その点をどう思われるか、ご意見をお伺いします。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 3点ご質疑いただきました。まず避難所運営委員会の評価でございます。こちらについては、令和5年度につきましては、年度当初は避難所運営委員会で当然そのメンバーの方々の説明会や様々な部分で活動はしておったんですけど、10か所あるうち1か所しか避難所開設訓練を行っていないがために20%という評価をさせていただいております。ただし、6年度につきましては、実は明日も避難所開設訓練がございますが、今年度2か所の避難所開設訓練を予定してございます。よって、全ての避難所の運営委員会につきましては、全て説明会等をその役員の方々にはさせていただいておって、全くやっていないわけではなく、その方々には顔合せや備品の確認、様々な形で会議等、研修等は重ねておりますので、6年度も含めて今年度以降も充実させてやっていきたいと考えております。また、これまでの避難所開設訓練だけではなく、今後デジタル避難訓練や、また皆さんだけであったらどこまでどうやって開設できるかと、様々なものに今後チャレンジしていきたいと考えてございます。

2点目でございます。自主防災組織の補助金の関係で、66万8,000円残が出ているけど、どう評価するのかというご質問でございます。町といたしましても、この補助金は、実は全22自治会がマックスで補助金を申請した場合は幾らになるのかといたら、この予算では全然足りないぐらいのものでございます。令和5年度の場合、最初皆さんは実は補助金を出すのに訓練、いわゆる自主防災組織の訓練をやらないと補助金の申請ができないシステムに今なっています。よって、5年度については、コロナ禍も最初はございましたので、棚卸等々を皆さんが集まってやっていただければいいですよから、6年度からは訓練をやらないと補助金は出せませんという話になっています。そういったルールの中でなかなか申請がなかったんですけど、1月1日の能登半島地震の後に皆さん慌てて訓練をやって、補助金をというような動きがございました。我々が幾らお願いします、やってくださいと言っても、なかなか、先ほどの話じゃないんですけど、ちゃんと力を入れてやっていただけたところと、コロナ禍だからということで随分遠慮されていたところがありますが、今年度については、さきの南海トラフ地震や神奈川県西部地震、先日の台風10号の関係もありますので、お問合せは結構いただいております。6年度の部分については、逆に予算が足りないぐらいになるように、こちらからもアプローチしてまいりたいと考えてございます。

3点目の防犯灯の新設要望の話でございます。こちらにつきましては、年度当初に先ほど自治会長さんが集まる行政連絡会議の中で地域の中で必要と思われる箇所については、ご要望を上げてくださというような形をお願いをさせていただいて、要望箇所がすごく少なかったことによる残となっております。ただし、今年度実は防犯灯は電柱とか電話につける部分については、そんなに高くないんですけど、小柱対応をしているところについては、20、30万円1基にかかってしまいます。そういったものが実は昨年度はやりたかったんですけど、どうしても予算の都合でできない、時期とか許可の関係でできなかったもので、今年度ようやくできることになったので、今年度については逆に本当に足りないぐら

いになっちゃうんじゃないかなという形です。年度によっては要望がすごく多いときと、すごく少ないときがありますので、ただし、自治会に入っていないから要望はできないのではなく、町民からいただいたお声については、現場を確認して必要があればそちらも設置はしていきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず2ページの防災対策事業ですね。この中で倉見の防災倉庫のことが書いてありますけど、近所の町民の方からよく要望が出るんですけど、清掃状況がよくないと、というのは、やっぱり夏場なんか草がどうしてもすぐ生えてしまうというところから、何をやっているんだとよく言われて、たしか前に伝えたこともあったと思うんですけど、それを定期的にやっていただきたいということで、それに関して対応をどうしているかというところと、それから6ページ、自転車駐車場で、倉見駅、宮山駅はシルバー人材センターに委託しているわけですけど、それに関して特に倉見駅の場合、JRの敷地と駐輪場のところとあって、除草をやっているということを先ほど説明もありましたけど、それに関してどうしても、駐輪場じゃなくて、JRのほうが草が伸びるのが、清掃状況が悪いというところがあるんですけど、そういうところのシルバーさんの担当している方との連携というものをうまくやってもらいたいと思うんです。それについての対応のことをお伺いします。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず、1点目の倉見の防災倉庫の管理のご質疑でございます。ご指摘のとおり、私は近所に住んでおりますので、管理については草が生えているのは確認はできております。我々としてもできるだけそういう部分で適正に管理していきたいんですけど、既に今年度も2回草刈りをさせていただいております。ただ、毎月一雨降ると雑草は10センチ伸びると今言われていますが、この9月にもまた草刈りを実施する予定でございます。抜本的に、じゃ、あそこは全部アスファルトを打ったほうがいいんじゃないかと、様々な視点でいろいろ検討はしておるんですけど、将来的なことも考え、今後は適正に管理していきますので、ご指摘いただいた部分については今後そういう苦情等がないように対応していきたいと考えています。

2点目の倉見駅、宮山駅の自転車駐車場の草刈りでございます。自転車駐車場内につきましては、当課でお借りしている土地を駐車場として管理しておりますので、シルバー人材センターさんをお願いして草刈りを実施しています。今ちょうど台風10号の関係で、本来先月やる予定だった草刈りが、先延ばしになっている現状がございます。JRのところについては、我々で草刈りができないもので、自分のところの管理すべき分については、順次時期を見ながら適正に管理して草刈りを実施していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 1つ、先ほども芝崎課長にもお話ししたんですけども、自主防災の各22自治会のバラ

ンスをしっかりと整えてもらいたいなと思います。避難所訓練にしても、それから自主防災の訓練にしても、いろんな形で少ないところについてはどうでしょうかという投げかけをしたり、いろんな形での動きをしてもらって、上げていってもらいたいなと思いますので、ひとつこの点についてはよろしくお願ひしたいと思います。でも、答弁をください。

それから2点目は、放置自転車の関係なんだけど、寒川駅中心にやられていると思うんですが、その後の放置自転車の状況、それから委託先の人たちの動き、こういったものは5年度はどうだったのか、報告をいただけますか。

それからもう一点は、防火水槽、それから消火栓の関係なんですけども、住宅がこれだけ貼りついてきて、寒川も本当に、ある意味でいうと、倉見にしても小谷にしても、どんどん人口が増えてきている状況の中で、今の防火水槽、それから消火栓で間に合っているのかどうか、新たにつくっていかなければならないようなエリアがあるのかどうか、この辺についてどういう考えを持っているのかお答えをいただきたいと思います。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず、ご質疑の1点目でございます。22ある自主防災組織の力を入れているところと、そうじゃないところのバランスのというご質疑でございます。実はコロナ禍で防災訓練をなかなかできなかった自治会、いわゆる自主防災組織の方から、今年度に入って、やりたいんだけど、どうしたらいいのかというご相談は多数いただいております。これまでやっていなかったある自治会では、地域に消防職員がいるので、そこで心肺蘇生、いわゆる普通救命講習をやりたいので、道具だけ貸してほしいというようなご相談とか、こういったものをやりたいので、消防団員の派遣をしていただけないとか、そういったご相談を受けてございます。なので、これまでは5年度までとは違って、今年度に入ってそういう動きが地域の中で、先ほどもお話しした南海トラフの関係や県西部、台風10号の関係で、お問合せをいただいておりますので、そこにはできるだけ当課としまして、消防担当を含め消防団員も含め、全面的に協力していきたいと考えてございます。どうしても地域の中では自主防災組織もすごく大きな自主防災組織から、そんなに大きくない、いわゆる小回りの利く自主防災組織と様々ございますが、その地域に合った防災訓練を実施される際は、全面的に協力していきたいと考えてございます。また、働きかけについても、併せてやっていきたいと考えています。

2点目の放置自転車の数でございます。放置自転車につきましては、令和5年度につきましては、宮山、倉見駅で53台、寒川駅で5台でございます。その他道路とか、公園とか、ほかの課の所管となりますが、そのほかが40台という形で5年は放置自転車がございました。

次のご質疑でございます。防火水槽の部分でございます。基本的には約90%の防火水槽が充足している状況でございます。消火栓については、防火水槽で90%という形でございます。人が住んでいる住宅地については、ほぼ全て充足されてございます。できていないのは河川敷沿いの河川の昔枯れ草があったような一之宮の神川橋の、あの辺とかはどうしても消火栓が設置できないもので、充足されていないような状況でございますので、人が住んでいるところについてはほぼ充足しているという部分でございます。

足りているか足りていないかと言われれば、現在585の消火栓がございまして、基本的には人の生命、

財産を守る部分については充足されてございますが、必要に応じて水道局に設置していただいたり、新たに道路ができたときには、そこにも設置するとかということは今後に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。放置自転車の関係については、特に寒川駅の場合は、駐輪場がしっかりしているということで、巡回している方もおられると思うんですよ。その方たちの動きを知りたかったんだけど、トラブルがないかどうかも含めて、その辺の状況を教えてください。

併せて防火水槽、消火栓の関係については、不安がられないような形をつくり上げてもらいたいと思いますので、エリア的にこのくらいの距離があったら造っていかなきゃいけないとか、いろんな規約とか、そういうものがあるんじゃないかなという気がするのですが、ただ、今言われるように、造っていかないところについては水道局に頼んでということも含めて、不安のないような形での見直しをして安全な形をつくり上げてもらいたいと思いますので、この点についてもいま一度ご答弁いただけますか。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 放置自転車のトラブルでございます。委託業者さんから大きなトラブルになったという報告は受けておりませんが、自分の自転車がなくなると、当課に放置自転車として処理されていないかというお問合せは年に数件いただいております。たまたまその方の自転車に誰かが乗ってしまっていて、回収して、それが見つかったという例もございます。そういった場合については、保管料を頂いておりますので、盗難届を出していただければ、取られたものの保管料を頂くわけにはいきませんので、無料でお渡しして喜ばれて帰る方も年数件いらっしゃいます。その方はちゃんと止めていたのに誰かが乗っていったしまったという部分については、その方にとってはすごく不幸な出来事になってしまいますので、町としてもできるだけそういう特徴を聞いて、こういう自転車ならありますよという形で現場で一緒に見て、身分証明とか、警察立会いの下、自転車を引き渡すということを常々やってございます。大きなトラブルはあったとは聞いてございません。

また、2点目でございます。昨年度も消防団で河川敷とかで、例えば中継送水、中継しないと水が届かないようなところがございますので、そういったところの送水訓練を実施してございます。当然常備はできますが、消防団の方々にもそういった訓練していただいて、国の基準に基づいて消防水利については設置してございますので、安全で安心なまちづくりに寄与していると考えてございます。

もし今後必要な部分については、当然早急に水道局に言って、設置等は要望してまいりますので、今設置されているものはメッシュとかで見るんですけど、もう一回見直しもさせていただきますが、その辺については十分充足されているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 1点だけ。消防団活動充実事業費でございます。需用費で不用額がもったいなかったなといいますのは、消防団も今年からいろいろな新しいことを始めていると思います。町の操法大会の形も変わったりして、今までは必要なかったけど、必要になってきたものであったり、いろいろな

機器の形が変わったり、準備するもの、使うものも変わってきていると思います。その中で新しい需要が多分団からも出てきているんだと思うんです。そういったものを聞き上げられる何か適切な場があったかなという1点お伺いしたいのと、もう一点が、町の操法大会に代わるものとして、今度新しい競技の中でそれを説明するためのマニュアルというか、教本が各団に配られたんですが、非常に内容がすばらしいものでして、非常に勉強になるものです。その内容もってして訓練に代えようというところであったんですが、各団1冊の配備であったものですから、新しい練習の時間等も考えると、あれはできれば全団員が持っていてよかったのかなと思った次第でございましたが、先ほどの質問に絡めてこれからの展望をお聞かせいただければと思います。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 まず、どのように分団と共有してきたいかという部分でございます。分団長会議といいまして、ご存じかと思いますが、団幹部3名、団長、副団長3名と各分団長、10分団ございますが、10名の方に集まっていたいて年5回分団長会議を開催してございます。それには団長、副団長の事前の打合せも含めると、分団長さんが集まるのは年5回でございますが、団幹部の方には何回もお越しいただいて様々な部分で情報共有、調整をさせていただいております。その中で昨年は意見交換等も行っておりますので、そういった中で今後の分団の在り方や今後の訓練、操法大会の在り方も含めて協議、調整をして、今に至っている状況でございます。寒川町は全国でも消防団については、ずば抜けて先進的なものを行っていると自負してございます。皆さん、火災だけではなく、様々な災害に対応できるように、いろんなことを町の皆さんのためにやっていこうという意気込みを消防団から意見をいただいて、そのような形で訓練等も今実施している状況でございます。

次に、書籍の話でございます。実は書籍につきましては、他団体から頂いたものを各10個分団の皆様にお配りして参考にさせていただくという内容でございます。予算を執行するという部分については、予算がないものは執行できないとか、いろいろ事情はございますが、皆さんが必要なものであれば、基本的には消防団の皆様の意向に沿った形で執行していきたいと考えております。また、その書籍でございますが、それには2次元コードがついておって、動画でも操法のやり方だとか、扱い方が確認できる部分がございます。そういったものを見ていただきながら、消防分団の中で皆さんで、こうがいい、ああがいい、こうするんだ、ああするんだという調整をしていくことによってその分団の力も上がっていくのかなと考えますので、そういった部分でご理解いただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 いろいろひもづいているところもございますでしょうし、当初に予定を立てろというのも非常に酷なことも分かっておりますし、新しい試みですので、見えてきたところもあるのも重々分かっているつもりですので、あまり強く言うつもりはないので、ただ、被服費の残とか、この金額じゃできるかといったら、あれなんです、例えばアルミックスというか、長靴、足用の防護服等は結構ずっと昔から使っているようなところがあって、経年劣化している、今まである備品等もありますので、ご無理のない範囲でというか、ご意見を聞ける場を設けていただきながら執行していただけたらなと思うところでございます。意見ですので、特になければ大丈夫です。

【茂内委員長】 濁川町民安全課長。

【濁川町民安全課長】 ありがとうございます。消防団員の皆様方は、お仕事を持ちながら、ほぼボランティア活動の形で町のためにご従事していただいております。その方々の意見というのは、当然皆様一人一人にお聞きするわけにはいきませんが、今消防団アプリということで、様々な形で団員一人一人からご意見を聞けるようなものも導入いたしております。分団長会議の中でもそういったご意見があれば、来年度例えばこういったものをそろえてほしい、こういったものが古くなっているから新しくしてほしいというご要望については、広く聞かせていただいて予算化できるように要求していきたいと思っております。

以上でございます。

【茂内委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 町民部最後、町民窓口課より令和5年度の決算の説明をさせていただきます。説明につきましては尾畑課長より、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和5年度決算につきまして説明させていただきます。説明に当たりましては、タブレット120町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料の2ページをご覧ください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などでございます。報償費につきましては、わたしの提案制度の報償品の購入費でございます。旅費は、職員の会議等出席のための普通旅費でございます。続いて、本事業の財源でございますが、全額一般財源となります。

タブレット資料3ページをご覧ください。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費でございます。報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員の謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼です。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、男女共同参画プランアンケート返信用封筒購入費でございます。役務費は、男女共同参画プランアンケートの役場からの発送とアンケートの返信に係る郵送料でございます。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

タブレット資料4ページをご覧ください。次に、平和推進事業費ですが、平和思想の普及啓発事業に要する事業費です。需用費の消耗品費につきましては、平和推進事業のためポスター用のラミネーター

及びラミネートフィルムの購入費でございます。役務費は、平和パネル展用の資料を借用する際の郵送料でございます。使用料及び賃借料は、核兵器廃絶平和都市宣言広告塔用地の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーシップ納付金です。なお、本事業費の財源は全て一般財源となります。

地域活動推進費は以上でございます。

次に、タブレット資料の5ページをご覧ください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱える様々な問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費につきましては、司法書士相談の相談員への謝礼並びに寒川町自殺対策計画推進に係る寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼でございます。旅費は、寒川町自殺対策計画推進協議会委員の費用弁償並びに職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費につきましては、自殺対策啓発用チラシ作成に係る用紙購入費でございます。委託料は、法律相談への弁護士派遣の委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町人権擁護委員会への補助金、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金及び町民が茅ヶ崎市の司法書士相談を利用した場合に支払う司法書士相談業務負担金でございます。扶助費は、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族または障害を受けた町民に対し支援する犯罪被害者等見舞金支給事業に関するもので、5年度は支給がなく全額執行残となっております。

続いて、町民相談事業費の特定財源でございますが、下段の表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料6ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費です。需用費の消耗品費は、人権啓発講座等の資料代、人権啓発活動で配布する啓発物品などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座や研修の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川県人権センターへの啓発活動事業補助金でございます。

続いて、人権啓発事業費の特定財源でございますが、下段の表に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料7ページをお開きください。消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活に関わるトラブルから消費者を守り、また正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております。消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費につきましては、消費生活相談の相談員への謝礼でございます。需用費の消耗品費は、相談員が使用する参考図書の購入費でございます。役務費は、消費生活相談員の事故等に対する損害保険料でございます。負担金補助及び交付金は、町民が茅ヶ崎市の消費生活相談及び多重債務相談を利用した場合の負担金と国民生活センター研修への参加負担金です。

続いて、消費生活相談費の特定財源でございますが、下段の表のとおりでございます。

以上で、総務管理費の説明を終わります。

次に、タブレット資料8ページをお開きください。職員給与費をご覧ください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員の人件費でございます。

続いて、特定財源でございますが、下段の表のとおりでございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳経費でございます。こちらは法令に基づいて戸籍住基台帳等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行等を行うための経費でございます。報酬、職員手当等につきましては、会計年度任用職員に係る経費でございます。共済費は、会計年度任用職員に係る社会保険料、共済組合負担金です。旅費は、職員の普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費の消耗品費は、戸籍事務、住民基本台帳事務、交付事務に係る事務用品及び参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出書等でございます。役務費は、マイナンバーカード関連の通知のための郵送料及びコンビニエンスストア等での住民票及び印鑑証明書の自動交付サービスに係る手数料等でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守委託、コンビニ交付システムに係る保守委託料、寒川町民が茅ヶ崎市の斎場での火葬を利用するための斎場運営維持管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、マイナンバーカード等の発行用の窓口端末のコンピューター借上料及びマイナポイント設定用スマートフォン借上料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金、コンビニにおいて証明書等を交付するための地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金、また旅券発給等事務委託に関する負担金といたしまして、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に係る経費負担等に関する協定書に基づき湘南パスポートセンターへ支払った負担金がございます。令和5年度の旅券申請件数は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の合計で2万9,697件、寒川町は938件、前年度比全体で1万4,795件増でございまして、寒川町は473件増となっております。ほかに戸籍事務委託金負担金があり、戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございます。令和5年度の戸籍証明書交付通数は、湘南パスポートセンター全体で2,423通、寒川町は121通です。前年度比全体で637通増でございまして、寒川町は44通増となっております。なお、執行残につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳経費の特定財源でありますが、下段に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料10ページをご覧ください。歳入決算の概要でございます。諸収入についてですが、町からの寒川町人権擁護委員会への令和2年度と令和3年度の補助金のうち支出されなかった残額が令和5年度まで繰り越されており、昨年度の監査におきまして、補助金において支出しなかった分については、返還されるべきであるというご指摘を受けまして、寒川町人権擁護委員会から町に対して令和2年度分として1万7,812円、令和3年度分として5万2,694円、合計7万506円を寒川町人権擁護委員会補助金過年度返還金として返還されたものでございます。

以上で、町民窓口課の令和5年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審査をよろしくお願いいたします。

【茂内委員長】 以上、説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、3ページで、男女共同参画の事業ですけど、これに関して先日も青木議員が一般質問をやりましたけど、このときは計画を立てるためのアンケートとか様々やったと思うんですけど、その結果についてお伺いします。それから4ページで、平和推進事

業ですけど、今回このときには平和パネル展をやったという報告もありました。それに対してどれぐらいの参加者が見に来たか、もし人数を把握されていればお願いします。それから7ページで、消費生活相談ですけど、今いろんな詐欺事件が様々あって、相談とかもあるということで、それについてどの程度の相談があったのか、5年度で、もし分かればお願いします。それから9ページで、戸籍住民基本台帳経費ですけど、今年度はマイナンバー関係もいろいろと手続されているわけですけど、それに関していろんなトラブルとかがあったのか、もし分かればお願いします。それと窓口でデジタル課でも聞いて、こちらだと思ったんですけど、書かない窓口で5年度から取り組んでいると思うんですけど、それに対してどのような効果があったのかというのを聞きします。あとそれと窓口課でも一つですけど、自衛隊への名簿の提供で、どういうことを行ったのか、もしあれば伺います。

【茂内委員長】 山田委員、最後のは決算には関係ないので、質問なしということでよろしくお願いします。

尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 大きく質問を5点いただきました。まず、1点目の男女共同参画プランの関係で、令和5年度にアンケートを実施いたしました。アンケートは、まず在住の方18歳以上の男女1,500人を対象に無作為抽出で郵送による配布を行いまして、郵送で回収いたしまして、期間といたしましては、11月1日から11月27日までの期間で調査を実施いたしました。457通の回答がございまして、回収率は30.5%でございました。アンケートの内容は、女性の就業に関することですか、男性の育児、介護休暇に関すること、仕事と生活の調和に関すること、男女の平等化に関すること、職場、学校、家庭等でのセクハラ、パワハラ、DVに関すること、LGBTQに関することなどでございました。それで、昨年度5年度にアンケートを実施いたしまして、こちらの男女共同参画プランの計画期間が今年度までとなっております、昨年度実施したアンケートも資料として、今ちょうど来年度からの男女共同参画プランを策定中でございまして、今回のアンケートの結果を生かしてまいりたいと考えております。

【茂内委員長】 三留副主幹。

【三留副主幹】 それでは、昨年度開催いたしました平和パネル展の来場人数につきましてご報告いたします。令和5年度は寒川総合図書館において平和パネル展を開催いたしました。川崎大空襲から平和について考えるということで、川崎平和館に展示されております川崎大空襲のパネルを期間限定で展示いたしました。来館者数は8,302人、開催中の1日の平均来場人数は830人でございました。

以上です。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 3点目の消費生活相談の関係なんですけれども、こちらの令和5年度の相談実施日数は96回、相談件数は125件でございました。相談内容といたしましては、インターネット通販のトラブル、住宅工事、それから住宅修繕のトラブルなどでございました。それから4点目のマイナンバーカードでトラブルがあったかというようなご質問であったかと思うんですけども、特段マイナンバーカードの交付などに当たりまして、トラブルというのは発生しておりません。それから5点目の書かない窓口の件でございまして、そちらの効果等でございますけれども、書かない窓口につきましては、今年1月から書かない窓口を始めました。書かない窓口とは、窓口においてマイナンバーカードを使用

して住所、氏名、生年月日、性別の記載がある申請書を印刷することにより、申請書にこの4つの項目を書かなくて済むということでございます。書かない窓口は、マイナンバーカードの暗証番号初期化の手続において、令和5年度1月から3月までの申請435件のうち174件、割合としては40.0%、令和6年度4月から8月までの申請674件のうち506件、割合としては約75.1%の利用がございました。また、マイナンバーカードの更新等記載変更の手続において、令和5年度1月から3月までの申請367件のうち199件、割合といたしましては約54.2%、令和6年度4月から8月までの申請1,030件のうち886件、割合としては約86.0%の利用がございました。このように書かない窓口の利用は着実に増えております。町民の方にとって書くという手間が省けますし、手続の時間短縮にもつながっていると考えております。以上でございます。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 順次質問していきます。まず、男女共同参画のアンケートで回答率が30.5%ということで、アンケートをやってもなかなか回答率が上がらないというところが現実かなと思うんですけど、次のときにはもう少し回答率を上げるような対策が必要かなと思いますので、今回のアンケートに対してもし対策を考えられていましたら、お願いします。あとそれから平和推進事業ですけど、図書館で8,302人ということで、それなりに結構来場者も多かったのかなと、いいかなと思います。たしか川崎のパネル展の資料も持ってきて、こちらで聞いていいのか分からないんですけど、たしか直接図書館の企画だったか、町民センターの企画だったかですけど、直接現地まで行ったという企画もあったのを記憶しているんですけど、現地を見るのもいいことかなと思いますので、今後の取組でもし考えていることがありましたら、お願いします。あとそれと消費生活相談ですけど、96回開いて125件ということで了解しました。通販関係はどうしてもいろんなトラブルがあるということでもありますけど、相談を受けた後の対策というものにしっかりとまたつなげていただきたいと思います。それからマイナンバーに関してもトラブルはなかったということで、あと書かない窓口についてですけど、マイナンバーを利用した記入の手間が緩和されるということで了解しました。それなりに利用者もいるということですけど、今後私たちも総務常任委員会で北海道北見市に視察に行きましたけど、そこでもさらに進化した手続のことをやっていました。そうするためにしっかりと調査研究していただきたいと思いますので、もしコメントがあればよろしくをお願いします。

以上です。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 まず1点目の男女共同参画のアンケートの関係なんですけども、回答率を上げる対策ということなんですけど、昨年度行っただけなんですけど、まだ次のアンケートに向けてそんなに考えているわけではないんですが、皆さんが男女共同参画に関心を持っていただければ、こういうアンケートをしても回答率も上がってくるのかなと思いますので、男女共同参画の推進にかかる取組をしっかりと今はやっていきたいと考えております。

【茂内委員長】 三留副主幹。

【三留副主幹】 平和事業につきまして、川崎平和館を訪れるのもよいという委員のご意見というか、ご要望というか、ありましたが、確かにそういう場所に行ってみて、自分で見てみるのもとても勉強に

なりますので、今後検討していきたいと思います。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 3点目の消費生活相談なんですけれども、いろいろな相談を受けているんですけども、相談される方にとっては結構深刻だったりしますので、きちんと相談者に寄り添って、相談員の方も一生懸命やってくださっているんですけども、今後もきちんと行っていきたいと考えております。それから5点目の書かない窓口の今後のことなんですけども、例えば茅ヶ崎市では、職員が聞き取って必要な情報を全て端末に入力しているんですけども、書かない窓口を導入するには、窓口スペースですとか、人員、経費、待ち時間など様々な問題を考えていく必要がありますので、町民にとってどのようにすることが利便性の向上につながるかなどの視点を持ちながら今後総合的に調査研究していきたいと考えております。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 まず5ページの町民相談事業費で、7ページの消費生活相談事業が不用額なんですけど、ここは不用額がちょこちょこ出ているんですけど、これは毎週水曜日だとか決まった曜日で相談事業というのは各種されていると思います。その中で不用額が出ているというのは、思っている以上に利用者が少ないのか、またはほどほどなのか、その現状がどういう感じなのかお伺いします。次の質問は、8ページの職員給与費で、こちらも不用額が少し出ているんですけど、例えばマイナンバーが普及し始めたり、コンビニ利用者も増えていたりして、業務量が減ってきたので、例えば残業代がなくなったとか、そういったことで減っているのか、あと広域交付が2月ぐらいから始まっていると思うんですけど、そこで何か業務量が減ったのか増えたのか分からないですけど、そういったところで影響があるのかという観点でお伺いします。

以上2点お伺いします。

【茂内委員長】 三留副主幹。

【三留副主幹】 それでは、1点目の町民相談事業費の不用額についてご説明させていただきます。相談にかかる費用なんですけれども、報償費、司法書士相談員謝礼なんですけれども、こちらは1回につき5,000円かかりまして、年間で令和5年度は11回ございましたので、5万5,000円を支出いたしました。ほかには寒川町自殺対策計画推進協議会委員の謝礼ということで、年3回予定しておりましたが、年2回の開催となりましたので、謝礼の残が出たところでございます。旅費につきましては、費用弁償としまして、自殺対策計画推進協議会委員の出席旅費を2回支出いたしまして、1回が2,236円でしたので、4,472円が委員の旅費として支出されました。ほかに職員の会議等出席旅費として5,500円を支出いたしました。オンラインの会議になったりすることもございまして、旅費につきましては、残が1万28円となったところでございます。

以上が残が出た理由でございます。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 2点目の職員給与費で不用額がかなりあったということについてなんですけど

ども、特に町民窓口課の事業を縮小したとか、何かがあったということではなくて、職員の療養休暇とか、休職されている職員はその分がかからなかったり、あと人事異動が10月にあったりすると、若い方が入ってくると、その分安くなるとか、そういうことでございまして、町民窓口課の事業そのものをやらなかったとか、縮小したとか、そういうことではございません。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。最初の質問なんですけど、各種相談事業に関して住民の方々が予約がとれない状況でもないし、利用者がほとんどいないという状況でもないですね。分かりました。その上で次年度予算編成では現状維持で同じように予算を編成していくということによろしいでしょうか。2点目の質問なんですけど、マイナンバーが普及している中で、業務量の観点ではどうですか。あと広域行政が始まったところで業務量はどうかという点をお伺いします。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 マイナンバーの利用が多くなったとか、申請がありますので、それに伴って当然事務量は増えます。それから広域行政で2月から寒川以外に本籍がある方の戸籍謄本がとれるようになっていきますけども、そういうところで事務量が少しずつ増えている状況はございます。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 マイナンバーが普及したので事務量が増えているということでもいいんですよね。今の答弁を聞くと、マイナンバーが増えたので、その手続の事務量が増えた、マイナンバーが普及したらコンビニ交付が増えると思うんですけど、それに関しては事務量はあまり変わらないとか、そういうことなんですかね。あと続きまして3回目なので、広域行政は寒川ではない方が寒川から利用できるのも、それは増えるというのは分かりました。先ほど山田委員からもありましたが、デジタル課では手書きだったら2分かかるところが、掛ける件数分で時間が削減できるとか、作成支援もしなきゃいけないので、その部分も1回作成支援に3分かかるところが、交付機を使うので削減できるという定量的な数字も出してもらったので、非常に効果があるのかなと思います。その上で、あと例えばなんですけど、寒川は柱が多い中で、何番の方と大きな声をされていると思うんですよね。そういうところはサイネージがあるんだけど、番号案内とかはないですし、番号発券機もなかったりするんですけど、改善という意味で次年度予算を編成していく上でお考えがあるかどうかお伺いします。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 電光掲示板を設置して番号を表示させるシステムを導入するとか、そういう件になってくるかと思うんですが、町民の中には聴覚に障害のある方などがいらっしゃいますので、そのような方は、電光掲示板があれば目で見て番号を把握することができると思います。また、待っている間にトイレなどで席を外す方もいらっしゃいますけれども、戻ってこられたときに電光掲示板があれば、呼ばれたかどうか分かりました。あと機械による番号の読み上げによりまして職員が大声を張り上げなくてもよくなるということもございます。このようなシステムにつきましては、町民窓口課だけに導入すればよいのか、ほかの窓口のある課にも必要なかなどいろいろ調整しなければならないこともございますので、他市町村の動向も参考にしながら今後調査研究してまいりたいと思っております。

す。

それからマイナンバーカードが普及することによって、事務量なんですけども、確かに住民票と印鑑証明のコンビニ交付が増えれば、その分窓口で発行していないということがあるのですが、現在のところ順調にコンビニ交付が伸びてはいるんですけども、マイナンバーカードの発行ですとか、そういう事務もかなりありますので、今のところはマイナンバーカードによって事務量が減っているとか、そうは考えられないような状況でございます。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 町民相談事業と消費者相談の関係なんですけども、町民相談の関係については、弁護士さんだったり、それから司法書士さんだったり、この辺については相談された方の満足度とか、そういうものがあってよかったとか悪かったとかというのはいろいろあるみたいなんですけども、いい答えが出てくればいいんでしょうし、そぐわない答えが出ればあまりよくなかったということになったりするんですけども、ただ、そちらについては、そういう関係でもって受け取り方でいろんな形があると思いますが、何件か私にも連絡があって、消費者相談については96日で126件という話なんですけども、茅ヶ崎から来てくれている消費者相談の先生に非常にいいアドバイスをしていただけるのと、併せて自分が動かずとも相手方にも連絡してくれる、そういう意味では本当に温かい相談をしてくれる、こういう報告をいただいています。そういった意味では自信を持って進めてもらいたいなと思うのと、併せて先生にもお礼を言っていただきたいなと思います。喜ばれている方が本当につらい思いをして、例えばクーリングオフをするにしても、限度がありますから、そういった意味での厳しさだとか、「しまった、失敗しちゃった」と落ち込んでいるところに、いろんな意味でのアドバイスをいただいて、それでやっていただけるということで、非常に喜ばれておりますので、ここは自信を持って進めていただきたいのと、併せて先生にもお礼を言っておいてほしいなと思います。また我々も町民の方からそういう話があれば、また皆さんにもお伝えもするし、先生方も非常に喜んでやっていただいているということも、また町民の皆さんにも伝えていきたいと思っていますので、その点だけはどうしても言っておきたいことだったので、もし見解があればいただきたいと思います。もう一点は、マイナンバーカードの関係なんですけども、5年度の実績の中でどのくらいの率になっているのか、申請というのか、交付というのか、これは任意ですから、まだ現段階では。ただ、今、河野大臣が一生懸命今年12月2日から保険証がこうなりますよということで、いろんな形で進めようという努力をされているみたいなんですけども、ただし、任意だけにまだまだ交付されていないというか、申請されていない方もおると思うんですが、その辺の状況が5年度末でどういう状況になっているか報告をいただけますか。

【茂内委員長】 三留副主幹。

【三留副主幹】 ただいまの消費生活相談につきまして、ありがとうございます。消費生活相談員の先生にも、ぜひ感謝されているということをお伝えいたしますので、今後も皆様に感謝されるような相談をしていきたいと思っています。また、弁護士相談とか司法書士相談につきましては、相談が終わった後にアンケートをとっているんですけども、皆さんから大体満足しましたという回答が多くあります。

ただ、30分という限られた時間ですので、もう少し時間が欲しかったという方も中にはいらっしゃいましたけれども、おおむね皆様が帰られるときに相談してよかったとおっしゃってくださるので、とてもいい相談事業をしていると、自画自賛じゃないんですけれども、今後も続けてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 2点目のマイナンバーカードの交付率の関係なんですけども、令和5年度今年3月末時点での交付率は、町が76.76%、交付枚数が3万7,663枚となっております。マイナンバーカードの取得率向上に関してなんですけども、現在町民の利便性の向上を図るために、毎週木曜日17時から19時までの夜間と毎月第1と第3土曜日午前中に窓口を開設しております。またマイナンバーカードの周知といたしましては、これまで広報やホームページへの掲載のほか商工会等への申請案内のチラシ配布や寒川町へのポスター掲示などを行ってまいりました。また、今後につきましては、町民窓口課の窓口において本人確認及び写真撮影を行いまして、申請書を作成する窓口を設置することを検討しております。ほかにも調査研究段階でございますが、高齢者施設を訪問し、申請を受け付けたり、役場の公民館に臨時の受付窓口を設営して申請を受け付けたりすることも考えております。

以上でございます。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 弁護士さん、司法書士さんの相談事業の関係については、できたら予約をされて相談を受けるといいますので、そのときに相談を受ける姿勢というか、30分という時間でもってやりますから、どうしても言い足りなかった、それから肝腎なことを聞けなかった、あれも聞いておけばよかった、こういうことが結構あると思うんですよ。そういった意味ではできれば窓口で相談されて予約をされる方に、例えば聞きたいことを全部箇条書きにきてきて先生に聞くとか、そういうアドバイスをしてほしいと思うんですよ。初めて来る方たちにしてみると、とにかくべらべらしゃべって、肝腎なことを言わないで終わっちゃうみたい、あそこは分かっていたいなかったということで、時間が短かったみたいなことがあったりするので、できれば相談の予約の段階で窓口で電話に出られた方が、こういう準備をしてこられたらどうですかというアドバイスを的確にしてあげると、また違う形での相談の充実につながっていくと思いますので、その辺のアドバイスはお願いしたいなと思いますけども、この辺についてお願いできますか。

それからマイナンバーの関係については、約1万人がまだ申請されていないということになりますので、小さい子がいたり、お年寄りがいたりということで、これから先の1%、2%が大変難しい戦いになってくると思うんですけども、どうしてもやりたくない、任意ですから、テレビでもそういう言葉を発する人もいますし、あくまでもマイナンバーというのは嫌だと言う方もいますので、その理由はいろいろありますけども、ただどうしても身近にお年寄りの方にいろんなことを教えてくれない、どうしたらいいのか分からない、相談する方もいない、役所にはなかなか来づらい、いろんな意味で交付に届いていない、申請に届いていないという方もいると思いますので、もう一回初心に帰って、スタートに戻って、どういうアドバイスを、どういう情報提供をしたらいいのかということも含めて、検証していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

【茂内委員長】 三留副主幹。

【三留副主幹】 関口委員からのアドバイスありがとうございます。実は今相談の予約を受けるときに、30分ですので、できれば聞きたい内容をメモしておいていただければ相談がスムーズにできますのでというご案内をしております、あと相談員の先生等に見せられる書類、契約書等がございましたら、それもお持ちくださいとお伝えさせていただいております。

【茂内委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 マイナンバーカードの関係で、なかなか申請ができない、難しい方もいらっしゃるということで、確かにそのような方はいらっしゃると思いますので、先ほど高齢者施設を訪問したり、公民館で臨時受付窓口を設営するとか、そういうお話をさせていただいたんですが、ほかにも分かりやすいチラシを作るとか、いろいろできることはあると思いますので、その辺りを検討して実施してまいりたいと考えております。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、町民部町民窓口課の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、皆様、長い時間お疲れさまでした。今日決算特別委員会1日目ですけど、まだ続きますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変にお疲れさまでした。

午後7時27分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長